

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	信託の法定当初から受託者が債務を引き受け受けることができるかどうかについては、現行の信託法第1条は明確にしている。信託法第1条が「他人ヲ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められていない。受託者の有無責任制	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。							209001	法務省	事業信託の解禁	5010	5010001		G08	社団法人日本ゴルフ場事業協会	1	A	事業信託の解禁	事業信託制度を創設し、信託のビジネスツールとしての活用可能性を拡大すべきである。具体的には、現在法制審議会にて検討中の信託法改正において、以下を内容を実現すべきである。 「委託者=受託者」となる信託宣言を許容し、事業を第三者に移転することなく、自身で信託に付された事業の運営にあたることを可能とすること 受託者の有限責任制を創設し、特殊な技術・技能・ノウハウ等を有している者が、信託された事業の担い手(受託者)となる可能性を拡大すること		信託全般	
	信託法第1条 信託法全般	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。							209001	法務省	事業信託の解禁	5013	5013001		G08	石油連盟	1	A	事業信託の解禁	事業信託制度を創設し、信託の活用可能範囲を拡大されたい。具体的には、信託法を以下のように改正すべきである。 債務も信託財産の対象とし、事業の信託を可能とすること 信託宣言を許容し、自身で信託事業の運営にあたることを可能とすること 受託者が有限責任となる信託を創設すること		信託法全般	
	信託法第1条 信託法全般	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。							209001	法務省	事業信託を可能とする	5032	5032001		G08	日本弁理士会	1	A	事業信託を可能とする	信託法改正に際して、事業の信託が可能となるようにすべきである。事業の信託では、知的財産権を信託財産に含めることとその有効性を確保することができる。		信託法第1条、信託法改正要綱草案1提案3	知的財産推進計画2005、2005年6月10日、知的財産戦略本部、第3章には、知財信託等を用いた中小・ベンチャー企業への支援が掲げられている。事業信託は、中小・ベンチャー企業のみならず、大企業における事業の柔軟な組織生成や変更を可能とするため、今後の信託法改正により事業信託を可能とすべきである。また、事業を切り出す際、知的財産権を信託財産に含めると、事業収益の源泉を委託者から独立させることができる。そして、知的財産権による事業利益は、特許法等の法律が保護するところであるから、事業信託により、知的財産権の資産としての活用がより活性化されると見込まれる。
	信託法第1条 信託法全般	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。							209001	法務省	事業信託の解禁	5041	5041001		G08	鈴木健治	1	A	事業信託の解禁	信託の対象に債務を含める(草案第1、3)。なお、信託の定義につき「管理又は処分、を文字通りに解釈することなく、事業に必要な執行等を含むと解すべきである。		信託法第1条	事業信託の解禁により、企業提携や共同研究開発に際して事業を信託しつつ受益権を持ちあうなど相互関係を強める工夫が可能となる。その他、企業の一事業部門の財産と権利義務を信託することで、従業員への退職金を会社合併や分社化と同様な独立性を生じさせることができる。この事業信託については、受益者を誰にするのかという点を工夫することで、企業の支配下とする態様も、支配の対象外とする態様も、

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託法第1条 信託法全般	信託の法定当初から受託者が債務を引き受けられるかどうかについては、現行の信託法第1条は明確にしている。信託法第1条が「他人ラジテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められていない。受託者の有償責任制	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。						209001	法務省	事業信託の解禁	5062	5062001		G08	社団法人電子情報技術産業協会	1	A	事業信託の解禁	事業信託制度を創設し、信託のビジネスツールとしての活用可能性を拡大すべきである。具体的には、現行法制審議会での検討中の信託法改正において、以下を内容を実現すべきである。金銭や不動産などの「財産」に限定されていた信託の対象を「債務」にも広げ、事業の信託を可能とすること。委託者＝受託者となる信託宣言を許容し、事業を第三者に移転することなく、自身で信託に付された事業の運営にあたることを可能とすること。受託者の有限責任制を創設し、特殊な技術・技能、ノウハウ等を有している者が、信託された事業の担い手(受託者)となる可能性を拡大すること。受益権の有償証券化を可能とし、多数の投資家を募集して資金調達を図れるようにすること。		信託法全般	添付書類: 事業信託(信託宣言)の活用例	
信託法第1条 信託法全般	信託の法定当初から受託者が債務を引き受けられるかどうかについては、現行の信託法第1条は明確にしている。信託法第1条が「他人ラジテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められていない。受託者の有償責任制	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					209001	法務省	事業信託の解禁	5106	5106001		G08	日本ベンチャーキャピタル協会	1	A	事業信託の解禁	事業信託制度を創設し、信託のビジネスツールとしての活用可能性を拡大すべきである。具体的には、現行法制審議会での検討中の信託法改正において、以下を内容を実現すべきである。金銭や不動産などの「財産」に限定されていた信託の対象を「債務」にも広げ、事業の信託を可能とすること。委託者＝受託者となる信託宣言を許容し、事業を第三者に移転することなく、自身で信託に付された事業の運営にあたることを可能とすること。受託者の有限責任制を創設し、特殊な技術・技能、ノウハウ等を有している者が、信託された事業の担い手(受託者)となる可能性を拡大すること。受益権の有償証券化を可能とし、多数の投資家を募集して資金調達を図れるようにすること。		信託法全般	添付資料: 事業信託の活用例		
信託法第1条 信託法全般	信託の法定当初から受託者が債務を引き受けられるかどうかについては、現行の信託法第1条は明確にしている。信託法第1条が「他人ラジテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められていない。受託者の有償責任制	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					209001	法務省	事業信託の解禁	5128	5128001		G08	株式会社インスパイア	1	A	事業信託の解禁	事業信託制度を創設し、信託のビジネスツールとしての活用可能性を拡大すべきである。具体的には、現行法制審議会での検討中の信託法改正において、以下を内容を実現すべきであります。金銭や不動産などの「財産」に限定されていた信託の対象を「債務」にも広げ、事業の信託を可能とすること。委託者＝受託者となる信託宣言を許容し、事業を第三者に移転することなく、自身で信託に付された事業の運営にあたることを可能とすること。受託者の有限責任制を創設し、特殊な技術・技能、ノウハウ等を有している者が、信託された事業の担い手(受託者)となる可能性を拡大すること。受益権の有償証券化を可能とし、多数の投資家を募集して資金調達を図れるようにすること。		信託法全般	添付資料: 事業信託の活用例		
信託法第1条 信託法全般	信託の法定当初から受託者が債務を引き受けられるかどうかについては、現行の信託法第1条は明確にしている。信託法第1条が「他人ラジテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められていない。受託者の有償責任制	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					209001	法務省	事業信託の解禁	5136	5136009		G08	(社)日本ユー・ビジネス協議会連合会	9	A	事業信託の解禁	事業信託制度を創設し、信託のビジネスツールとしての活用可能性を拡大すべきである。具体的には、現行法制審議会での検討中の信託法改正において、以下の内容を実現すべきである。金銭や不動産などの「財産」に限定されていた信託の対象を「債務」にも広げ、事業の信託を可能とすること。委託者＝受託者となる信託宣言を許容し、事業を第三者に移転することなく、自身で信託に付された事業の運営にあたることを可能とすること。受託者の有限責任制を創設し、特殊な技術・技能、ノウハウ等を有している者が、信託された事業の担い手(受託者)となる可能性を拡大すること。受益権の有償証券化を可能とし、多数の投資家を募集して資金調達を図れるようにすること。	事業信託の活用による中小・ベンチャー企業の実現の創出	信託法全般	添付資料: 事業信託(信託宣言)の活用例		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託法第1条 信託法全般	信託の取 定当初から 受託者が債 務を引き受 けることが できるかど うかにつ いては、現 行の信託法 第1条は明 確にしてい ない。 信託法第 1条が「他 人ラシテ 定ノ目的ニ 從ヒ財産ノ 管理又ハ 処分ヲ為 サシムル」 と規定して いるため、 委託者が 自らを受 託者とする 信託宣言 は、現行の 信託法上、 認められて いない。 受託者の 有期限債 権の取 定当初から 受託者が債 務を引き受 けることが できるかど うかにつ いては、現 行の信託法 第1条は明 確にしてい ない。 信託法第 1条が「他 人ラシテ 定ノ目的ニ 從ヒ財産ノ 管理又ハ 処分ヲ為 サシムル」 と規定して いるため、 委託者が 自らを受 託者とする 信託宣言 は、現行の 信託法上、 認められて いない。 受託者の 有期限債 権の取	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。 要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。 現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					209001	法務省	事業信託制度の創設	5137	5137001		G08	中島 秀記	1	A	事業信託制度の創設	信託の対象を「債務」にも拡大し、「事業」の信託も可能としてほしい。また、それに伴い、委託者自身が受託者となる信託宣言を行うことも認めてほしい。		手続面や、設計に自由度があること、意思決定の迅速性など信託の柔軟性を生かし、信託が様々な事業活動に利用されやすくするため、事業信託の実現を図ってほしい。特に事業単位での再編が行いやすくなる。	信託法全般		
信託法第1条 信託法全般	信託の取 定当初から 受託者が債 務を引き受 けることが できるかど うかにつ いては、現 行の信託法 第1条は明 確にしてい ない。 信託法第 1条が「他 人ラシテ 定ノ目的ニ 從ヒ財産ノ 管理又ハ 処分ヲ為 サシムル」 と規定して いるため、 委託者が 自らを受 託者とする 信託宣言 は、現行の 信託法上、 認められて いない。 受託者の 有期限債 権の取	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。 要望内容である事業信託等の解禁については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。 現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					209001	法務省	事業信託制度の創設	5138	5138001		G08	山本 崇史	1	A	事業信託制度の創設	金銭や不動産などの財産に限定されている信託の対象を「債務」にも拡大し、「事業」の信託も可能とするもの。また、その一環として、委託者自身が受託者となる信託宣言を行うことも認め、事業の所有を完全に第三者に移転することなく、営業を継続することを可能とするもの。		信託制度は、法人法制では対応しきれないニーズに対して柔軟な対応ができるビークルとしての役割が期待される。従来の金銭や不動産以外にもビークルに移転可能な対象を拡大することで債権者・債務者(委託者・受益者)共にメリットのあるスキームの構築が可能になり、リスクの高い事業・企業のスタートアップや、経営等建て直しが必要な企業等の事業・企業の再生支援に有効に活用できることが期待されるため。	信託法全般		
出入国 管理及び 難民認定 法第7 条第1項 第2号の 基準を定 める省 令、技能 実習制 度に係る 出入国 管理上 の取扱い に関する 指針(法 務省告 示第14 号)	技能実習の 対象職種 は、62職種 114作業と なっている。	c		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。					209002	警察庁・法務省・厚生労働省	研修・技能実習制度の業種拡大	5024	5024001		G16	国土興産株式会社	1	A	研修・技能実習制度の業種拡大	現在の62職種を拡大いただき、リサイクル業も指定業種に入れてほしい。	古紙、金属類、プラスチックなどのリサイクル事業	循環型社会への取り組みは日本だけでなく、全世界で取り組まなければなりません。弊社では「分ければ資源」をキーワードにし、家電及びプラスチックの分別を行っています。特にプラスチックは、正しく分別すれば何度でも利用することができます。しかし、プラスチックの種類は多く、また機械を用いた分別は大変困難です。よって、分別者の知識は勿論のこと、視覚や嗅覚、触覚、さらには聴覚を用いてプラスチックの分別を行っています。分別を行った後、破砕などの工程を行い、再生ペレットを生産することにより、プラスチックのリサイクルが完了いたします。これらの知識や技術を習得するためには、3年間の研修を行わなければならないと考えております。研修及び実習が完了した際には、循環型社会を構築するための人材として日本のみならず世界規模で必要となる人材になると思われま。	出入国及び難民認定法		
出入国 管理及び 難民認定 法第7 条第1項 第2号の 基準を定 める省 令、技能 実習制 度に係る 出入国 管理上 の取扱い に関する 指針(法 務省告 示第14 号)	技能実習の 対象職種 は、62職種 114作業と なっている。	c		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。					209002	警察庁・法務省・厚生労働省	技能実習制度の対象職種拡大	5031	5031001		G16	(社)日本インドネシア経済協力事業協会	1	A	技能実習制度の対象職種拡大	現行62指定業種を大幅に増やして欲しい。		現行制度では、対象が62に限定されており、これ以外の業種に属する多数の企業からの要望に応えられません。具体的には、農業、林業、水産業、サービス業(例えばホテル、ガラス製造、発泡スチロール成形、自動車の整備等)裾野分野の広大な自動車関連部門、クリーニング業、化学工業及び既存以外の食品加工の製造等があげられます。若者の職業観と価値観が大きく変化しており、新卒でも、ハローワークでも長続きせず、すぐ離職してしまう、折角指導教育しても、ものになる前に辞めてしまい、技術が移転できず、無駄が多い。この解決には、職種を拡大し開口を広げるのが一番効果があると考えます。一方、研修制度の枠は崩さぬよう、新職種に対応する検定試験の創設を必要とあります。	出入国及び難民認定法		

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第14号)	C		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものが必要である。したがって、技能検定制도가整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。						209002	警察庁・法務省・厚生労働省	技能研修制度の職種、作業の拡大	5036	5036001		G16	株式会社ニチレイ ティーセンター	1	A	技能研修制度の職種、作業の拡大	食品製造関係(6職種11作業)に低温冷凍食肉、食品加工、包装作業を指定職種に入れて欲しい。		若年労働者の確保が困難であり技術移転、継続的人的確保が食品加工部門の重要課題となっております。研修制度の採用を検討しましたが研修生受け入れ対象職種、作業に合致していませんでした。是非共指定職種、作業に追加して頂くことを要望します。採用ができれば技術移転、国際貢献に寄与出来ると確信しております。是非食品加工製造を指定職種に追加して頂くことを要望いたします。	難民法	
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第14号)	C		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものが必要である。したがって、技能検定制도가整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。		現在職種を追加するには、ご回答にある技能検定制度もしくは評価制度が整備されなければならないことは承知しているが、技能検定制自体、現場で使われる技術とのずれができていて考えられるほか、ここ数年、製造・機械・金属分野では職種の追加が認められていない。技能移転ができる管の分野で国際貢献を行うことができず、指定職種・作業と実態からの乖離が広がっていると考えている。職種追加を行う方法について、手続の簡便性・迅速性を備え、現場の実態に則したその他の方法をご検討頂きたい。		前回回答のとおり、対象職種については、公的評価に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものであることが必要であり、手続を経ることで当然に追加が認められるものではない。いずれにしても、関係府省と協力して、幅広く対象職種を見直していくとともに、円滑かつ迅速に対応できる方法を引き続き検討していきたい。	209002	警察庁・法務省・厚生労働省	技能実習制度の職種拡大	5040	5040001		G16	リバー Steele 株式会社	1	A	技能実習制度の職種拡大	機械金属関係の金属プレス加工で鋼管引き抜き作業を指定職種、作業に入れて欲しい。		若年労働者の確保が困難であり技術移転、継続的人的確保が製造部門の重要課題となっております。研修技能実習制度の採用を検討しましたが実習生移行試験で対象職種、作業に合致していませんでした。是非共指定職種、作業に追加して頂くことを要望します。研修制度で採用できたら技術移転、国際貢献に寄与出来ると確信しております。	難民法		
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第14号)	C		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものが必要である。したがって、技能検定制도가整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。						209002	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人研修生・技能実習制度について	5061	5061002		G16	ゴウダ株式会社関東工場	2	A	外国人研修生・技能実習制度について	技能実習移行職種の増加: 現行では限られた職種のみ技能実習移行が可能になっているが、その対象となる職種を増やして貰いたい		研修生受け入れの成果を受けて、社内の別部署からも検討したいといった意見が出たが、技能実習移行可能な職種の問題、研修生の人数枠の問題があり実行できないのが現状。職種の問題からも、制度の拡大を検討頂きたい	難民法	
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第14号)	C		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものが必要である。したがって、技能検定制도가整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。						209002	警察庁・法務省・厚生労働省	研修実習制度の職種の拡大	5139	5139001		G16	民間企業	1	A	研修実習制度の職種の拡大	特殊機能フィルムの加工製造業を対象職種に追加していただきたい	特殊機能フィルムの加工製造業(特殊フィルムに特殊機能性樹脂を塗布・塗装し乾燥、加工、検品までの一連の製造作業)	パソコン、テレビなどに使用されるフラットパネルディスプレイは飛躍的に世界需要が拡大しています。特殊機能フィルムはフラットパネルディスプレイに不可欠な部材です。また、その加工技術は他の分野での活用も期待でき、今後発展を目指す、国、地域にとっては産業の裾野の拡大のために有益な分野であると確信します。	難民法	

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第14号)	技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	C		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。						209002	警察庁・法務省・厚生労働省	研修実習制度の職種の拡大	5139	5139002		G16	民間企業	2	A	研修実習制度の職種の拡大	食用加工油脂製造作業を対象職種に追加していただきたい	マーガリン・ショートニングの製造に必要な原材料受入れ、投入作業および包装工程製造・監視作業	食品に対する嗜好の多様化からマーガリン・ショートニングの使用範囲が拡大しています。食生活は各国により異なっており、日本の食文化の一端を知りえることは今後の発展を目指す国々にとって有益になるものと確信いたします。	難民法	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度は、ある特定の技術について一定の期間我が国で研修・技能実習を行い、当該研修・技能実習において修得した技術を本国で生かすという技能移転を目的とした制度であるから、当該制度の趣旨に反して研修・技能実習生を研修・技能実習修了後にそのまま留置することを認めることはできない。	当社としても、国際協力・技能移転との制度の目的は理解しているつもりであるが、母国に戻った際の就職率は半分以下との調査結果もある。技術の高度化が進んだ現在、3年間という期間では、送出し国の経済・社会に貢献する十分な技能を習得できず、国際協力・技能移転という当初の目的を果たせなくなってきたのが実態である。日本で習得した能力だけでは母国に貢献できない状態を帰国させるのでは、制度自体の存在意義が問われる事になると考えられる。		C		・研修・技能実習制度においては、帰国後に我が国で修得した技術を生かした業種に復職することが前提となっており、復職できなかった理由をすべて我が国で修得した技術を生かすことができないためであるといえず、また、当該制度の趣旨からしても、研修・技能実習生を研修・技能実習修了後にそのまま留置することを認めることはできない。	209003	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	技能実習修了生の国内での就労の途を開放	5074	5074002		G17	株式会社スタッフサービス・ホールディングス	2	A	技能実習修了生の国内での就労の途を開放	現行制度では、3年で帰国しなければならないが、一定水準以上の技能を習得(公的機関等の一定の資格を取得)した者に対しては、潜在資格を付与し引き続き国内において就労可能とする。	認定資格取得のための支援(教育・情報提供)を行うとともに、制度の積極的な活用を実習生・受入企業双方に促す。	3年を超えて国内での就労が可能になれば、将来のキャリアビジョンより逆算して、長期スパンでの研修計画が設定可能となり、現行制度下での実習より高水準の技術が習得でき、母国の産業の発展に一層高いレベルで貢献することが可能になると思われる。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	添付資料「海外からの研修・技能実習生の受入構想について(案)」; P4、P6、P7参照
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度は、ある特定の技術について一定の期間我が国で研修・技能実習を行い、当該研修・技能実習において修得した技術を本国で生かすという技能移転を目的とした制度であるから、当該制度の趣旨に反して研修・技能実習生を研修・技能実習修了後にそのまま留置することを認めることはできない。	以下2点について、貴省の見解をお示し頂きたい。 (1) 技術移転・国際協力を目的として制度化されているところ、個人差はあるが2年間のみの技能実習を終えて本国に帰国した後にその技能がどれだけ生かされているか疑問である。実証的な分析結果はどうか。 (2) 真に国際貢献を考えると、研修・技能実習修了生のうち、一定の要件をクリアできる特に優秀な人材を、研修・技能実習制度とは別の制度の下で国内で就労可能にすれば、さらに高いスキル・キャリアを身に付けられ、結果として本国に帰国した際に本来の目的である技術移転が成立し、我が国の伝統技術の継承問題(特に特殊技術や伝統工芸分野等)を解決する方法たりうと考えるが如何か。		C		・研修・技能実習制度においては、帰国後に我が国で修得した技術を生かした業種に復職することが前提となっており、復職できなかった理由をすべて我が国で修得した技術を生かすことができないためであるといえず、また、当該制度の趣旨からしても、研修・技能実習生を研修・技能実習修了後にそのまま留置することを認めることはできない。	209003	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習就労後の就労ビザ取得制度の創設(就労ビザの要件緩和))	5119	5119003		G17	テンプスタッフグループ	3	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習就労後の就労ビザ取得制度の創設(就労ビザの要件緩和))	現在、技能実習就労後の日本での就労は認められていないが、技能実習修了生のうち、ある一定の高度スキルを持つものあるいは公的資格を有するものに対し、正規的就労ビザを取得できるものとする。	技能実習修了生のうち優秀な人材に対して、高度人材として正規のビザを発給することにより、日本経済の発展及び、世界の開発途上国の発展につながる。	優秀又は高度な人材を研修制度に基づき受け入れた場合であっても、技能実習終了時には雇用契約を終了させなくてはならない。後継者問題(特に特殊技術や伝統工芸分野等)を抱えている国内企業においては、修了生のうち優秀又は高度な人材については、就労を可能とするニーズが非常に大きい。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第四百一十一号)	技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度は、ある特定の技術について一定の期間我が国で研修・技能実習を行い、当該研修・技能実習において修得した技術を本国で生かすという技能移転を目的とした制度であるから、当該制度の趣旨に反して研修・技能実習生を研修・技能実習修了後にそのまま留置することを認めることはできない。						209003	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(就労ビザの優先発給)	5124	5124003		G17	株式会社ブルキャスト	3	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(就労ビザの優先発給)	技能実習修了後、優秀な技能実習生に対して就労ビザを発給し、引き続き日本で就労ができるようにする。		研修生の帰国後、技術取得の期間が短期間の為、母国での就労が困難なことから、習得した技術を生かす為には経験年数が必要となる。これを支援する為に優秀な研修生に対し、就労ビザの発給を優先し、元受入れ企業での実務経験を積み重ねる必要がある。	技能実習制度推進事業運営基本方針(平成十六年四月十九日改正)	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
司法書士法第3条第1項、第2号、第73条、第76条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続きについては、登記に代わって代理人に代わって登記を行うことはできない。また、違反者には罰則が科される。	C	I	商業・法人登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続きを代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。		再検討要請	C	I	商業・法人登記を代理して行うには、商法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱う適格性を有するといえるが、行政書士については、定款や行政庁への許認可の申請書類等の書面の作成や申請書類等の提出手続きの代理等を行っていることをもって、これが満たされているとはいえないことから、商業・法人登記の申請代理を行わせるのは相当ではない。	209004	法務省	商業・法人登記申請書の行政書士への開放	5043	5043001		G18	日本行政書士連合会	1	A	商業・法人登記の行政書士への開放	商業・法人登記は高度な知識及び専門的能力がもたられているので司法書士以外には、行わせることができないとされているが、登記事項は法定化されており登記すべき事項のみ申請すればよいとされているので、定款作成等会社設立に必要な書類を作成している行政書士へ登記申請業務の開放を求める。	企業促進を刺激して、国内経済を活性化して、国際競争力を高める。			
司法書士法第1項、第2号、第73条、第76条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続きについては、登記に代わって代理人に代わって登記を行うことはできない。また、違反者には罰則が科される。	C	I	商業・法人登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続きを代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。		再検討要請	C	I	商業・法人登記を代理して行うには、商法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱う十分な適格性を有するといえるが、行政書士については、定款や行政庁への許認可の申請書類等の書面の作成や申請書類等の提出手続きの代理等を行っていることをもって、これが満たされているとはいえないことから、商業・法人登記の申請代理を行わせるのは相当ではない。	209004	法務省	商業・法人登記申請書の行政書士への開放	5043	5043002		G18	日本行政書士連合会	2	A	商業・法人登記申請書の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうちの商業・法人登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	会社・法人設立や変更登記では、定款や総会議事録等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本府申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士等にも行えるようにすることで、依頼者は迅速かつ廉価なサービスを受けられることが可能となり利便性が向上する。又、会社・法人設立では許認可手続を伴うものが多く、登記申請手続を行政書士に行わせることにより、一貫したサービスの提供が可能となる。なお、電子公証制度に基づく定款の認証方法に「電子定款」があり、本会が発行している行政書士陽電子証明書が使用できることから、負担軽減と迅速性の確保が可能となる。別添資料「従前の法務省回答に対する意見」添付	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条	<資料添付> 「従前の法務省回答に対する意見」 商業登記申請代理に関する意見 法人登記申請代理についての意見	
司法書士法第1項、第2号、第73条、第76条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続きについては、登記に代わって代理人に代わって登記を行うことはできない。また、違反者には罰則が科される。	C	I	商業・法人登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続きを代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。		再検討要請	C	I	商業・法人登記を代理して行うには、商法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱うことができる。行政書士については、定款等の書類の作成に携わっていることをもって、これらの能力を有することが担保されているとはいえないことから、商業・法人登記の申請代理を行わせるのは相当ではない。	209004	法務省	商業・法人登記申請書の行政書士への開放	5069	5069001		G18	吉田智紀行政書士事務所	1	A	商業・法人登記申請書の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうちの商業・法人登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	商業・法人登記申請において、行政書士が申請書の作成及び提出手続をする。	司法書士法第3条	「計理士、または公認会計士が、会社その他の法人の設立を要嘱された場合は、その付随行為として登記申請書類の作成及び申請代理を行うことができるが、税理士は右のごとき会社設立及びその付随行為をすることはできない。(昭和35年3月28日民事第734号)	
司法書士法第1項、第2号、第73条、第76条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続きについては、登記に代わって代理人に代わって登記を行うことはできない。また、違反者には罰則が科される。	C	I	商業・法人登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続きを代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。		再検討要請	C	I	商業・法人登記を代理して行うには、商法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱うことができる。行政書士については、定款等の書類の作成に携わっていることをもって、これらの能力を有することが担保されているとはいえないことから、商業・法人登記の申請代理を行わせるのは相当ではない。	209004	法務省	商業・法人登記申請書の行政書士への開放	5069	5069001		G18	吉田智紀行政書士事務所	1	A	商業・法人登記申請書の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうちの商業・法人登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	商業・法人登記申請において、行政書士が申請書の作成及び提出手続をする。	司法書士法第3条	「計理士、または公認会計士が、会社その他の法人の設立を要嘱された場合は、その付随行為として登記申請書類の作成及び申請代理を行うことができるが、税理士は右のごとき会社設立及びその付随行為をすることはできない。(昭和35年3月28日民事第734号)	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第3号の基準を定める令、法務省令第202号(平成二年八月七日)、法務省令第204号(平成二年八月七日)	団体監視型の研修・技能実習制度については、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人のほか、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人の資金その他の援助を受けてその指導の下に研修を運営する商工会議所等が第一次受け入れ機関となる場合のみその実施を認めている。	C		JITCOが行う業務のうち、入管関係の諸手続の取次ぎ、不正行為の防止を含めた受け入れ機関に対する指導・支援、研修生に対する日本語教育や生活への各種支援をJITCO以外の機関が行うことは現在でも可能である。ただし、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず公的制度的な公平性、透明性、信頼性を確保・維持する必要があることから、営利を目的とする企業が行わせることはできない。なお、技能実習については、帰国後の復職を前提として実施されるものであるため、その点を考慮する必要がある。		再検討要請	C		現在でも入管手続きの取次ぎや教育・受入支援を行うことは可能であるが、例えば申請取次などはJITCOが優遇されており、受け入れ企業からJITCOの賛助会費、管理費用が高いとの意見もある。弊社のこれまでの事業経験から見れば、受け入れ企業、研修技能実習生双方のニーズをより的確に捉え、また一貫したサービスとすることでコストダウンをはかる事ができると考える。研修技能実習生の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず、公的制度的な公平性、透明性、信頼性を確保・維持することが必要であることから、JITCO等の非営利団体が行っているものである。なお、団体監視型の研修・技能実習の主旨は前回回答のとおりである。	209005	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	(財)国際研修協力が行う業務の民間開放	5056	5056001		G19	マンパワー・ジャパン株式会社	1	B	(財)国際研修協力が行う業務の民間開放	研修・技能実習制度の運営において、(財)国際研修協力が行う研修生の紹介、入管関係の諸手続、日本語教育や生活への各種支援等の業務を当社に民間開放する。さらに、当社が相手国の送出機関、我が国の第一次受け入れ機関となることを許可して欲しい。	(財)国際研修協力が行う研修生の紹介、入管関係の諸手続、日本語教育や生活への各種支援等の業務に加え、当社が相手国の送出機関、我が国の第一次受け入れ機関となること、研修生の受け入れ機関となること、研修生の受入企業及び研修生に対するワンストップサービスを行う。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示) 技能実習制度推進事業運営基本方針		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望規制別改革	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第百四十六号(平成二年八月十七日)、法務省告示第百四十七号(平成二年八月十七日)	団体監理型の研修・技能実習制度については、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人のほか、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人の資金その他の援助を受けてその指導の下に研修を運営する商工会議所等が第一次受入れ機関となる場合のみその実施を認めている。	C		-JITCOが行う業務のうち、入管関係の諸手続の取次ぎ、不正行為の防止を含めた受入れ機関に対する指導・支援、研修生に対する日本語教育や生活への各種支援をJITCO以外の機関が行うことは現在でも可能である。ただし、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず公的制度化しての公平性、透明性、信頼性を確保・維持する必要があることから、営利を目的とする企業に行わせることはできない。団体監理型の研修・技能実習は、国又は地方公共団体に準じた機関が受け入れ、公益的目的で技術移転を実現するために研修事業について特例を認めるものであり、営利団体はその対象とならない。		要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。  現在、JITCOが行っている事業は弊社を含む民間企業にたいして可能事業であるとの認識であり、民間企業が行うことが可能である。(例)弊社では、既にアジア圏において複数の教育機関を保持しており、さらに日本でその労務管理サポートも可能である。これらのノウハウを活用することにより、対象者および各企業に対するワンストップサービスが可能になり、効率化および品質向上に繋がります。さらには、弊社の強みであるキャリア形成支援を、研修・技能実習生にも提供することで、技術移転による国際貢献という制度の目的を、より効果的に達成することができると考えています。  また、本来、国が担当する事業においても、民間企業が担当することは可能であると考えます。(例「ハローワークの求人開拓事業」)	C		法令上、JITCOのみを指定しての特別な取り決め等はないが、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず、公的制度化としての公平性、透明性、信頼性を確保・維持することが必要であることから、JITCO等の非営利団体が行っているものである。  なお、団体監理型の研修・技能実習の主旨は前回回答のとおりである。	209005	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	(財)国際研修協力機構が担当している研修・技能実習生の斡旋業務、および対象者への研修支援、相談等を民間開放することにより、透明性を高めることが可能となる。当社は既にアジア圏での教育事業も実施しており、第一次受入れ機関としての資格を十分に満たしていると考えている。	5073	5073001	G19	株式会社メイテック	1	B	(財)国際研修協力機構が担当業務の民間開放について	人材に関しては長年蓄積したノウハウを保持しており、当社の教育研修カリキュラムや労務管理のノウハウを活用、海外での受入機関となることで、研修・技能実習生の送出入に関する業務、および対象者への研修支援、相談等のサービスをより透明な形で拡充することが可能。	既にアジア圏において複数の教育機関を保持しており、さらに日本でその労務管理サポートも可能である。これらのノウハウを活用することにより、対象者および各企業に対するワンストップサービスが可能になり、効率化および品質向上に繋がります。さらには、弊社の強みであるキャリア形成支援を、研修・技能実習生にも提供することで、技術移転による国際貢献という制度の目的を、より効果的に達成することができると考えています。	-技能実習制度推進事業運営基本方針			
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第百四十六号(平成二年八月十七日)、法務省告示第百四十七号(平成二年八月十七日)	団体監理型の研修・技能実習制度については、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人のほか、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人の資金その他の援助を受けてその指導の下に研修を運営する商工会議所等が第一次受入れ機関となる場合のみその実施を認めている。	C		-JITCOが行う業務のうち、入管関係の諸手続の取次ぎ、不正行為の防止を含めた受入れ機関に対する指導・支援、研修生に対する日本語教育や生活への各種支援をJITCO以外の機関が行うことは現在でも可能である。ただし、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず公的制度化しての公平性、透明性、信頼性を確保・維持する必要があることから、営利を目的とする企業に行わせることはできない。団体監理型の研修・技能実習は、国又は地方公共団体に準じた機関が受け入れ、公益的目的で技術移転を実現するために研修事業について特例を認めるものであり、営利団体はその対象とならない。		要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。  回答中に「日本語教育への支援や途上国や研修生・技能実習生に対する個別的な各種支援等、その他の機関が行うことは可能となっているが、JITCOへの特別な取り決め等、何か規定があるのであれば別案として頂きたい。」  現状では、研修・技能実習制度の一連のフレームワーク、JITCOが担っているため、実質的にJITCOの独占となっており、研修・技能実習生を受け入れている企業から、JITCOへの賛助会費や管理費が高いという批判もある。今回の要望は、JITCOが行っている業務が、民間企業が行うことができる事業であると判断し提出したものである。民間企業が行うことで、人材派遣業によって培われてきたノウハウを有効に活用し、より低コストで、より高いサービスの提供を行うことができる。民間企業が担うことができない業務がある理由も、明確にして頂きたい。  また、規制改革は、本来的に国が行う事業であって、民間企業が行うことは可能である事業を民間に開放しているものであり、国がやるべき事業と区別することは理由にならないと考え、民間・求人開拓事業等のハローワーク関連事業、国民年金保険料の収納業務等の社会保険庁関連事業や施設整備等事業の行方事業が市場化テストのモデル事業となっている。従来国が行ってきたとされていた事業が、民間開放されている。このような状況を勘案すると、研修生制度に関しては是非民間企業に開放すべきであり、新たに再意見を求めるもの。もし、民間開放をする際に支障がある法的な拘束や制度上の取り決め等があるものであれば、明確にして頂きたい。  研修生課長以下が各関係省庁の代表者として、個別に検討願いたい。	C		法令上、JITCOのみを指定しての特別な取り決め等はないが、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず、公的制度化としての公平性、透明性、信頼性を確保・維持することが必要であることから、JITCO等の非営利団体が行っているものである。  なお、団体監理型の研修・技能実習の主旨は前回回答のとおりである。	209005	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人技能実習制度推進事業の民間開放	5074	5074001	G19	株式会社スタッフサービスホールディングス	1	B	外国人技能実習制度推進事業の民間開放	(財)国際研修協力機構が行う事業の民間開放。そして、人材派遣会社が研修・技能実習受入団体としての活動を可能にすること。	研修・技能実習制度において、人材派遣会社が第一次受入機関となる。加えて、(財)国際研修協力機構が行う研修生の斡旋、研修・技能実習内容へのアドバイス、評価などの業務を民間開放し、人材派遣会社が担う。これにより、制度を利用している企業に対して、ワンストップ・サービスを提供する。海外においては、当社ネットワークを活用し、現地政府・人材会社・教育機関等と連携し、人材の募集・教育を行い、国内においては研修・技能実習生に対する生活・就業上の支援、相談、在留資格の管理、また帰国後の母国における就職支援を実施。一方、受入企業に対しては適切な就業条件・環境を確保するための指導・助言を行い、制度の円滑かつ適正な運用をサポートする。	人材派遣会社の有する就業者と受入企業とのマッチングを行うノウハウ、また就業後のカウンセリングのノウハウ、及び、就業者と受入企業の大量の情報をデータベースにより一元管理するノウハウを活用することにより、現在、第一次受入機関と(財)国際研修協力機構が担っている、業務をワンストップで行うことで手続きを簡素化し、効率化を図ることができ、かつ、サービスを向上させることができる。これにより、研修・技能実習制度の活用が拡大でき、円滑な運用に寄与することが可能であり、実習生の母国の産業の発展により寄与することができる。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第百四十一号)； 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)	添付資料「海外からの研修・技能実習生の受入構想について(案)」P3-6参照	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第百四十六号(平成二年八月十七日)、法務省告示第百四十七号(平成二年八月十七日)	団体監理型の研修・技能実習制度については、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人のほか、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人の資金その他の援助を受けてその指導の下に研修を運営する商工会議所等が第一次受入れ機関となる場合のみその実施を認めている。	C		-JITCOが行う業務のうち、入管関係の諸手続の取次ぎ、不正行為の防止を含めた受入れ機関に対する指導・支援、研修生に対する日本語教育や生活への各種支援をJITCO以外の機関が行うことは現在でも可能である。ただし、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず公的制度化しての公平性、透明性、信頼性を確保・維持する必要があることから、営利を目的とする企業に行わせることはできない。団体監理型の研修・技能実習は、国又は地方公共団体に準じた機関が受け入れ、公益的目的で技術移転を実現するために研修事業について特例を認めるものであり、営利団体はその対象とならない。		「日本語教育への支援や途上国や研修生・技能実習生に対する個別的な各種支援等については、他の機関が行うことは可能となっているが、本当にJITCOへの特別な取り決め、規定などは存在しないのか。なにか取り決めや規定があるなら別案として頂きたい。」  上記について、取り決めや規定がないとしても、研修・技能実習制度の一連のフレームワークとならなければならない。現時点でJITCOの独占となっており、この点についての課題が大きい。また、本来は国が行うとされている事業であっても、規制改革の流れで、前述の民間企業以外にも民間企業が行える事業があるはず。実際、ハローワーク関連事業(開拓)と、社会保険庁関連事業(国民年金保険料収納)など、行方事業(施設整備)などが市場化テストのモデル事業になっている。国が行うべきであるから、というのは民間開放できない(ない)、あるいは特定団体のみが業務委託する理由として妥当に感じない。と考えるが、この点についてはどのようにお考えか。  JITCOが独占して行っている業務を民間企業が行えることから、今回の民間開放要望を提出した。民間企業は、低コストでよりサービスを提供できると考え、実際に、研修・技能実習生を受け入れている企業から、JITCOへの賛助会費や管理費が高すぎるという批判も出ている。なぜ、民間企業ではないのかを明確に説明したきたい。法的な拘束、もしくは制度上の取り決め等があれば、あわせてご教示いただきたい。  団体監理型受入による資金採取、管理費用の不透明化など課題も指摘されていますが、当社が	C		法令上、JITCOのみを指定しての特別な取り決め等はないが、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず、公的制度化としての公平性、透明性、信頼性を確保・維持することが必要であることから、JITCO等の非営利団体が行っているものである。  なお、団体監理型の研修・技能実習の主旨は前回回答のとおりである。	209005	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度に係る管理・運営事業の民間開放	5101	5101001	G19	アデコ株式会社	1	B	外国人研修・技能実習制度に係る管理・運営事業の民間開放	現在、厚生労働省ほか各関係省庁が、財団法人 国際研修協力機構(JITCO)に委託している。外国人研修・技能実習制度に係る事業の民間開放を要望する。  厚生労働省からの技能実習制度推進事業の受託をはじめ、外国人研修・技能実習制度の管理・運営に係る、国からの事業委託がJITCOのみに集中している。  外国人研修・技能実習生の受け入れに関する相談 技能実習を予定する研修生の斡旋紹介 入国・在留関係手続の支援 計画作成の相談、および計画実施に関する助言・指導 研修生・実習生向け相談(日本での生活・健康・安全面での支援・指導)、等。	厚生労働省からの技能実習制度推進事業の受託をはじめ、外国人研修・技能実習制度の管理・運営に係る、国からの事業委託がJITCOのみに集中している。これらの事業費には、国庫補助金、および国からの受託金が充てられており、サービスの民営化、もしくは民間委託によってもたらされるコスト削減効果は大きいと考える。  さらに、現在中小企業団体や公益団体などが担っている「団体監理型研修」についても、弊社ほか民間人材派遣会社などが管理・監督することで、業務の効率化が期待できると考えられる。  つまり、弊社としては、外国人研修生の受け入れから紹介斡旋、さらには受け入れ企業の指導・監督までを含む、いわゆるワンストップ・サービスを提供することで、JITCOより効率的なサービスを提供できると考える。  また、弊社の持つキャリア形成支援のノウハウを活用して、日本の研修・技能実習をより効果的なものとすることができると考える。	技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)； 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十五年法務省告示第百四十一号、平成十六年二月二十七日法務省告示第九十八号)			
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第百四十六号(平成二年八月十七日)、法務省告示第百四十七号(平成二年八月十七日)	団体監理型の研修・技能実習制度については、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人のほか、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人の資金その他の援助を受けてその指導の下に研修を運営する商工会議所等が第一次受入れ機関となる場合のみその実施を認めている。	C		-JITCOが行う業務のうち、入管関係の諸手続の取次ぎ、不正行為の防止を含めた受入れ機関に対する指導・支援、研修生に対する日本語教育や生活への各種支援をJITCO以外の機関が行うことは現在でも可能である。ただし、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず公的制度化しての公平性、透明性、信頼性を確保・維持する必要があることから、営利を目的とする企業に行わせることはできない。団体監理型の研修・技能実習は、国又は地方公共団体に準じた機関が受け入れ、公益的目的で技術移転を実現するために研修事業について特例を認めるものであり、営利団体はその対象とならない。		(1)現在の制度下では、営利を目的としない団体が運営していることになっているが、実際は高コスト体質になっている。JITCOは入国、研修、評価、実習、帰国まで一貫した業務を進行できているが、実際はその業務を進行する上で様々な課題が存在し、そのチャールの確立は高コスト体質を生んでいる。しかし民間では、技能評価機能を確保してワンストップサービスとして一貫して提供することが可能。また当社は実習期間終了、帰国後の就労支援サービスも提供可能である。  (2)当社は現在の制度が絶対的であるとは思っていません。技能実習開始後に実習生が逃亡するなどの不法行為発生が社会問題化しているは認めない事業である。当社が技能実習であるが、従来の人材マネジメント登録、研修、就労、フォロー等「ノウハウ」を通じて適正運用することが可能であると自負している。それでも民間企業が参加すべきでないか、民間企業で現在入国・入管・入国・入管の存在によりデメリットを醸成することが懸念はされています。  (3)「入管関係の諸手続の取次ぎ、不正行為の防止を含めた受入れ機関に対する指導・支援、研修生に対する日本語教育や生活への各種支援をJITCO以外の機関が行うことは現在でも可能である」と言っているが、事業、当該事業を得意とする民間事業者は参加していない。JITCOのみ法的に認められている事業がある場合、その具体的事業を明確にして頂きたい。	C		法令上、JITCOのみを指定しての特別な取り決め等はないが、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず、公的制度化としての公平性、透明性、信頼性を確保・維持することが必要であることから、JITCO等の非営利団体が行っているものである。  なお、団体監理型の研修・技能実習の主旨は前回回答のとおりである。	209005	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習推進事業等の民間開放、受入機関の民間開放、受入機関人材派遣会社への開放)	5119	5119001	G19	テンスタッフグループ	1	B	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習推進事業等の民間開放、受入機関の民間開放、受入機関人材派遣会社への開放)	関係各省から研修・技能実習制度に連携する事業が(財)国際研修協力機構へ委託されている。当該制度は、民間人材派遣会社が従来からあるその機能を持って十分担うことができると考えられるため、民間人材派遣会社に団体監理型研修受入機関として当該業務を民間開放することを求める。	ワンストップサービスとして、研修・技能実習生の募集から実習終了後の就職支援、入国前の日本語教育の強化、入国後の生活、教育、労務管理、技能実習への移行手続、技能実習計画の評価、受入企業との環境整備指導等民間人材派遣業の知識、実績を活かし、国際人材の育成を行う。	研修生・技能実習生が期間中又は期間終了後に逃亡・失踪することがある。また受入企業で十分な労務管理ができていないことで、日本語及び日本語生活習慣等の教育の不徹底などの問題から、不法滞在を招く結果にもなっている。これは、(財)国際研修協力機構を中心とする制度運営が不十分であることを示しており、民間人材派遣会社が知識、実績を生かし、責任を持って、研修生の募集から労務管理、研修などの業務を行うことで、問題が解消されると考える。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第百四十一号)； 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第百四十六号(平成二年八月十七日)、法務省告示第百四十七号(平成二年八月十七日)	団体監理型の研修・技能実習制度については、国若しくは地方公共団体又は法人のほか、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人の資金その他の補助を受けてその指導の下に研修を運営する商工会議所等が第一受入れ機関となる場合にのみその実施を認めている。	C		JITCOが行う業務のうち、入管関係の諸手続の取次ぎ、不正行為の防止を含め、研修生に対する日本語教育や生活への各種支援をJITCO以外の機関が行うことは現在でも可能である。ただし、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず、公的制度としての公平性、透明性、信頼性を確保・維持する必要があることから、営利を目的とする企業に行わせることはできない。団体監理型の研修・技能実習は、国又は地方公共団体に準じた機関が受け入れ、公益的目的で技術移転を実現するために行う研修事業について特例を認めるものであり、営利団体はその対象とならない。		要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。  JITCOが行う業務のうち民間ができる事業もあるが、人材派遣業界は団体監理型の受け入れ品目になることはできない。また研修生の転送もできないため、JITCOと同様なワンストップサービスが事業の上出来ない事となっている。入職の申請取り次ぎ業務はJITCOが可能となっているなど他にももともと行っていることはいくつか、列挙される。研修・技能実習制度の一連の流れもJITCOが取り切っているために、実質的に「JITCOの独占」となっていることが問題と考えている。民間企業が行うことで、低コストで、より高いサービスを行うことができる。実際に、研修・技能実習生を受け入れている企業から、JITCOへの賛助会費や管理費が高すぎるという批判がある。また、規制改革の流れで、本来的に国が行う事業であっても、民間企業が行うことは可能であるはず。今回の民間開放要望は、JITCOが行っている業務が既に民間企業が行うことができる事業であり、よりよいサービスをより効率的に提供でき、この制度をよりよいものに、よりよい国際貢献ができることから提出したのも、なぜ、民間企業が担うことができない業務なのか明確にしたい。	C	法令上、JITCOのみを指定しての特別な取り決め等はないが、研修生のあっせん及び技能の評価については、自己の営利や関係企業との取引関係等にとらわれず、公的制度としての公平性、透明性、信頼性を確保・維持することが必要であることから、JITCO等の非営利団体がやっているものである。なお、団体監理型の研修・技能実習の主旨は前回回答のとおりである。	209005	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(研修・技能実習制度の民間開放)	5124	5124001	G19	株式会社フルキャスト	1	B	外国人研修・技能実習制度の民間開放	現在、(財)国際研修協力機構が国からの委託を受けて行っている研修・技能実習に対する業務(送出し・受入れの推進、日本語教育の促進、研修生・技能実習生の生活の安定、技能の修得と帰国後の能力発揮の支援等)の民間開放を要望する。  また、人材派遣会社による研修生・技能実習生の日本への受入れと、企業への人材紹介・派遣が可能となる制度改革を要望する。	(財)国際研修協力機構が行っている業務を含め、人材派遣会社が外国人研修・技能実習制度に関するあらゆる業務を担う、具体的には、同機構が行っている業務を人材派遣会社が担った上で、企業への紹介・派遣を前提とする人材派遣企業も企業単独型の受入も受入れ企業の選定が可能である。また、実際には、研修手当以外の賛助会費等の支払いが企業の負担に発生しており、結果的に企業の負担コストを増大させるだけでなく、技能教育等、それぞれの企業が教育に必要な経費を圧迫している。派遣会社が、直接受入れ企業に研修生を派遣することで、企業のコスト負担が軽減し、(その他へ続く)	従来は受入れ体制では(財)国際研修協力機構や限定された受入れ団体からの紹介が主で、多くの研修生受入れを希望する企業の要望を満たしているとは言い難い。派遣会社である当社は技能実習対象職種に当たる多くのクライアント企業を持つことから、多職種にわたる受入れ企業の選定が可能である。また、実際には、研修手当以外の賛助会費等の支払いが企業の負担に発生しており、結果的に企業の負担コストを増大させるだけでなく、技能教育等、それぞれの企業が教育に必要な経費を圧迫している。派遣会社が、直接受入れ企業に研修生を派遣することで、企業のコスト負担が軽減し、(その他へ続く)	技能実習制度推進事業運営基本方針 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	(要望事項続き)企業独自の教育研修費用に充当することも可能となる。また、送り出し機関を派遣会社側で運営する事で、受入れ企業の実務に即した教育研修を行う事が可能となる。このように、当社が制度を運営することで、サービス向上を行うことができる。		
信託法全般	信託法第1条が「他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上認められていない。信託の設定当初から委託者が債務を引き受けることができるかどうかについては、現行の信託法第1条は明確にしてい	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容は、いずれも、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容は、いずれも、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	209006	法務省	信託法の見直しについて	5078	5078001	G28	社団法人全国信販協会	1	A	信託法の見直しについて	現在法制審議会にて検討中の信託法改正において、以下の内容を実現すべきである。 「委託者=受託者」となる信託宣言による信託の設定を有効とすべきである。事業信託制度を創設し、信託のビジネスツールとしての活用可能性を拡大すべきである。 そのためには、信託の有限責任を明確にするとともに、受託者の責任が限定された新しい信託も可能とすべきである。 また、受益者の有価証券化を可能とし、私法上の有価証券として、円滑な資金調達を図れるようにすべきである。 公益信託の官庁の認可制度の見直しに伴い、いわゆる目的信託も可能にすべきである。	信託は、信託法の制定から80年を経過し、当初の想定利用を超えて、その分別管理機能、倒産隔離機能等が資金調達のペーパールとして、利用されている実態がある。また、今後は、法人法制では対応できないニーズにも対応するペーパールとしての期待もある。現在、法制審議会において検討されている信託法改正において、信託の有するメリットがビジネスの場で最大限発揮されるよう、信託宣言、責任限定信託、事業信託等の実現を図るべきである。 また、受益者の確定しない目的信託も、税法上の有利取扱までは期待しない、早期に組成可能な公益信託的な利用が想定される。また、ベットの信託、保守信託など高齢化社会において新たな健全ニーズが期待できるので、その実現を図るべきである。	信託法全般			
信託法全般	信託法第1条が「他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上認められていない。信託の設定当初から委託者が債務を引き受けることができるかどうかについては、現行の信託法第1条は明確にしてい	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容は、いずれも、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。					現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容は、いずれも、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	209006	法務省	信託法の見直し	5131	5131001	G28	(社)日本クレジット産業協会 資産流動化研究推進委員会WG	1	A	信託法の見直し	法制審議会が、現在、信託法の改正が議論されているが、同法改正にあたって、以下を実現するべきである。 「委託者=受託者」となる信託宣言による信託の設定を有効とする。 信託のビジネスツールとしての活用可能性を拡大するため、事業信託制度を創設する。 事業信託制度創設のために、信託の有限責任を明確にし、受託者の責任が限定された信託を可能とする。 受益者の有価証券化を可能とし、私法上の有価証券として、円滑な資金調達を図れるようにする。 公益信託の官庁の認可制度の見直しに伴い、いわゆる目的信託を可能にする。	信託は、その分別管理機能、倒産隔離機能等が資金調達のペーパールとして利用されている。また、今後は、法人法制では対応できないニーズに対応するペーパールとしての期待もある。このように信託法の制定から80年を経過し、当初の想定利用を超えている。現在、法制審議会において信託法改正が検討されており、信託の有するメリットがビジネスの場で最大限発揮されるよう、信託宣言、責任限定信託、事業信託等の実現が図られるべきである。 また、受益者の確定しない目的信託も、税法上の有利取扱までは期待しない、早期に組成可能な公益信託的な利用が想定されるだけでなく、ベットの信託、保守信託など高齢化社会において新たな健全ニーズが期待できるので、その実現を図るべきである。	信託法全般			
特定融資枠契約に関する法律第2条	現時点においても、金融機関は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加え、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及び、	b		現時点においても、金融機関は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加え、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及び、		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b	平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及び、	209007	金融庁・法務省	コミットメントライン契約の適用対象のさらなる拡大	5005	5005003	(社)全国地方銀行協会	3	A	コミットメントライン契約の適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a.地方公共団体(資本金3億円以下等)、b.地方公共団体、地方公社、独立行政法人等をその範囲に含める。	平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本金が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲受業者、特定目的会社および登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業等の金融の円滑化を図り、中小企業経営の安定と銀行の収益機会を拡大に資する観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。 また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。	特定融資枠契約に関する法律 第2条					



該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
司法書士法第3条第1項第2号第73条第1項第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続について代理することはできない、また、違反者には罰金が科される。	C	I	登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。		要望者からの下記の要望も踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示された。特許権、実用新案権、意匠権、商標権の所有権移転に関する特許庁への登録申請手続については、近年の特許士法第15条の改正により、相続を原因とするものに限らず、弁理士の独占業務から開放されたところである。一方で、所有権移転に関する不動産登記申請については、相続を原因とする所有権移転に限った開放である。一切認められないと法務省は回答している。この点について、法務省の回答に合理的な理由は見当たらない。また、「登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求される」と認められないとの回答であるが、これは添付書類を含む登記手続全般を念頭に置いた回答であって、相続を原因とする申請に限定するのであれば、遺産分割協議書の添付書類はすでに行政書士により適法に作成されているのであるから、行政書士に対する登記手続の研修により問題は解決できると考えられる。上記の2点について、出来ないという回答であれば、特許庁で認められて法務局で認められない具体的な理由、および、研修で補えないとする具体的な理由をそれぞれ示すべきである。なお、行政書士法第13条の2には、「行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その質向上を図るために努めなければならない」と定められており、すでに相続に関する研修については定期的に行われているところである。	C	I	不動産登記手続を代理して行うには、民法等の民事実体法はもとより、不動産登記法や不動産登記令等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱う適格性を有するといえるが、行政書士については、遺産分割協議書の作成に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえないことから、不動産登記の申請代理を行わせるのは相当ではない。	209008	法務省	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	5009	5009001			個人	1	A	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方支庁に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを享受することが可能となり、利便性が向上する。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条		
出入国管理及び難民認定法第7条第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてあり、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209009	法務省・厚生労働省	研修技能実習制度の再研修	5018	5018001			今井精機株式会社	1	A	研修技能実習制度の再研修	3年の研修・技能実習を終了した研修生の更なるスキルアップの為に、更に3年間の研修・技能実習を認めていただきたい	弊社はこの数年間インドネシア人研修生の受け入れを行っている精密部品製造会社です。研修生たちは3年間という限られた期間の中で真面目に一生懸命技術の基本を勉強しております。このような状況下で、とても残念に思うのは弊社のようにマイクロの技術を習得出来る環境の中で、3年間と云う時間はとても短いという事。又本人達のスキルアップの為に、来日した。全ての研修生という事でなく、優秀で意欲のある人達には、次のステップの勉強が出来ますように、更なる3年間の研修・技能実習を認めて頂けますようお願い申し上げます。	難民法		
会社法第135条	子会社による親会社株式の取得は、原則として、禁止されている。	b		子会社による親会社株式の取得については、仮にその原則禁止の規制を見直すこととした場合、自己株式の取得と同様に財務規制及び手続的規制等の制約を設ける必要があるが、かかる措置を講じるためには、その前提として、財務規制の基礎となる財務状況を判断すべき会社の範囲の確定、当該子会社において課される財務規制の内容を知るために他の会社の財務状況について知り得る方法の創設等を検討しなければならぬ。したがって、子会社による親会社株式の取得については、今後予定している企業結合法制を設けるか否かの検討の中で、その可否を慎重に検討すべきものと考えられる。なお、この企業結合法制に係る検討については、現在のところ、その具体的なスケジュールは決まっていない。						209010	法務省	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	5020	5020006			社団法人日本自動車工業会	6	A	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	財務規制及び手続的規制を設ける上での技術的・実務的課題はあるとしても、現行法の趣旨に鑑みて、子会社による親会社株式取得を法をもって規制することは合理的に説明できない。回答によれば平成17年度までの議論は困難なことだが、当該規制を撤廃することも適当でないため、平成17年度以降の検討の可能性およびスケジュールを示されるとともに、例えば、会社法附帯決議におけるいわゆる企業結合法制の検討において本件についても検討を行うことを要望したい。	【現状】自己株式の取得については、平成13年10月1日施行の改正商法により、一定の財務規制の下で自由にできるものとされたが、「子会社による親会社株式保有規制」については、親会社と子会社という別法人への財務規制の困難などから、見直しが行われていない。	新会社法第135条において、子会社による親会社株式の保有規制が規定されているが、自己株式の保有規制が撤廃された今、このような規制に合理的な意味がない。また、子会社による親会社株式の取得規制が撤廃されたとしても、相当期間内に親会社株式を処分しなければならぬとなると、親会社株式を長期にわたり保有できない。	商法	・6月度の再要望
会社法第847条第1項	本件変更の第1は、責任追及等の訴えによって当該株式会社の正当な利益が著しく害される場合等を同訴えに係る却下要件とすべきであるというものであるが、その要望に相応する内容であった会社法第847条第1項第2号については、国会での会社法案に係る審議において、株主代表訴訟の機能を不当に萎縮させるおそれがあるという批判が続出した結果、議院修正により削除されるに至っている。政府としては、このような形で国会の意思が表明された以上、今後相当期間にわたり、その復活を求めがごき見直しを検討することはあり得ない。次に、本件要望の第2は、責任追及等の訴えに係る提起請求権者の範囲について、単元未満株主を含め、これを単独株主とすることを会社法の規定があまりに広範にすぎるとし、その見直しを求めるといっているものであるが、責任追及等の訴えは、取締役等のコンプライアンスの確保に重要かつ不可欠な機能を営んでいるところ、安定株主に守られた我が国企業の経営実態、経営陣等による度重なる企業不祥事にかんがみ、会社法案に係る国会の審議の中でも、その重要性が繰り返し指摘されたところである。一方、会社法においては、	c		本件変更の第1は、責任追及等の訴えによって当該株式会社の正当な利益が著しく害される場合等を同訴えに係る却下要件とすべきであるというものであるが、その要望に相応する内容であった会社法第847条第1項第2号については、国会での会社法案に係る審議において、株主代表訴訟の機能を不当に萎縮させるおそれがあるという批判が続出した結果、議院修正により削除されるに至っている。政府としては、このような形で国会の意思が表明された以上、今後相当期間にわたり、その復活を求めがごき見直しを検討することはあり得ない。次に、本件要望の第2は、責任追及等の訴えに係る提起請求権者の範囲について、単元未満株主を含め、これを単独株主とすることを会社法の規定があまりに広範にすぎるとし、その見直しを求めるといっているものであるが、責任追及等の訴えは、取締役等のコンプライアンスの確保に重要かつ不可欠な機能を営んでいるところ、安定株主に守られた我が国企業の経営実態、経営陣等による度重なる企業不祥事にかんがみ、会社法案に係る国会の審議の中でも、その重要性が繰り返し指摘されたところである。一方、会社法においては、						209011	法務省	株主代表訴訟制度の却下要件等	5020	5020007			社団法人日本自動車工業会	7	A	株主代表訴訟制度の却下要件等	(1) 現行の制度においては、代表訴訟の頻繁な提起やそれを過剰に意議することによって経営判断の余地が狭まること懸念される。それに加え、訴訟長期化により会社の社会的な信用が毀損されること、訴訟遂行が総合的に判断して会社に不利となり利益とならないと判断される場合、訴訟を早期に終結させることが大多数の株主に利益と考えられる。そのためには、原告株主の主観的要素を必要とするだけでなく、客観的な要素を考慮できる必要がある。それゆえ、法文上明記されたことは、実務上、非常に意味が大きく、これが削除されたのは極めて遺憾。 (2) 代表訴訟の原告適格が1株以上(単元未満株主にも共益権あり)であればよいというのでも、EU等の10%以上という基準に比してもあまりに広範囲に過ぎ、経営者の判断を束縛する要素となり、結果として日本経済の国際競争力を損なうものとなりがねない。経済界としては、(1)同却下要件の追加および(2)原告適格の見直しを今後強く要望したい。	【現状】(1) 現行の制度においては、代表訴訟が会社利益を害するような場合でも、株主は代表訴訟を提起でき、裁判所にて審理が進められる。また、我が国の特殊株主の存在、訴訟費用の低廉さから、代表訴訟は濫訴の恐れが高い。そこで、新会社法案では、「株主が自己若しくは他人の不正の利益を図り、又は会社に損害を加える目的を有する場合に、損害自体が却下されることが明確になった。」 (2) 代表訴訟の原告適格が1株以上(単元未満株主にも共益権あり)の株主	(1) 新会社法案の審議中に、に加えて代表訴訟の却下要件として挙げられていた、「訴訟の進行により、会社の正当な利益が著しく害されること、会社に過大な費用の負担が生ずることが、これに準ずる事情が生ずることが、相当の確実をもって予測される場合、が削除された。」 (2) 代表訴訟の原告適格があまりにも広範囲に過ぎる。	商法	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
特定融資枠に関する法律第2条	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社(株式会社)の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権譲渡業者)	b		現時点においても、金融機関は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメント・ライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメント・ライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の上限利率による制限が及びなくなる。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。  ここ数年の間でコミットメント・ライン契約を利用した借入は急速に拡大し、かつ利用者の裾野も広がっている。また、認知度も拡大しており、中小企業等も含め潜在的な需要は高まっている。こうした顧客及び金融機関のニーズを踏まえ、本要望の検討のスケジュール(結論時期)につき具体的な明示して頂きたい。ご指摘のような「手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるところである」との懸念は、少なくとも銀行が設定するコミットメント・ラインについては考えづらい。利用者利便の観点から、前向きな検討をお願いしたい。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメント・ライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主側にはコミットメント・ライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その後変化したが慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。  また、銀行を含め金融機関においても、コミットメント・ライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない「借り手」にコミットメント・ライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがある。  法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、今後も引き続き検討を行う。	209012	金融庁・法務省	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	5021	5021013			都銀懇話会	13	A		・コミットメント・ライン(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外とならない。 ・また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達が多様化・安定化等に資すると考えられる。	・コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。 ・また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる。	特定融資枠契約に関する法律第2条		
民法第466条第2項	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-		法務省は、民事基本法を所管する立場から、信託業者等についての特別措置に関する所管府省による検討に協力を行う。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。併せて「措置の分類」についても回答願いたい。	-		先に回答したとおり、本件については信託業者等一定の免許業者を所管する府省において検討がされるものであり、検討スケジュール・措置の分類については、当該府省に照会されたい。	209013	金融庁・法務省	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対効の制限	5021	5021017		都銀懇話会	17	A		・売掛債権等の一定の種類の指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく(信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び「証券取引法」施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除く)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対効を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。 ・民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対効を制限する規定を盛り込む。(併せて、法律名を例え「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)	・そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債務者を過剰な取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分達成できる。 ・現在の譲渡禁止特約の対効は、原債務者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達の妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く(原債権者の資金調達のために)活用されるべきである。 ・我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律			
信託法第1条	信託法第1条が「他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを委託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められていない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である信託宣言の許容については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。  現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。  信託宣言の許容は貸出債権等の流動化の促進を通じて金融市場の活性化に貢献する、是非実現をお願いしたい。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である信託宣言の許容については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。  現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	209014	金融庁・法務省	資産流動化に際しての信託宣言の許容	5021	5021018		都銀懇話会	18	A		・信託法第1条に第2項を新設し、「別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する。	・貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化の促進が期待でき、金融市場の活性化に資する。	信託法第1条			
債権管理回収に関する特別措置法第2条第1項	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	b		引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b		前回の回答のとおり、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で検討についての結論が出る時期につき、具体的に明らかにすることは困難である。	209015	法務省	ファクタリング業務に係る規制緩和	5021	5021024		都銀懇話会	24	A		・債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。	・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条、債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修・技能実習制度においては、研修生や技能実習生が安価な労働力として利用されたいための要件を課している。	C		・研修技能実習生制度を形骸化し、研修生・技能実習生を安価な労働力として受入れる制度を創設することはできない。		「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において、「技能実習生に対する在留資格の創設」について18年度中に結論を得るとされているところ、 c 全国規模での対応不可、とした貴省の見解を、現時点にて改めて示されたい。	C		・「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」における「技能実習生に対する在留資格の創設」についての検討は、技能実習生の安定的な法的地位を確立することを目的として検討することとされているものであって、単純労働者の代わりとして受け入れることを目的として現行制度を変更するものではない。	209016	警察庁・法務省・厚生労働省	在留資格「技能実習」の新設	5025	5025001			財団法人	1	A	在留資格「技能実習」の新設	申請人が、「研修」1年を修了し、技能等の評価を受けた後、技能実習に係わる「特定活動」への在留資格変更の許可を受け2年間の技能実習に移行するという現行制度とは別建てのものとして、在留資格「技能実習」を新設する。 なお、在留期間は3年間とする。	在留資格の基準省令において職種の一一定範囲を定めるものとし、サービス業も含め、送出国及び我が国の社会的ニーズに合わせ具体的に決定する。 3年間の最終目標としては、日本語検定2級合格レベル及び技能検定3級合格レベルを目指すこととするが、基準省令の最低要件として日本語検定3級及び技能検定基礎1級程度のレベルに達しているものとする。入国後6ヶ月以内の期間に上記レベルに到達していることとする。	現行の制度は、1年目が「研修」という在留資格のため、研修生の身分、職種等について各種の縛りが多く、かつそれがために研修現場での実態と乖離が生じる原因となったり、それが元で問題が発生しているケースも散見される。単純労働者の開放は時期尚早との考えから、上述の在留資格「技能実習」の新設による現行制度の改善が急務と考える。	出入国管理及び難民認定法、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)、技能実習制度推進事業基本方針(平成5年4月5日労働大臣公表)	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	C		・研修・技能実習制度は、我が国の技術のうち客観的に評価可能な特定の技術について、外国人が一定期間我が国に滞在してその基礎技術を修得することを目的とし、帰国後に本国で当該技術を生かした業務に従事することで技術移転を行うものであるから、職種単位にした場合、その評価が困難となるほか、当該外国人が修得しようとする技術以外への評価の対象とならない作業にまで従事させることが可能となるため、そのような措置をとることはできない。						209017	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度における受入職種の拡充	5025	5025002			財団法人	2	A	外国人研修・技能実習制度における受入職種の拡充	技能実習の対象技能等(職種)は、技能修得の程度を公的に評価できるものとして技能検定基礎2級試験が設定されている133作業に限定されているが、本来、本制度の趣旨からして、受入職種は技術移転の対象技能等を当該「作業単位」で小括りせず、「機械加工」、「金属加工」等の職種単位で大括りされたいこと。 なお、技能修得の程度を公的に評価するための技能検定試験等は現行どおりで足りると考える。	受入職種を「職種単位」で大括りして、受入れを行うものとする。	対象技能等を「作業単位」で小括りせずに「職種単位」で大括りすることは、広範な技術移転となり、加えて数多くの「人づくり」に連じ国際貢献に資するという本制度の趣旨に沿うこととなるから。	出入国管理及び難民認定法、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)、技能実習制度推進事業基本方針(平成5年4月5日労働大臣公表)	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてあり、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209018	警察庁・法務省・厚生労働省	再研修・技能実習の制度化	5025	5025003			財団法人	3	A	再研修・技能実習の制度化	日本での研修・技能実習によって一定のレベルに達した者を対象に、3年程度を期限とする再研修・技能実習を制度化していただきたいこと。	再研修・技能実習が認められるための在留資格の創設、資格基準としては、技能実習修了時に、研修成果を評価し、研修成果の評価(具体的には技能検定基礎1級合格等)、再研修・技能実習修了時の成果目標の設定、日本語能力(具体的には日本語能力試験2級合格レベル等)とすることが考えられる。 なお、これらにより、技能実習生の意欲の向上、受入機関の本制度へのさらなる活力が期待できる。	入管法上、研修・技能実習を修了し、帰国した研修生・技能実習生の再入国は事実上禁止されている。研修・技能実習を修了した同一人が再入国するためには、より専門的、高度の在留資格「技術」によることになるが、これでは開発途上国の経済成長の伸展、急激な技術革新のもとで、開発途上国の青年が日本国内で再びより実践的な技能等の修得を行いたいというニーズに応えられないことから、再研修・技能実習の制度を創設していただきたい。	出入国管理及び難民認定法、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第141号)、技能実習制度推進事業基本方針(平成5年4月5日労働大臣公表)	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第264号(平成二年八月十七日)法務省告示第267号(平成二年八月十七日)	団体管理型の研修・技能実習については、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人の資金その他の援助を受けてその指導の下に研修を運営する商工会議所等が第一次受入れ機関となる場合にのみその実施を認めている。	C		・団体管理型の研修は、第一次受け入れ機関である団体が事業として行う研修について特例を認めるものであるから、その事業の遂行に関して問題が生じた場合は、事業所である団体が責任を負うのは当然である。						209019	法務省	第一次受入れ機関に対する不正行為の取扱い	5025	5025004			財団法人	4	A	第一次受入れ機関に対する不正行為の取扱い	法務省「指針」において「研修における第二次受け入れ機関が不正行為を行ったことが認定された場合、これに伴う第一次受け入れ機関の監視責任を問うこととして不正行為に準じた扱い」とするとされているが、第一次受け入れ機関への処分措置については、当該第二次受け入れ機関の監視に係る範囲において判断されるべきであること。またその処分措置が第一次受け入れ機関の傘下の他の第二次受け入れ機関に影響が及ばないこととすべきである。	第一次受け入れ機関が不正行為に準ずる行為があったとされるのは、第二次受け入れ機関に不正行為があり、当該不正行為を行った第二次受け入れ機関に対する監視が十分でなかった場合であるが、この場合、第一次受け入れ機関に対する処分措置については、当該第二次受け入れ機関に限定されるものとして、善良な管理を行っている他の第二次受け入れ機関に及ぼすべきではない。	第一次受け入れ機関の監視の範囲を越えるような場合、即ち同一第二次受け入れ機関で複数の事業所があり、研修生又は実習生の在籍していない事業所において不正行為が発生したときにおいても、第一次受け入れ機関の監視責任を問うことは、合理的でない。また、当該第一次受け入れ機関に対する処分措置により、傘下の他の第二次受け入れ機関が自動的に研修生受入に係る審査が差し止めとなるのは不当である。	研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成11年2月法務省入国管理局公表)	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針	前1年間受け入れた研修生及び技能実習生のうち2割(前1年間に受け入れた研修生が50人未満である場合には、10人以上が失効し、それが研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針	C(一部e)		・失効の要因については、入国直後に失効するなど失効者が最初から入国のみを目的としていたと考えられる場合もあるが、それ以外にも、入国前に受けた説明と実際の研修との齟齬、同じ作業に従事している他の研修生・実習生との待遇の差等様々なものが考えられる。これらについては、入国前の試験や面接等において真に技術修得を目指す者を選抜し、研修・技能実習制度について十分な説明を行うとともに、入国後も、各研修生・技能実習生からヒアリングを行う等の防止策をとることが可能であり、受け入れ機関が適切な対策を講じることができないわけではない。 受け入れ機関が上記のような防止策をとる等して適正に制度を運用しており、失効の責が受け入れ機関にない認められる場合には、失効者数に基づく不正行為の認定は行っており、申請の差止めを行うことはしていない。		「規制改革・民間開放」の推進に関する第2次答申において、外国人研修・技能実習制度に係る「法令以外の規定に基づく規制等の見直し」について18年度中に結論を得るとされていること。c(全国規模での対応不可(一部e:事実確認))とした貴省の見解を、現時点にて改めて示されたい。	C(一部e)		・失効者数に基づく不正行為の認定を受けていない場合には、申請の差止めを行うことはしていないということである。	209020	法務省	在留資格「研修」の資格認定申請の基準省令又は法務省「指針」に基づき実施すること	5025	5025005			財団法人	5	A	在留資格「研修」の資格認定申請の基準省令又は法務省「指針」に基づき実施すること	法務省「指針」において、失効事例のうち、前1年間受け入れた研修生及び技能実習生のうち2割(前1年間に受け入れた研修生が50人未満である場合には、10人以上が失効し、それが研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針)に該当するものがある場合、その運用を公平に行うものとする。このような基準が設けられない場合には、法務省「指針」不正行為の具体的な内容として規定されている失効要件に基づき、在留資格「研修」の取得に際し厳格に審査を実施していただきたい。	現行の運用は、行政の自由裁量が多すぎるとの運用を公平に行うものとする。このような基準が設けられない場合には、法務省「指針」不正行為の具体的な内容として規定されている失効要件に基づき、在留資格「研修」の取得に際し厳格に審査を実施していただきたい。	失効の原因は、その殆どが研修生の恣意によるものであり、第二次受け入れ機関の研修・技能実習体制等に起因するものは皆無であるというが実状である。しかるに、2割超えということを理由に一律審査を差し止めるのは不合理であると考える。即ち、申請に係る第二次受け入れ機関としては、何ら責任のない事由で、また、申請人(研修希望者)からすれば第三者の失効を理由として、申請が差し止められることは、いずれにおいても理解し難いものである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成11年2月法務省入国管理局公表)	
				法務省においては、独立行政法人及び政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営している国家資格試験を所管していない。						209021	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイイーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業業務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると鑑みてます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者、一般旅行業務取扱主任者、マンション管理士・管理業務主任者、宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託の利益の全部を享受する場合で、かつ、やむを得ない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目的として作業を行っているところである。 要望内容である信託法第58条の見直しについては、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。 現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。						209022	金融庁・法務省	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	5028	5028002			(社)不動産証券化協会	2	A	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを、現在検討されている改正信託法で明文化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文中も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条件を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	信託法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。		ご指摘の通り、研修・技能実習制度を悪用するケースが多いという実態がある。「第3次出入国管理基本計画」、「規制改革・民間開放3か年計画(改定)」には、研修・技能実習制度を適正化するための方策として、実態調査の強化など厳格な審査を行う、問題の発生を防止する施策を講じる等記述があるが、現在、法務省にて行っている具体的な措置内容をお示し願いたい。なお、制度の見直しは、厳格化と同時に緩和も行わなければならないと併せてお考えられるが、この点についても併せてお考えをお示し願いたい。	C	・研修・技能実習制度の運用の適正化としては、監査担当者に対する積極的な指導の実施を始め、制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に負の研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受け入れ停止とするなど、制度の趣旨にのっとった運用の適正化に努めている。 ・制度自体の見直しについては、第3次出入国管理基本計画においても関係府省と連携して検討することとしているが、具体的な内容をお示しできない。	209023	警察庁・法務省	研修・技能実習制度の期間延長	5031	5031002			(社)日本インドネシア経済協力事業協会	2	A	研修・技能実習制度の期間延長	研修・技能実習期間を3年から5～6年に延ばして欲しい。		3年は長いようで、実は短いというのが3年間第一次受け入れ機関として、インドネシアの研修生を受け入れてきた当協会の実感です。優秀な人材を送り出すために、インドネシアで出発前に日本語教育、日本の文化と生活、習慣に慣れるための研修を徹底して行っております。このように厳選され、健康で優れた研修生を以ってしても、3年間で学べることは、現場のオペレーションの基本と品質管理のコンセプトを理解すること、日本語がある程度操れることで精一杯です。企業にとっては、これらはほんの入り口にしか過ぎず、そこから更に知識と技術を発展させ、金型の交換や他部門との連携作業等の、一段上の技能を身に付けて貰いたい訳です。研修生にしても、高い目標を持った意欲ある若者が沢山います。能力があり、意欲が高ければ高い目標、期間が制約となり、技術移転という、制度本来の目的が中途半端に終わるケースが多く、残念でなりません。期間延長に対応した、一段上の上級用の検定試験を設け、これに合格することを条件とする等の工夫が必要です。	出入国及び難民認定法		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209024	警察庁・法務省・厚生労働省	研修・技能実習制度における、再技能実習制度の創設	5031	5031003			(社)日本インドネシア経済協力事業協会	3	A	研修・技能実習制度における、再技能実習制度の創設	3年の研修を終了した研修生(同一人物)により高度の内容で更に3年間の再技能実習を認める。		3年の研修後、研修生は送り出し機関に戻り、日本の研修で学んだ技術と技能を生かす訳ですが、昨年、もう一度日本で再技能実習をしたいという要望が増えました。習得した技術に更に磨きをかけ、一段と向上したいというものです。出来るだけ沢山の研修生を呼びたいという、現行制度の趣旨はよく理解しておりますが、技術者定着させ、技術移転による国際貢献という趣旨を貫く為に要望するものであります。ただし、再技能実習用の上級検定試験合格を条件とします。	出入国及び難民認定法	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度は、ある特定の技術について一定の期間我が国で研修・技能実習を行い、当該研修・技能実習において修得した技術等を本国で生かすという技能移転を目的とした制度であるから、当該制度の趣旨に反して研修・技能実習生を研修・技能実習終了後にそのまま留置することを認めることはできない。		研修・技能実習制度の「国際協力・技術移転」という主旨はよく理解して行っている。研修・技能実習生をそのまま留置させて就労を認めるのではなく、修了者全員を一旦は確実に帰国させ、そのうち優秀な者(技能検定試験、日本語検定試験合格者等々)に限って我が国での就労を目的とする再入国させることは、技能実習生の失踪の誘因を減らす、いわば出口戦略となる上、各国で指導的な地位に立つ人材を育成することは、「人間の安全保障」にもつながる可能性を秘めていると考えられる。また、送出国の技能水準と、受け入れ国である我が国の技能水準とに格差がある場合には、就労期間中にその差が縮小する効果も期待できる。この点について貴省のお考えをお示し頂きたい。		海外への技術移転という趣旨からすれば、しっかりと技術を身に付けた優秀な人材こそ本国でその技術を生かすべきである。また、研修・技能実習を修了して帰国した外国人が就労資格を取得して改めて入国し就労することは妨げられていない。	209025	警察庁・法務省・厚生労働省	研修・技能実習後の就労許可	5031	5031004			(社)日本インドネシア経済協力事業協会	4	A	研修・技能実習後の就労許可	3年間の研修・技能実習後、受け入れ企業と研修生の希望と条件が合えば、正規的就労者として採用できるようにして欲しい		現在、インドネシアの研修生を受け入れています。3年間の研修を終えた研修生をそのまま採用したいという企業が沢山あります。インドネシアからの研修生自身が非常に優秀でまじめに技能を習得するためです。これには、企業にとって、次のようなメリットがあります。(1)人物の信頼性が確認できており、安心して雇えること。(2)適性に基づき、長期的に戦力となれるように更なる人材育成を行えること。ただし、上級の検定試験の創設とこれに合格することが条件となります。	出入国及び難民認定法		
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第百四十六号(平成二年八月十七日)、法務省告示第百四十七号(平成二年八月十七日)	研修生の受入れ人数枠は常勤従業員数の20分の1までとされている。	C		在留資格「研修」については、研修生を低賃金労働者として稼働させるなどの研修制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ受入れ人数の拡大を含めた制度の緩和措置をとることはできない。		「規制改革・民間開放3か年計画(改定)」において、制度悪用事例の発生を防止する施策については逐次実施するとされているところ、現時点でなお懸念が払拭されないとする理由、問題が解消したと言える状態、問題の解消が見込まれる時期について、それぞれ具体的にお示し願いたい。		研修・技能実習制度の運用の適正化としては、監査担当者に対する積極的な指導の実施を始め、制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に賣らない研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなど、制度の趣旨にのっとった運用の適正化に努めているが、依然として研修生を低賃金労働者として稼働させるなどの研修制度の悪用事案などの問題が発生しているという現状であり、このような状況が続いている以上、制度の緩和措置をとることはできないということである。	209026	警察庁・法務省	研修生受け入れ枠の拡大	5031	5031005			(社)日本インドネシア経済協力事業協会	5	A	研修生受け入れ枠の拡大	現状の常勤従業員数に対する受け入れ可能研修生人数を増やして欲しい		現状の受け入れ可能枠拡大を希望している企業が多くあります。また、まじめで明るい国民性を持つインドネシア人のことが気に入って、より多くの研修生に技術移転を行うことで、日本とインドネシア両国の友好関係の発展の為に貢献したいという声もあります。インドネシアからの研修生を受け入れることによって、企業全体の雰囲気も明るくなった等の意見も聞かれます。第一次受入機関の我々としても難しい意見であり、受け入れ枠拡大を要望します。	出入国及び難民認定法		
信託法全般	事業信託に関する規定は、現行の信託法には存しない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託に関する規定の取扱いについては、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所定の結論を明らかにする						209027	金融庁・法務省	事業信託に対する規制を新会社法等の規制と整合させる。	5032	5032002			日本弁理士会	2	A	事業信託に対する規制を新会社法等の規制と整合させる。	事業信託の規制を会社法等の規制と整合させるべきである。信託法では、事業信託についての特例法の存在を許容する立法として、事業信託法(仮称)を特別法として立法し、事業信託の詳細については、新会社法等による規制と整合させることが望ましい。信託会社等が知的財産権を受託することは、知的財産権の効力が知的財産に係る物の製造販売や複製の頒布等であることから、事業の信託と共通した課題を有する。そして、事業信託の実効性を確保するためには、信託法の規制対象の明確化(事業信託を信託法の適用対象とするか否か)と、信託会社等が事業を受託する際の規制緩和(兼業規制、忠実義務の任意法規制)との必要性は幅広く議論されるべきと見られる。なお、推進計画2005にあるように、信託制度の担い手を事業組合等に拡大する方向での信託法の規制緩和への引き続きの取り組みを期待する。		事業信託については、信託財産に自然人である従業員は含まれないと考えられること、事業利益が信託財産に帰属すること、事業遂行上のガバナンスに関する規定がないことなどから、何らかの規律が必要となる。しかし、信託法や信託業法にて事業信託に特有な規律を定めることは現実的ではない。このため、事業信託に特有な規律とともに、会社法等を多く準用する事業信託法(仮称)の制定が望ましい。例えば、事業信託を遂行する従業員の所属との関係で、事業信託の事業の過程において発生する職務発明をいかに取り扱うべきなど、検討の必要な事項が多い。このため、事業信託法(仮称)等の研究及び審議により、実現可能性の高い制度の構築及び必要な規制緩和が望まれる。	信託法第21条(兼業規制)、信託法第28条、29条(忠実義務等)、信託法改正要綱草案19[忠実義務の任意法規制]	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209028	警察庁・法務省	研修技能実習制度期間の延長	5034	5034001			民間企業	1	A	研修技能実習制度期間の延長	研修・技能実習期間を現行の3年から5～6年に延長してほしい		3年間で習得した技術を生かし生産に寄与してもらいたい為	難民法	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209029	警察庁・法務省	実習期間延長	5035	5035001			富士ダイカスト株式会社	1	A	実習期間延長	超薄肉ダイカスト製造業、実習移行後2、3年目で作業段取り、作業熟度の向上時期に帰国されるのは疑問視しています。期間延長を望みます。	ダイカスト製造業の加工等、特に自動車部品等の製造作業。	技能実習生の受入期間延長による更なる技術移転の向上、技能充実に寄与出来るものと確信致します。是非、期間延長を強く望みます。	難民法	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209030	警察庁・法務省	外国人研修・技能実習制度期間の延長	5039	5039001			三井造船株式会社千葉事業所	1	A	外国人研修・技能実習制度期間の延長	研修・技能実習期間を現行の3年から5～6年に延長してほしい		弊事業所はインドネシアの研修生を受入れております。(現在まで9期140名)受入職種は溶接・鉄工・塗装です。研修制度を通じて弊社の持っている造船技術をインドネシアの造船工場の技術者に指導したいと研修生を受け入れてきましたが、3年間では、技術移転に限界があります。就きましては、期間延長を切に希望致します	出入国及び難民認定法	
信託法全般	事業信託に関する規定は、現行の信託法には存しない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である事業信託に関する規定の取扱いについては、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする						209031	法務省	事業信託規制を会社法と整合させる。	5041	5041002			鈴木健治	2	A	事業信託規制を会社法と整合させる。	事業信託に対する規制に関しては、信託法内で規律することは困難と想定されるため、別途、会社法による規制と整合させるべきである。		事業信託の受託者に必要な義務等については、事業信託の信託財産の規模に応じて、会社法による規律と整合させるべきである。すなわち、事業信託については、会社法と整合する組織論として議論されるよう、信託法にて例外を許容すべきである。	信託法	

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要項事項(事項名)	要項主体管理番号	要項事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要項主体名	要項事項番号	要項種別(規制改革)	要項事項(事項名)	具体的要項内容	具体的事業の実施内容	要項理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託法第1条	信託法第1条が「他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行法上、認められていない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要項内容である信託宣言の許容については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。						209032	金融庁・法務省	事業信託に関する信託宣言の解禁	5041	5041005			鈴木健治	5	A	事業信託に関する信託宣言の解禁	事業信託については、信託宣言を解禁すべきである。		事業提携、合併、共同研究開発など、企業間の様々な交渉に際して、交渉開始後、合同した事業の本格開始までの間の契約関係についての紛争が生じている。この点、信託宣言による事業信託が許容されれば、交渉の中間的な段階で受益権を相互に持ちあうなどして結合関係を強め又は調整することが可能となり、複数の企業の協調による産業の発達を促すことができる。	信託法1条、信託法第21条[兼業規制]	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	c		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。					209033	警察庁・法務省	研修技能実習制度期間の延長	5044	5044001			株式会社落合鉄工所	1	A	研修技能実習制度期間の延長	研修・技能実習期間を現行の3年から5-6年に延長してほしい		当社は研修・技能制度に基づきインドネシアの研修生を受入れております。当社の事業における研修生の役割と重要性は当社において高まっております。ただ、しかしながら3年間という限られた期間では、普通旋盤のみならず、NC旋盤について折角身に付けた知識と技能を更に発展させることは高度な技術・作業に従事してもらうことが出来ません。上記の理由により、制度の期間延長を切にお願いするものです	難民法		
要項事項にある「登記コールセンター」は、現在運用されていない。	平成15～16年に東京法務局が運用していた「登記コールセンター」については、検証の結果、平成16年度末をもって運用を終了した。	c							209034	法務省	東京法務局が運用する「登記電話相談」「登記コールセンター」(平成16年度までの名称)	5046	5046001			民間企業	1	B	東京法務局が運用する「登記電話相談」「登記コールセンター」(平成16年度までの名称)	東京法務局は平成15年～16年において民間委託を受けた登記コールセンターを運用していたが、民事局の指導により17年より臨時雇用(資金職員)を独自に採用する形式で縮小型の運用を行っている。職員削減の現状にあって、逆行するものである。再度、民間による「わかりやすい登記業務」のサービスを実現すべきである。	東京法務局登記コールセンターへの問い合わせは平成15～16年において、全国から集中していた。その事実から、東京法務局という最も事件数を抱える局の現場対応事例をベースにした、全国対応の登記コールセンターを実現する。(弊社は上記期間の運用およびコールセンター構築を担当している)	民事局の指示による	提案としては「市場化」というよりは、官民協働によるサービス改善を図るべきであると考え、民間開放は単に民間のコストパフォーマンスや良質なサービスを吸収するのみであってはならない。問われる「官」の執務の「品質」を改善向上させることも視野に入れるべきである。なぜならば、一部業務を民間開放しても、全体として利用者1人あたりに提供されるサービスの向上やコスト軽減は図りきれない。民間が協働することにより、全体のサービス指標設定および向上、セクショナリズム払拭を促進できる。特に、年休を一方的な権利のごとく主張し、法務局がもっとも忙しい時期に休暇をとるような執務姿勢の改善、また指導できない管理者層の意識改善は法務行政には必要である。利用者への期待するところである。さらに、豊富な専門知識をサービスに還元できる機会であり、職員の勤務意欲の向上にもつながる。		
本件要項における日本司法支援センターに係るコールセンターの設置は、電話相談業務の一環として、現在設置の可否を検討しているものである。	本件要項における日本司法支援センターに係る電話相談業務については、経済性・効率性の見地から、コールセンター等における相談業務のノウハウを持った民間企業に業務を委託することも含め、現在コールセンターの設置の可否、運営方法について検討中とこのことであるが、具体的な結論及び実施の時期については示されていない。	b	a						209035	法務省	日本司法支援センター電話相談業務	5046	5046002			民間企業	2	B	日本司法支援センター電話相談業務	平成18年秋に向けて開設準備をしている日本司法支援センターの電話相談業務を法務省主導型のシステム構築ではなく、民間が数多く手けている相談業務手法を活かしたシステム構築で運用する。特にシステム導入に多くの予算を費やすのではなく、従事者がその役割を十分に果たせる環境整備に重点を置く。そのため、システム構築費用は最低限に抑える。スペースレンタル型の相談スペースを持つ民間が、「官」の目線ではない「電話サービスホットライン」を提供する。	日本司法支援センターの一括受電コールセンターの設立、IP電話コールセンターにより、地域担当の弁護士や司法書士との会話接続を容易に実現できると評価しているが、その調査方法にしても、評価内容としても2000年に計画された窓口改善アクションプラン策定時と視点が変わっていない。より本質的な向上を「ソフト」に求める評価を積極的に行っていない。アンケートなどでは、潜在的な国民のニーズはつかめない。記入するのは、まだ、法務局に期待している利用者か、怒っている利用者のどちらかである。国民サービス向上に必要なものは、積極的な改善を見せるヒューマンサービスの構築である。国民サービスの本質的な理解がその対象である国民とかけ離れた省庁には、「困った」「つらい」と訴える国民を受け入れるサービスの構築は不可能であると考え、民間開放を提案する。	法務省指示	電話相談業務のためのコールセンター整備試算を各ベンダーに要望していると聞いている。必要なのは、ハードよりもソフトの充実である。ハードは民間開放すれば、既に用意されている環境を低料金で活用できるとを提案したい。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	登記事項証明書等の作成・交付に係る事務(乙号事務)のうち、民間に委託できる部分については、既に民間委託を実施している。	e		登記事項証明書等の作成・交付に係る事務(乙号事務)のうち、民間に委託できる部分については、既に民間委託を実施しているところである。現在、登記事項証明書等の作成等の業務に付いては、(財)民事法務協会と業務委託契約を締結しているところであるが、民間委託先の選定において、競争入札の実施など公平な競争を確保するための措置を講じているのかどうか、講じていないのであれば、今後講ずることとするのかどうか、具体的な対応策及び実施時期について改めて検討され、示されたい。		回答では、登記事項証明書の作成等の業務については、現在、(財)民事法務協会と業務委託契約を締結しているところであるが、民間委託先の選定において、競争入札の実施など公平な競争を確保するための措置を講じているのかどうか、講じていないのであれば、今後講ずることとするのかどうか、具体的な対応策及び実施時期について改めて検討され、示されたい。			現在、(財)民事法務協会(以下「協会」という。)に委託している事務の中心は、登記簿情報システムから出力される登記簿情報及び印鑑証明書の作成業務並びに印刷された登記簿、システムに移行することができない登記簿等の紙の登記簿による複写本の作成業務である。登記事項証明書については、利用者のニーズに応じて、現在事項証明書、履歴事項証明書、開帳事項証明書、一部事項証明書等の多岐の種類の出力方法があり、紙の登記簿の複写本作成についても、必要な簿籍を協会で取り出し、該当箇所を取り分けてコピーを作成する作業であること、住居表示実施地区の不動態については、地籍の調査が必要となる場合があること、民事再生や破産手続中の法人については代表者の権限に制約が加えられているか否かによって印鑑証明書の発行の可否が分かれることなど、登記簿情報システムを用いた作成業務であっても、利用者のニーズに即応するためには登記簿に関する専門知識が不可欠である。また、当該事務においては、印鑑証明書の作成に、取引と極めて重要な役割を有する証明書を発行し、また、一簿両用の原本を複数取り扱うなど、当該事務を取り扱う者は、高い信頼性が求められる。さらに、登記簿において発行される証明書は、不承認取引や偽造など、利用者が先行し必要とする場合も多く、信頼性をもって委託業務が遂行されることも必要である。これらの専門性、信頼性及び継続性の観点から、現時点では、登記事項証明書等の作成業務を委託することができるとは、公益法人として法務省の指導監督下にあり、かつ、法人の目的にもその事務を委託することが明確に定められており、多岐にわたって登録を申請している協会のみであると考慮し、これを前提として、当該法務局において、協会と業務委託契約を締結している。また、委託経路については、平成17年度以降毎年単年度の下げも認めてきており、適正な単年度契約がされるよう努めてきている。	209036	法務省	東京法務局法人登記部門窓口(乙号窓口)	5046	5046003			民間企業	3	B	東京法務局法人登記部門窓口(乙号窓口)	現在、東京法務局法人登記部門の乙号窓口は、資金職員と(財)民事法務協会の職員が大半を占めている。それを補助管理する役割で職員が対応している。この担当部分を民間に開放することにより、お客様の目線にたったサービスの実現と、法務行政の人的負担の軽減を図るモデルとする。	乙号窓口を民間のサービス指標で改善を図る。(財)民事法務協会という存在意義の明確ではない組織が法務省との強いかわりの中で営業利益を得ていることに問題がある。その部分をクリアすることにより、法務局の真なるサービス改善への予算提供が可能になる。	民事局の指示による		古い行政体質を払拭していただきたい。1通1000円の登記事項証明書の意義を問われない窓口サービスを、コスト軽減、サービスの質の改善の2点から実現したい。
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてあり、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209037	警察庁・法務省	研修・技能実習期間の延長	5054	5054001			株式会社五十嵐水産	1	A	研修・技能実習期間の延長	研修・技能実習期間を3年から5年に延長してほしい	3年間の研修を受けた後、研修生たちは精神的にも技術的にも成長が著しく見られます。規則とはいえ、そんな彼らが帰国してしまうのは大変残念でなりません。彼らの多くもさらなる技術習得を望んでおり、期間延長は企業、研修生双方にとってもメリットが大きいと考え、要望いたします。	出入国及び難民認定法		
	外国人登録法職業安定法国民健康保険法	b		外国人の就労状況の把握については、内閣官房で行われている在留管理ワーキングチームにおいて、関係省庁が検討しているところであり、具体的に示している段階ではない。		外国人集住都市会議としては、外国人の就労状況の把握は、国及び自治体の外国人政策の推進に不可欠であると考えている。法務省には、新たな立法措置を含めた真摯な検討をお願いするとともに、関係省庁と密接な連携を確保して効果的かつ効率的な把握を行うことを希望する。その際、ご指摘の内閣官房「在留管理ワーキングチーム」が、どのような役割を果たすのか、お示し願いたい。		内閣官房における「ワーキングチーム」は、どのような構成メンバーからなっているのか、どのような検討を実施したのか、例えば、外国人集住都市会議の要望事項についても審議したのか、外国人集住都市会議を始めとする自治体の実情や意見を十分反映させる体制や運営となっているか、今後とも、就労状況の把握を含む外国人の在留管理については「ワーキングチーム」が担当するのか、いつ頃まで検討して結論を出し、いつ頃までに実施する予定か、以上5点についても、貴省の回答を求めたい。	209038	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人を雇用する事業者の実態把握、外国人就労管理の改善	5057	5057003			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	3	A	外国人を雇用する事業者の実態把握、外国人就労管理の改善	外国人を直接雇用する事業者に対し、その雇用状況を関係当局に報告することを義務付ける。また、次の「外国人登録制度の改善」に関する要望と併せ、企業に対する雇用外国人労働者の情報提供の義務付けや、関係省庁等が共有できる外国人雇用データベースの構築などを盛り込んだ日本経団連の提言(2004年4月20日付「外国人受け入れ問題に関する提言」)における「新たな外国人就労管理制度」の実現を求める。	外国人の就労場所の把握は、外国人の在留管理を進める上で基礎となるものであるが、現行制度では、就労実態のチェックや関係省庁相互の情報交換は十分に行われていない。就労場所の把握が困難なため、企業における適正な就労管理を確保することも、社会保障加入を確保することも困難である。そこで、外国人の就労実態を把握しつつ、出入国管理、雇用・労働基準、社会保障、市町村など関係行政が情報を共有し、企業の就労管理を適正化することが必要である。	入管法第6条、7条、外国人登録法第4条第1項、職業安定法第53条の2、職業安定法施行規則第34条、厚労法第8条、健保法第3条第1項			
	外国人登録法労働基準法国民健康保険法	C		現行制度でも、外国人は新居住地に転居した日から14日以内に居住地変更登録申請することが義務付けられており、義務違反は罰則が課せられている。なお、新居住地の市町村が旧居住地の市町村に外国人登録原票の送付請求をすることにより旧居住地の市町村は当該外国人の転居事実を知ることができる。		答いたが、外国人は新居住地に転居した日から14日以内に居住地変更登録申請を行うことが義務付けられている。この義務違反は罰則を適用した件数は年間何件あるのか、それら罰則は、外国人に届出義務を履行させるのに有効に機能していると考えているのか、外国人の所在をチェックする手段として、住民登録の届出と同様、転居届を義務化することが必要ではないか、2.市区町村では、同居する住民を世帯単位で把握することが可能であるが、貴省が回答のとおり個人単位で把握されており、例えば日本人と外国人の混合世帯では、住民票の中に外国人の情報を記載するなどの工夫をして対応している。こうした問題を解決するには、外国人登録制度を可能な範囲で住民基本台帳制度に近接させ、世帯としての登録を可能とすることが適当であると考えられるのではないか、3. 出国通知の迅速化を歓迎する。迅速化についてはどのような方法で行うのか、出国後、どの程度の期間で通知をいただけるのか。	1. 義務違反による罰則適用数については、当局の所管外である。有効と考える。転出届の制度は外国人登録法制定時には設けられていたが、その後、外国人が転出した場合には、転入先の市町村に変更登録を行えば、当該市町村から転出市町村に登録原票の送付請求をすることにより転出市町村は当該外国人の転出事実を知ることができる仕組みに変えたことにより、外国人の負担軽減及び市町村の事務の簡素化を図る観点から転出届制度を廃止したものである。新たに規制を設けることについては、政府全体の規制緩和と推進の流れの中で外国人に新たな負担を課すことの必要性等の観点も踏まえつつ、慎重に検討を行う必要があると考える。2. 貴員の趣旨が、同一世帯でありながら日本人は住民票、外国人は外国人登録原票という異なる制度で把握されていることと問題と捉えているならば、外国人登録制度を可能な範囲で住民基本台帳制度に近接させ、世帯としての登録を可能にしたとしても、別々に把握することにはできないと考える。3. 可能な限り迅速に送付できるよう努めてまいりたい。	209039	警察庁・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	5057	5057004			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	4	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度においては、転出届の実施、世帯単位で登録変更を行うこと、出国通知を迅速化する、国民健康保険の喪失に関する基準の統一化(例えば、再入国手続きを受けて出国する際の基準を統一することなど)が必要である。外国人登録制度を住民基本台帳制度に近接させ、長期的には両制度の一元化を検討すべきである。また、現在、内閣官房でも検討が進められているが、出入国管理、外国人登録、税・社会保障、教育などに関する情報を「外国人雇用データベース」に登録し、法令に定める必要性が生じた場合、関係省庁や自治体に対して当該データベースにアクセスを認めシステム導入は、本要望の実現にとって効果的なので、その実現を求め、その際、データ保護に万全を尽し、国民、外国人及び関係NPOなどの理解と協力を得る必要があることを強調しておきたい。	外国人も日本人も、基本的には同じ権利を有する住民であるという認識に基づけば、外国人登録制度は、長期的には住民基本台帳制度に近づける必要がある。この制度は、単に、出入国管理の一部であるというだけでなく、地域における外国人住民の実態を把握する上で一層重要になっている。しかしながら、現状では、外国人登録された内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、住民登録と外国人登録の制度のずれが自治体における住民の実態把握を困難にしている。そこで、出入国管理行政のみならず、雇用・労働条件、税・社会保障、教育など関係行政が協力して外国人の在留実態の把握と情報共有を行い、地域において整合性のある外国人施策を実施し、外国人の権利の保護と義務の履行を図る必要がある。	外国人登録法第3条、第4条第1項、住民基本台帳法第1条、第2条、学校教育法第47条				



該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要項事項(事項名)	要項主体管理番号	要項事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要項主体名	要項事項番号	要項種別(規制改革)	要項事項(事項名)	具体的要項内容	具体的事業の実施内容	要項理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	外国人には子供に教育を受けさせる義務がない。	C		外国人の不就学問題は法務省の所管外の問題であるが、そのような問題を解消するための検討が必要であると認識している。外国人登録制度については5057004に対する回答を参照されたい。		貴省として外国人の不就学問題は「解決するための検討が必要であると認識、しつつも、「所管外の問題である」としているが、定住者として入国を希望する保護者に対し、子どもの教育を強く意識付けるためには、入国を管理している貴省がキーポイントになると考える。文部科学省と連携を取りながら、学校選択の自由を与えた中で「定住者の教育の義務」を、入国および滞在の条件とする等の措置が必要ではないか。教育を受けない不幸な子どもたちが、日本の将来を担うことを危惧すれば、定住者の子どもに対し、教育の義務を課すことは外国人の権利侵害にはならないと考える。この点について貴省からのご回答をいただきたい。	C		・出入国管理及びその手続を定める個別法である入管法において、外国人に教育の義務を課す規定を設けることは困難である。	209040	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人の子どもの不就学対策	5057	5057007			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	7	A	外国人の子どもの不就学対策	外国人の不就学状況を把握するために、外国人登録制度を の要望に沿ったものに改善するとともに、併せて、国が定期的に就学状況調査を実施する必要がある。また、小中学校への就学案内の徹底、日本語教室の設置、バイリンガルの加配教員配置などへの支援を行い、在留資格の更新の要件として子どもの就学を定める。		日本が批准している社会権規約に、「初等教育は義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」と定められており、すべての子どもの社会的適応力を高めるためにも、不就学の子どもが存在するという現状を放置してはならない。しかし、現行の外国人登録を基礎とした就学手続きの過程では、不就学の子どもに正確な情報が得にくい。定期的な実態調査を実施し、確実な不就学対策を行っていただく必要がある。また、在留資格更新の要件として子どもの就学を定め、親の意識を高めることも必要である。	学校教育法第22条 第80条、児童福祉法第39条、入管法第21条、社会権規約第13条第1項及び第2項(a)、日本国憲法第98条第2項	
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	C		研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。					研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。	209041	警察庁・法務省	外国人研修生・技能実習制度について	5061	5061001			ゴウダ株式会社 関東工場	1	A	外国人研修生・技能実習制度について	実習期間の延長:当社の研修生は研修期間10ヶ月、実習期間2年2ヶ月(トータルで3年間)となっている。可能であれば、今後はトータルで5年間の研修・実習期間を希望(特に実習期間の延長)		当社の研修生はこれから実習生になる段階で、また3年間を修了した者はいないが、日本人の職員に置き換えてみて3年間というのは時間的に短い職期間と感じられる。何より、3年間で指導可能な技術にも限界がある。実習期間が長くなれば、より高度な技術の指導も対応可能となるのでは、取得した知識・技術を完全に身に付ける為にも時間が欲しいと感じる。	難民法	
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、法務省告示第百四十四号(平成二年八月十七日)、法務省告示第百四十七号(平成二年八月十七日)	C		研修生の受入れ人数枠は常勤従業員数の20分の1までとされている。					在留資格「研修」については、研修生を低賃金労働者として稼働させるなどの研修制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ受入れ人数の拡大を含めた制度の緩和措置をとることはできない。	209042	警察庁・法務省	外国人研修生・技能実習制度について	5061	5061003			ゴウダ株式会社 関東工場	3	A	外国人研修生・技能実習制度について	人数枠の拡大:現状従業員の関係で、研修生の受け入れ人数が10名となっている。年に受入可能な人数枠の拡大を希望		現在、インドネシアから研修生を受け入れています。研修生を受入れたことで、各自が指導の為に業務の見直しを行う事が出来たこと、若く教育された礼儀正しい外国人研修生がいることで、研修生の配属部署が活気付いた等、利点が多数挙げられる。また、現在の人数枠以上に受け入れることは可能であり更に制度活用の機会を広げて頂ければと希望する	難民法	
	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	C		研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。					研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。	209043	警察庁・法務省	研修技能実習制度期間の延長	5064	5064001			ニチアス株式会社 鶴見工場	1	A	研修技能実習制度期間の延長	研修・技能実習期間を現行の3年から5-6年に延長してほしい	樹脂成形技術の習得	当社鶴見工場は研修制度に基づきインドネシア研修生を長年受け入れております。コンプライアンスをモットーに問題なく成果を充分挙げていると自負しております。当社の事業における研修制度の役割と重要性は時間と共に高まり、いまや計画の基本条件の一部となるところまでに伸びてきました。しかし、残念な事には3年間という限られた期間ではオペレーションと品質管理の習得に終わり、折角身につけた知識と高度な技術を更に発展させ、金型交換作業や他部門との連携作業などの高度な技術、作業に従事してもらうことができません。研修生の能力が高ければ高いほど、それを発揮し技術を移転するという制度本来の目的の達成が妨げられており、残念でなりません。これら上記の理由により、制度の期間延長を切にお願いするものです。	難民法	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法の「みなし利息」の適用除外となるが、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社)の監査等に関する高法の特例に関する法律第1条の2第1項)資本金が3億円を超える株式会社。特定債権等譲渡業者(特定債権者)	b		現時点においても、金融機関は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体についてはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかは手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側どの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及びなくなる。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体についてはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主側にコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その後変化したか慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、今後も引き続き検討を行う。	209044	金融庁・法務省	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	5070	5070007			社団法人全国信用組合中央協会	7	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公団等とその範囲に含めること。		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条		
	法務省においては、クレジットカード決済による支払業務は行っていない。	b		クレジットカード決済による支払が会計事務の簡素化と効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入したいことは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計システムにより適正な運用が行われていることであるが、再度諸外国の導入事例等をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。	b	クレジットカード決済による支払が会計事務の簡素化と効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。	209045	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード29社別紙参加カード会社各社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている。物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えらるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第26条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	[ご参考:クレジットカードシステムを導入している諸外国]米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー、トリニダード		
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律	金融庁提出意見のとり	c		いわゆる「ライツプラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられているなど、例えば法的に定められているなど、制度的にマネー・ローンダリング等を用いられる可能性がない、とは言い切れない。受益者についての本人確認を適用除外することとは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。		要望者からの下記の再意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 ・信託型ライツ・プランは、企業買収の場面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上の実現に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性を高めている。 ・経済的には信託型ライツ・プランと同様の効果を得る。通常の新株予約権の株主割当においては、本人確認義務は課されていない。 ・斯かる商品特性および、通常の新株予約権の株主割当における取扱いとの平仄をあわせ、信託型ライツ・プランにおける本人確認義務を適用除外することを要望する。	c	・本人確認法は、マネー・ローンダリングや大口資金供与が金融機関等を通じて行われることを防止するため、金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を目的として、金融機関等に対し、顧客等との間で一定の取引を行う際に、当該顧客等の本人確認等を義務付けるものであり、こうした観点から、金融機関等が信託の受益者の指定等を行う際にも、本人確認が義務付けられている。信託型ライツ・プランは、任意の有価証券管理信託契約のスキームの一つであり、制度的にマネー・ローンダリング等に用いられる可能性がない、と断言し切れない。以上、受益者の指定が行われる際に本人確認の適用を除外することは困難である。 なお、上記の法目的に照らし、そもそも本人確認法においては株式会社自体を本人確認義務の義務者としておらず、金融機関等が行う信託の受益者の指定等における本人確認と、株式会社が行う新株予約権の割当との平仄を合わせる必要性もないものと考えられる。	209046	金融庁・法務省	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	5076	5076015	社団法人信託協会	15	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	現在、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等の一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。 他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン(ボイスンビール)」)の受益者に係る本人確認手続きについては、同施行規則第1条等の改正により、敵対的買収を防止するという信託目的の達成のための円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、本人確認義務の適用除外を要望するものである。	17年度になって複数の企業が、株主総会の承認等を経て信託型ライツ・プランの導入を実施している。信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日ににおける当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、当該受益者については、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要となる。 ・信託型ライツ・プランの商品上の特性として、できるだけ早期かつ円滑に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日ににおける株主を受益者として確定し、信託財産である有価証券(新株予約権)を当該受益者に交付することが求められること。受益者確定のために円滑かつ迅速な信託事務の遂行のための円滑かつ迅速な信託事務の遂行に、極めて大きな負荷となっていることから、本人確認義務の適用除外を要望するものである。 ・なお、信託型ライツ・プランについては、以下の点からも本人確認手続きを行う意義は薄いと考えられる。 ・信託型ライツ・プランの受益者が行使された場合の受託者たる信託銀行からの新株予約権の交付は、対価無償の行為であり、マネー・ローンダリングの防止という本人確認法の主たる目的からも、特段の問題が生じるとは思われないこと ・信託型ライツ・プランの受益者は、上記の通り、当該企業の発行する普通株式の株主	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、同施行規則第1条、外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等						
動産・債権譲渡登記規則第10条、平成17年法務省告示第502号(動産・債権譲渡登記規則第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)	債権譲渡登記規則第10条、平成17年法務省告示第502号(動産・債権譲渡登記規則第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)	b		債権譲渡登記の申請データには、債権者の情報等重要な個人情報が含まれていることは認識しているところであるが、磁気ディスクのデータを暗号化して出頭又は郵送により申請されたものにつき処理することは、現行システムでは困難である。 オンライン申請を利用した場合にも、電子署名を行うことにより申請データの暗号化が実現されており、オンライン申請促進が政府の基本方針である中で、これは別に頭出しは郵送により申請されたものについて、暗号化に対応するために費用をかけてシステム改修を行うことは、予算効率の高い簡素な政府の実現に逆行するものであり、現段階での実現は困難である。 債権譲渡登記制度を運用するに当たっては、政府の方針、国民のニーズ及び費用対効果等を適時、適切に調査・検討を行うこととしており、本件要望についても引き続き利用状況等を調査した上で検討することとしたい。		債権譲渡登記の申請データの暗号化については、既にオンライン申請において実現しているところであり、現状において、別途多額の費用をかけてシステム改修等を行うことは困難である。 なお、本年中にも利用者のニーズ等を調査し、また、政府のオンライン申請促進の方針を注視しつつ、予算事情や費用対効果等を考慮しながら、予算要求等の検討の際に必要性を含め検討することとしたい。	b		回答では「本件要望についても引き続き利用状況等を調査した上で検討することとしたい。」とされているが、調査・検討のスケジュールについて、その時期と理由も含め具体的に示されたい。	209047	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5078	5078004	社団法人全国信託協会	4	A	債権譲渡登記制度の拡充	出頭または郵送による登記申請を行う場合の申請データの暗号化		債権譲渡登記規則第7条、平成10年法務省告示第295号(債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく(法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条、平成10年法務省告示第290号(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律第3条第1項の登記所)					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
平成17年法務省告示第502号(動産・債権譲渡登記規則第4項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予納制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年8月からは成人金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書の交付請求の制度を適用している。	b		情報の上限を引き上げることができず、高性能機の導入等ハードウェアを含めた大幅な改修が必要となる。現行の情報量の上限を超える申請は、全体の3%程度であることを考慮した場合、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げることが、手数料の大幅な値上げが見込まれることから、国民・事業者の負担軽減の実現や適正な手数料単価の設定が困難となり、また、予算効率の高い簡素な政府の実現に逆行するものとなるため、現段階での実現は困難である。		回答では「本件要望についても引き続き利用状況等を調査した上で検討すること」とされているが、調査・検討のスケジュールについて、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		申請データの情報量の上限を引き上げることが、システムの改修や高性能機器の導入が必要であるが、現行の情報量の上限を超える申請は、申請数全体の3%程度であることを考えると、現状において別途多額の費用をかけてシステム改修等を行うことは困難である。なお、本年中にも利用者のニーズ等を調査し、また、現行の情報量の上限を超える申請の割合を注視しつつ、予算事情や費用対効果等を考慮しながら、予算要求等の検討の際に必要なを含め検討することとした。	209048	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5078	5078005			社団法人全国信販協会	5	A	債権譲渡登記制度の拡充	出頭または郵送による登記申請を行う際に提出する磁気ディスクに記録する債権個別事項(債権数)の上限緩和		出頭または郵送による債権譲渡登記の申請を行う場合、登記申請書とともに申請データを記録した磁気ディスクを提出することとされており、当該磁気ディスクに記録する債権個別事項(債権数)の上限は、当面、10万件以下とするよう協力依頼がある。しかしながら、本制度は平成10年10月に創設され、すでに7年が経過している状況である。また、光磁気ディスク(MO)、光ディスク(CD-R)等の磁気ディスクに申請データを記録させた場合、10万件以上の個別債権事項が記録できる容量が残されている。このようなことから、さらなる流動化市場の発展に寄与すること、また、事務処理の軽減を図るため、1件の申請でより多数の債権を一括して登記することが可能となるよう債権個別事項の上限緩和を図るべきである。	債権譲渡登記規則第7条、平成10年法務省告示第295号(債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条、平成10年法務省告示第290号(債権譲渡の對抗要件に関する民法等の特例に関する法律第3条第1項の登記所)	
動産・債権譲渡登記規則第25条	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予納制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年7月からは成人金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書の交付請求の制度を適用している。	b		オンラインによる登記申請については、申請1件当たりの情報量の上限を1,500キロバイトとしているところ、当該上限を大幅に引き上げた場合、登記所の回線の増強、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費が必要となる。申請1件当たりの情報量に係る調査を実施したところ、情報量が1,500キロバイトを超える申請は全体の3.5%程度であることを考慮した場合、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げることが、手数料の大幅な値上げが見込まれることから、国民・事業者の負担軽減の実現や適正な手数料単価の設定が困難となり、また、予算効率の高い簡素な政府の実現に逆行するものとなるため、現段階での実現は困難である。		回答では「本件要望についても引き続き利用状況等を調査した上で検討すること」とされているが、調査・検討のスケジュールについて、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		オンラインによる登記申請データの情報量の上限を引き上げることが、回線の増強、システムの改修や高性能機器の導入が必要であるが、現行の情報量の上限を超える申請は、申請数全体の3.5%程度であることを考えると、現状において、別途多額の費用をかけてシステム改修等を行うことは困難である。なお、本年中にも利用者のニーズ等を調査し、また、現行の情報量の上限を超える申請の割合を注視しつつ、予算事情や費用対効果等を考慮しながら、予算要求等の検討の際に必要なを含め検討することとした。	209049	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5078	5078006			社団法人全国信販協会	6	A	債権譲渡登記制度の拡充	オンライン登記申請の債権個数拡充		債権譲渡登記をオンライン申請により行う場合、送信データサイズが1,500キロバイトに制限されている。オンライン申請に関しては、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の分野別措置事項の1(関係のうち、電子政府・電子自治体の推進)の項目において、「債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする)のみとする。」とされたが、1,500キロバイトでは債権数にして約1,000件しか対応できない状況である。また、電子政府構想計画のオンライン利用のための環境整備では、オンライン利用の向上を図ることが必要とされている。現行制度のもとでは、オンラインによる申請を行ったとしても、データサイズが制限を超えるため、そもそも利用を断念している状況である。このようなことから、多数の企業がオンライン申請を利用できるよう、また、利用の前段階で断念することがないように利用したくとも利用することができない現状があることを踏まえていただき、情報量による制限撤廃を図るべきである。	債権譲渡登記規則第7条、平成10年法務省告示第295号(債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条、平成10年法務省告示第290号(債権譲渡の對抗要件に関する民法等の特例に関する法律第3条第1項の登記所)	
平成17年法務省告示第501号(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条第1項の規定による登記所の指定)	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予納制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年8月からは成人金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書の交付請求の制度を適用している。	b		債権譲渡登記は、東京法務局民事行政部債権登録課において運用しているところ、これを全国の法務局・地方法務局の出張所に拡大した場合、各出張所との間の回線の新設、各登記所への機器の新規導入、システムの改修及び各出張所への人員配置等に相当額の経費を要することとなり、仮に実現する場合は手数料の大幅な値上げが見込まれることから、国民・事業者の負担軽減の実現や適正な手数料単価の設定が困難となり、また、予算効率の高い簡素な政府の実現に逆行するものとなる。		回答では、各出張所との間の回線の新設、各登記所への機器の新規導入、システム改修及び各出張所への人員配置等に相当額の経費を要することを根拠に対応不可とされているが、各法務局が申請受付を行い、当該法務局から東京法務局へ集約することの実現も求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	b		要望の各登記所で受付を行い東京法務局へ集約する方法が定かでないが、債権譲渡登記は他の對抗要件(確定日付のある証書の到達)があるため、分単位で受付し、速やかに登記処理を行う必要がある。この場合に、通信回線以外の方法によって集約すると、受付日に登記処理ができない場合が生じかねず、適切でない。したがって、費用対効果等を考慮すると、現状において、全国の登記所にまで窓口を拡大することは困難である。	209050	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5078	5078007			社団法人全国信販協会	7	A	債権譲渡登記制度の拡充	出頭による申請窓口を各出張所に広げること		現在、債権譲渡登記所としては東京法務局のみが指定されている。このため、遠隔地の事業者にとっては、当該登記所に頭出しもしくは郵送による申請を行わなければならない。このため、地域間格差の是正や利便性の向上のため、出頭による申請窓口を各法務局に広げること、もしくは各法務局が申請受付を行い、当該法務局から東京法務局へ集約するよう見直すべきである。	債権譲渡登記規則第7条、平成10年法務省告示第295号(債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式)、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条、平成10年法務省告示第290号(債権譲渡の對抗要件に関する民法等の特例に関する法律第3条第1項の登記所)	
出入国管理及び難民認定法第7条第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	c		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209051	法務省・厚生労働省	技能実習制度の創設	5082	5082001			株式会社日本製作所	1	A	技能実習制度の創設	3年の研修・技能実習を終了した研修生に更にスキルアップした内容で更に3年間の技能実習を認める		当社は現在インドネシア研修生を受け入れております。過去に研修生たちは3年間という限られた期間では有りますが、一生懸命努力を重ねた当社の技術を身に付け、さらに日本語と日本の習慣も習得し、無事帰国しております。在籍中は当社のHPの立上げまでやりました優秀な研修生もいました。帰国後も手紙やメールでやり取りを交わしておりますが以前からもう一度当社で研修したいという要望が増えています。当社で技術の基礎を学んだあと、更に一度上の技術を身に付けたいという向上心に燃えているようです。もし、技能実習が可能であれば、技能アップは効果的になると考えております。現在の研修・実習制度は同一人物の技能実習を認められておりませんので、残念ながらこの望みは叶えられないのが現状です。	難民法	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度については、研修生等を低資金労働者として稼働させるなど同制度の雇用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209052	法務省	研修技能実習制度期間の延長	5082	5082002			株式会社中本製作所	2	A	研修技能実習制度期間の延長	研修・技能実習期間を現行の3年から5～6年に延長してほしい		当社は研修制度に基づきインドネシアの研修生12名を受入れております。当社の事業における研修制度の役割と重要性は時間と共に高まり、いまや計画の基本条件の一部となるまでには伸張してきました。しかしながら3年間という限られた期間ではオペレーションと品質管理の習得に終わり、折角身に付けた知識と技能を更に発展させることや他部門との連携作業などの高度な技術・作業に従事してもらうことが出来ません。研修生の能力が高ければ高いほど、それを発揮し技術移転するという制度本来の目的の達成が妨げられており、残念でなりません。上記の理由により、制度の期間延長を切にお願いするものです。	難民法	
特定融資枠に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権)	b		現時点においても、本融資枠は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に資することが法的に十分可能である。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及びかねない。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。		b	平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主側にコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その後変化しなかったか慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、今後も引き続き検討を行う。	209053	金融庁・法務省	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	5083	5083002			全国農協中央会・農林中央金庫	2	A	コミットメントライン契約の適用対象範囲の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象となる借主の範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)、地方公共団体、特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が資本金5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社、資本金3億円以上の株式会社、証券法による監査証明を受けなければならない会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律2条3項)等に限定されている。コミットメントライン契約の適用対象を拡大することにより、中小企業、地方公共団体等の資金調達に安定的・機動的な対応が可能となる。	特定融資枠に関する法律第2条		
刑法第185条第1項、第186条第1項	賭博をした者は、50万円以下の罰金または料料に処する(刑法第185条、常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)、3賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図る(刑法第186条第1項))	b		b.全国規模で検討中 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から除外することはできない。カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。					209054	警察庁・法務省	カジノ実現に必要な法整備	5085	5085006			東京都	6	A	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。	刑法第185条～187条(賭博および富くじに関する罪)		
出入国管理及び難民認定法外国人登録法		b		外国人の出入国管理については、テロリスト、犯罪者あるいは退去強制令を有する者等の入国を水際で確実に阻止するため、バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築に向けて法的整備等を進めているところである。また、現在においても全国の空港に配備している高性能の偽変造文書鑑識機器等を活用して、偽変造文書行使した不法入国事案等の発見に努め、強力な水際対策を推進しているところである。なお、外国人の在留管理については、より適正な管理が行われるよう、関係省庁とも連携の上、新たな仕組みの整備も含めて、検討を行っているところである。	外国人の在留管理については、より適正な管理が行われるよう、関係省庁とも連携の上、新たな仕組みの整備も含めて、検討を行っているところであるが、具体的な内容をお示しできる段階ではない。		b	関係省庁とも連携の上、新たな仕組みの整備も含めて、検討を行っているところであるが、具体的な内容をお示しできる段階ではない。	209055	警察庁・法務省	在留資格審査の厳格化	5085	5085008			東京都	8	A	在留資格審査の厳格化	・外国人登録証のIC化による偽造対策等を推進することで、在留資格審査の一層の厳格化を図り、不法滞在者の退去強制に資するように図ること。		留学・就学、研修、興行、日本人配偶者等の資格で入国する者の中には、在留資格は名目だけで、当初から不法就労等を目的としている者が数多く存在している。国においても、入国審査時の指紋採取及び写真撮影の実施に向けた検討やICチップ付きの新型旅券の導入を進めるなどの取組が進められている。しかし、不法滞在者の多くは不法残留者であり、日本国内における不法滞在者の摘発強化が課題である。昨今、偽造旅券に加えて、精巧な偽造外国人登録証も発見される等、不法滞在者が摘発を逃れる手段も悪巧み化しており、摘発を一層促進するためにも必要な措置であり、求めるものである。	出入国管理及び難民認定法		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	c		研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209056	警察庁・法務省	技能実習制度の期間延長	5097	5097001			株式会社 TOKIRON	1	A	技能実習制度の期間延長	実習以降後の現行制度の期間延長	機械組立て仕上げ作業は、技術の熟練度合い求められる為実習生移行後の2-3年では、短く思われる為、期間延長を強く望みます。	機械組み立て仕上げ作業工程は、多岐に亘る為実習移行後、期間延長する事により確かな技術移転が可能となり、本制度の質的向上するものと確信いたします。是非、受入期間延長をお願い致します。	出入国及び難民認定法	
組合等登記令第3条第3項、第12条	従たる事務所の登記事項は、主たる事務所の登記事項と同様。代理人の登記は、これを重にした事務所において行う。	c		組合等登記令は、農林中央金庫法のほか、多数の法律の委任を受け、各種法人の登記手続を一元的に定めたものであり、従たる事務所の登記事項のような主要な点に関し、農林中央金庫についてのみ別異の手続を定めることは困難である。 なお、今般、公益法人制度改革により、各種法人法制について、大幅な改正が見込まれているところ、これらの動向を踏まえ、要望事項に関する改正の要否についても検討する予定である。						209057	法務省・農林水産省	農林中央金庫の登記事項の簡素化	5104	5104001			農林中央金庫	1	A	農林中央金庫の登記事項の簡素化	農林中央金庫の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同等の簡素化を要望する。		会社法の制定に伴い、会社の登記事項が簡素化され、銀行法、農協法、水協法等の各業法においても会社法と同様の登記事項の簡素化が実現することとなったが、農林中央金庫の登記事項を定める組合等登記令(改正案)においては、会社法に準じた登記事項の簡素化が行われない見込みである。 このため、登記事務負担を軽減し業務効率化を図る観点から、他業態と同等の簡素化を要望するもの。	組合等登記令第3条第3項 従たる事務所における登記事項、 組合等登記令第12条 代理人の登記	
信託法全般	受託者の有限責任制を明らかにした規定は、現行の信託法には存しない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。 要望内容である有限責任事業信託制度の実現については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。 現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。						209058	法務省	有限責任事業信託制度の実現	5107	5107001			その他の法人	1	A	有限責任事業信託制度の実現	事業信託(事業を信託譲渡することによって設定する信託)については、信託法改正要綱草案において提言されている「有限責任信託(仮称)」制度および「信託宣言」制度と相俟って、多様な利用価値が見出せると考えられる。他方、事業信託を利用する前提として、信託法制のみならず会社法制とのバランスの取れた規律の整理や、事業信託の実施を制約することとなる諸規制の緩和のために、種々の法制度を整備する必要があると考えられる。 そこで、必要な法制度の整備を行った上で、有限責任事業信託を実施することが可能となることを要望する。	事業信託(特に有限責任信託を前提とした有限責任事業信託)については、多様な利用価値が見出される。 具体的な利用価値としては、資金調達への便宜(会社がその事業の全部または一部を対象として信託宣言をすることによって信託を設定した上で、その信託受益権に関する権利内容を投資家のニーズに合うように組成することによって資金調達の便宜を図る)、事業の外部への委託(営業の賃貸、経営委任等(商法245条1項2号、会社法467条1項4号)に代えて信託によって一時的に事業を外部に委託する)、簡易な事業再編、会計上の取扱い次第ではオフバランス等が考えられる。	信託法改正要綱草案(法務省民事局参事官室より平成17年7月26日付で公表)	添付資料:「全国で実施すべき規制改革要望」と題する書面	
出入国管理及び難民認定法	我が国の公私の機関との契約ではなく、海外企業と我が国企業との契約に基づいて入国しようとする専門的・技術的分野の外国人については、技術、等の在留資格に該当しない。	b		海外企業と我が国企業との契約に基づき入国する専門的・技術的分野の外国人についても入国・在留が可能となるよう、検討を行っている。						209059	警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省	海外企業から我が国企業に派遣される長期出張者向け在留資格の整備	5109	5109006			(社)関西経済連合会	6	A	海外企業から我が国企業に派遣される長期出張者向け在留資格の整備	我が国の工場等に導入された設備・装置の確認を行う技術者等、実質的に就労を目的として上陸する長期出張者向けに、現行の短期滞在査証及び資格の最長期間である90日を超え、180日程度の在留を可能とする査証(有効期間内は複数回の出入国が可能な数次査証)や、資格を整備して頂きたい。また、その際に我が国の関係官署に必要とされる手続や、許可にかかる手続・時間等については、「技術」など、1年または3年の在留を認める資格との比較において軽減される形で諸法令を整備して頂きたい。	我が国に拠点を有さない企業に所属する外国人が出張ベースで上陸するに当たっては、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の資格取得は申請から許可に至る手続に無用の手間と時間を要することから回避し、「短期滞在」資格での出入国を繰り返すケースがあると考えられる。双方の資格の狭間を埋める意味で180日程度の在留・就労が可能となる査証・資格を新たに整備することが、送出し側と受け入れ側の何れにとっても便益に週い、長期出張者の我が国における法的地位の安定を図ることにもつながると期待される。	・規制改革・民間開放推進3か年計画(改定) 2. 別表第1 ・出入国管理及び難民認定法第2条の1項第2号の基準を定める省令 ・第3次出入国管理基本計画 ・諸外国との租税条約 ・所得税法 ・労働基準法 ・国民健康保険法 ・国民年金法		

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及難民認定法	外国人は、入管法上の在留資格をもって在留している。	b		専門的、技術的分野の外国人については積極的に受入れを図っていくこととしており、新たな分野における外国人労働者の受入れについては、我が国における経済、社会及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ慎重に対応するとの政府方針に則って検討していく必要がある。		再検討要請	b		「外国人労働者の受け入れに関するプロジェクトチーム」が費省内に設置されることが法務大臣閣議後見会にて発表されたとの新聞報道に接している。報道によれば17年度内に基本的な考え方を示すとされること、本要望が包含されるか否かについて見解をお示し頂きたい、含まれない場合はその理由を併せてお示し頂きたい。	z09060	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	専門的・技術的分野の労働者の範囲の見直し	5109	5109007			(社)関西経済連合会	7	A	専門的・技術的分野の労働者の範囲の見直し	外国人が我が国において、外食産業(ウェイター・ウェイトレスなど)、観光産業(ツアーガイドなど)、介護産業(介護福祉士、ホームヘルパーなど)等のサービス業に従事することができるよう、一定の公的資格の取得、実務経験、日本語能力を身に付けていることなどを条件とした在留資格の新設、或いは現行の在留資格「技能」の範囲の拡大を図って頂きたい。	明示した各産業における労働は対人サービスであることから、機械化等による効率化が著しい(困難である一方、労働力供給の不足も認められ、外国人留学生・就学生による資格外活動(アルバイト)をもって需給ギャップが一部埋められているとの指摘もある。また、外国人の在留が長期的・定住化傾向を示すと共に、国を挙げての戦略を進めた結果として観光目的での外国人の来日も増加する中で、受入れ国としての環境の整備も急務である。	・出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・第3次出入国管理基本計画 ・平成17年版通商白書 ・ビジット・ジャパン・キャンペーン	現在の在留資格は我が国の実態に見合っていない面がある。専門的・技術的分野の労働と、いわゆる単純労働との二分法から脱し、いわゆる中間技能を有する外国人の受入れを検討するなど、全体を見直すべきと考えられる。	
				国家公務員の営利企業への再就職については国家公務員法及び人事院規則により規制されており、また、非営利企業への再就職についても政府の方針に従って対応していることだが、当該制度の所管省庁等においても検討等が行われれば、当省においても必要の協力を進めていくこととしている。					(1)当該制度の所管省庁等において検討等が行われれば、当省においても必要な協力を進めていくこととする。 (2)国家公務員の営利企業への再就職については国家公務員法及び人事院規則により規制されており、また、非営利企業への再就職についても政府の方針に従って対応している。	z09061	全省庁	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	14	A	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することは、天下りによって行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令		
会社法第821条	日本に本店を置く、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続し、又はこれを違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。	C		会社法第821条の目的は、外国会社を利用して日本の会社法制の脱法・潜脱を防止するという極めて正当なものである。加えて、会社法821条に相当する規定は、既に現行商法第482条に存在していること、会社法821条は、擬似外国会社の範囲には一切変更を加えず、規定の内容を明確にし、却って、擬似外国会社であっても法人格を認める等の規制緩和を実施したものである。すなわち、会社法第821条は、従前から適法に我が国で活動していた外国企業に対しては、一切の不利益を与えないものではなく、逆に、現行商法では外国会社としての存在自体が許されていない擬似外国会社について、そのようなものに対しても権利能力を与える等の利益を付与するものである。会社法第821条については、参議院の審議の中で、野党からその削除を内容とする修正案が提案されたものの、これが否決され、原案どおり成立した経緯がある。このように国会の意思が示されている以上、政府として、その改正を検討することは甚だ困難である。						z09062	法務省	会社法821条の改正	5112	5112004			オーストラリア	4	A	会社法821条の改正	オーストラリア政府は日本政府に次のことを要請する。 1. 新会社法821条の文言、意図や有する結果を考慮すべきである。 2. 2006年の通常国会中に新会社法が施行される前に、281条を改正すべきである。	6月29日、新会社法が国会を通り、日本のほとんどの企業活動を管理する法律が大幅に刷新され、現代化された。外国ビジネス界は新しい法律の成立を総じて歓迎しているが、擬似外国会社を定義している821条の文言に関して深い懸念を抱いている。また、821条は潜在的な投資家を阻むことになり、6月に合意された付帯決議は821条の意図や適用範囲を明確にする重要なステップであるが、法律の透明性や明瞭性を高めるためにこの条項を改正すべきである。  日本のビジネス環境を管理する法律や規則が明瞭で全体に透明性のあることが非常に重要である。821条はこの要件を満たしていない。			
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第5条の2	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第5条の2	c		我が国において、資格取得国の法に関する法律事務という限られた範囲でしか業務を行うことができない外国法律事務所弁護士が、第三国に関する法律事務を行うに当たっては、依頼者保護の観点から、書面による助言を得なければならないと理解している。外国法律事務所弁護士が第三国法の資格を得ていればその第三国法に關する助言をすることが出来るかどうかを確認したい。例えば、ニュージーランドで実務を許可されたオーストラリアの弁護士は、ニュージーランドの弁護士から書面による助言を得なくても、ニュージーランド法に關する助言を行うことが出来るかどうかを確認したい。			c, d		外国法律事務所弁護士は、原資格国法に關する法律事務を行うことを職務としており、原資格国法以外の法に關する法律事務を行うことはできないが、外国法律事務所弁護士は、原資格国法以外の特定の外国法について法務大臣の指定を受け、かつ、外国法律事務所弁護士名簿にその旨の付記を受けたときは原資格国法に關する法律事務と同様の条件の下に当該指定法に關する一定の法律事務を行うことができる。  例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州を原資格国法とする外国法律事務所弁護士がニュージーランド法について法務大臣の指定を受けたとき、原資格国法であるニュー・サウス・ウェールズ州と同様の条件(範囲)の下にニュージーランド法に關する法律事務を取り扱うことができ、この場合、ニュージーランド法に關する助言は受けなくてもよい。  なお、この場合、当該外国法律事務所弁護士がニュージーランドの外国弁護士となる資格を有する者であれば、ニュージーランド法の職務経験がなくとも同法に關する法務大臣の指定を受けることが可能である。	z09063	法務省	弁護士サービスに関する第三国法の助言に関する規制	5112	5112005			オーストラリア	5	A	弁護士サービスに関する第三国法の助言に関する規制	登録された外国法律事務所弁護士は日本の弁護士と同じ基準で第三国の法律に關する助言を行うことを認められるべきである。また、第三国で許認可を行う機関や専門機関あるいは規制機関が、能力を判断するのに適切な機関であること認識すべきである。	オーストラリアは、外国法律事務所と日本弁護士との共同事業による様々な司法サービスの提供に関する規制改正や2004年規制改革要望事項に対して日本側は登録された外国法律事務所弁護士が第三国法の助言を行うために当該国の外国人弁護士から書面による助言を受け取る必要を認めるために必要であると回答している。2004年の回答では、日本は、日本の弁護士に法に關する能力や倫理が司法試験や司法研修を通じて保証されているので、日本の弁護士は第三国法律の助言に關する同様の制限の対象となっていないとしている。  オーストラリアの弁護士に法に關する能力や倫理は、法律専門機関や全てのオーストラリアの司法権にある裁判所による規定と同様に保障されている。法律の専門的行為とは、オーストラリアの法律大学の単位を取得するための学習過程で定められたものを指す。			

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条	外国弁護士となる資格を有する者が資格取得国以外の外国(同一国家内の他の州における場合も含む。)において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験は、外国弁護士として行った職務経験に含まれる。外国弁護士となる資格を有する者が、日本において、その資格取得国の法に関する	c, d		我が国の弁護士又は外国法律事務弁護士に雇用され、資格取得国の法に関する知識に基づいて労働を提供している外国法律事務弁護士となる資格の保有者は、法律事務を行うものではないものの、その労働提供の内容は、資格取得国等における若い弁護士の仕事の内容と共通する部分が多く、実務経験として完全に満足し得るものではないとはいえず、我が国の弁護士又は外国法律事務弁護士の適正な監督を受けていることから、例外として特に1年を限度とし、算入できるものとした。かように日本において例外であり、実務経験と併用することはできないものである以上、算入限度を規制することには、合理性があるものと考えられる。 なお、資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国(同一国家内の他の州における場合も含む。)において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験は、職務経験期間として算入することは現行法においても認められている。		第一次回答では、オーストラリア当局が国内で法律の助言に係わる要件を課している以上に、日本政府が日本でオーストラリアの管轄の法律に関する助言を行う弁護士により厳しい要件を課することに、原則として理由が無いとしたオーストラリアの主な論点に回答していない。オーストラリアは、現在の法律の下で異なった州にまたがる経験と認めないという理解している。オーストラリアは、連邦国内の異なる管轄で得た経験において重要な差異が無い場合、特に、国家司法職業法に基づき(国家司法職業法を作る方向で作業しているオーストラリアのようない国に対して、日本がこの法律を改正するべきであることを提案する。			現行の外弁法は、職務経験要件として顧客への直接的な法律サービスの提供を求めている。それは、外弁受入制度が新たな試験や修習を課することなく法律サービスを提供できることから、法的能力・資質を担保するためのものである。諸外国においても、我が国より厳格な職務経験要件を課している国もある。したがって、現行の要件については合理性がある。 なお、外国弁護士が資格取得国以外の外国(同一国家内の他の州における場合も含む。)において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験は、職務経験期間として算入することは現行法においても認められている。 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州が資格取得国とする外国弁護士が同州の外国弁護士となる資格を有することを基礎として、クイーンズランド州において、ニュー・サウス・ウェールズ州の法に関する法律事務を行う業務に従事した期間を、職務経験期間に算入することが可能である。	209064	法務省	外国法律事務弁護士の職務経験要件	5112	5112006			オーストラリア	6	A		外国法律事務弁護士の職務経験要件	(i) 日本は、日本で当該原資格法に関する事務を行うための登録に当たり、開業資格を得た外国人弁護士が自国での職務経験を充分であると認めるべきである。 (ii) 日本で外国法に関する事務を行うための登録申請をする場合に、当該外国から来た弁護士の監督の下で得た日本での全ての職務経験を認めるべきである。 (iii) 本国内で適用されている法律業務を日本で行うための登録申請に当たり、オーストラリアの弁護士がオーストラリアの異なる管轄で得た全ての経験を認められ、それを合算して現在の職務経験の要件に適合されるべきである。		日本は、外国法律事務弁護士として自国の法律に関する法律サービスを行うために登録しようとする外国人弁護士に対して、最低3年の原資格法の職務経験を有することを要求している(2年の当該原資格の管轄で職務を経ねばならない)。この職務経験に関して、オーストラリアの方法と違って、日本はオーストラリアの州や準州を区別しているが、一つのオーストラリアにおける職務経験として扱うべきである。外国人弁護士の原資格法に関して日本で助言を行うために、外国の当局がその国の法律に関する助言を行うことに対する要求以上に日本政府が厳格な要件を課することは基本的に正当性がないと思われる。		
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条	外国法律事務弁護士の設立は、認められていない。	b		外国法律事務弁護士法人等の設立問題に関し、かかる制度の導入の是非は、日本における国際サービスの需要の動向、外国法共同事業の実態、弁護士法人の実績、他の法令との整合性等の見地から十分な検討が必要である。これに関連し、外国法律事務弁護士と弁護士等(弁護士法人を含む。)との間の外国法共同事業の自由化及び外国法律事務弁護士による弁護士の雇用の解禁を含む改正外弁法が2005年4月1日に完全施行された。これは、これまでの規制を大胆に撤廃し、我が国における外弁と弁護士等との広範な提携を可能とするものであって、上記に述べた、日本における国際サービスの需要の動向、外国法共同事業の実態、弁護士法人等の実績などに大きく影響するものと思われる。したがって、この問題に関し、現段階での何らかの見直しを述べることが不可能で、また、制度の導入が可能かどうかの検討の完了時期についても、特定して述べることはできない。							209065	法務省	外国法律事務弁護士の法務事務所法人化	5112	5112007			オーストラリア	7	A	外国法律事務弁護士の法務事務所法人化	(i) 日本は、外国法律事務弁護士が法務事務所法人を設立し、日本で法人により外国法や国際的なサービスを提供が出来るように、同様の法人化の権利を外国法律事務弁護士に認めるべきである。		オーストラリアは、2002年に法務事務所の法人化が認められるようになったと理解している。2005年10月では、178の法務事務所法人が登録された。しかし、この制度は日本の弁護士のみに適用され、外国法律事務弁護士の法務事務所を法人化することは認められていない。オーストラリアの2004年要望書に対する回答では外国法律事務弁護士による法人化の問題を検討する計画であるとされているが、検討するスケジュールが含まれていない。		
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条、第48条	外国法律事務弁護士は、1年のうち180日以上本邦に在留しなければならない。外国法律事務弁護士の事務所は、その外国法律事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。また、外国法律事務弁護士は、いかなる名義をもつても、国内に2個以上の事務所を設けることができない。	c		外国法律事務弁護士は、我が国において原資格国に関する法律事務を取り扱うことを職務としているのであるから、形式的に登録のみを以て事務員等の資格のないう者に法律事務の処理を任せるといった状態になることを防ぎ、依頼者保護を図るためにも、少なくとも1年の半分程度以上は我が国に在留する必要があると考えている。 また、外国法律事務弁護士は、所属弁護士会及び日弁連の指導・連絡・監督を受けることとされており、この指導・連絡・監督を受けるに当たって、加えて、依頼者の保護の観点からも、事務所が日本国内に存在することは必要不可欠であり、単に、所属弁護士会及び日弁連からの通知等を国外において電子的に受け取るだけでは不十分であると考えている。							209066	法務省	在在と商業設置の要件	5112	5112008			オーストラリア	8	A	在在と商業設置の要件	日本は、オーストラリアは、(a)国境を超えたサービス、(b)海外でのサービスや(c)一時入国(in-fly-out)のような様式で外国法のサービスを提供しようとする外国法律事務弁護士に課せられた6ヶ月の在留要件や商業施設の要件を廃止すべきである。 日本は、オーストラリアは、(a)国境を超えたサービス、(b)海外でのサービスや(c)一時入国(in-fly-out)のような様式で外国法のサービスを提供しようとする外国法律事務弁護士に課せられた6ヶ月の在留要件や商業施設の要件を廃止すべきである。 オーストラリアの弁護士を外国法律事務弁護士として登録するための資格審査をして、オーストラリアの許可・専門・規制当局がオーストラリア法に関する能力や経験を判断する適切な機関であることを認識すべきである。また、オーストラリアの弁護士はオーストラリアの全ての管轄における法律専門機関や裁判所によって施行されている高い倫理基準を維持している。オーストラリアの弁護士は彼らが提供する法律業務にプライドを持ち、良い専門的評価を受け続けることを求めている。オーストラリア弁護士の事務所のある事務所名で他の者に法的サービスを行うことを認めることは、職業的倫理要件に大きく違反することになる。オーストラリアは、能力や経験や高い倫理基準を保障することが日本の顧客を十分に保護することになってい	(i) 記述要望理由の概要 オーストラリアの2004年規制改革要望書に対する回答では、日本は、6ヶ月の滞在要件は顧客の保護のためと外国法に関するサービス提供を無資格の事務員が行うことを防止するために必要であると述べている。オーストラリアの弁護士は、業務許可を受けるために、業務をオーストラリアと日本に居ながら、日本の顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供する場合、 (b) 海外でのサービス提供: 日本の顧客がオーストラリアの弁護士からオーストラリアでオーストラリア法に関するサービスを受ける場合、 (c) 自然人の存在: オーストラリアの弁護士が日本に飛来して、顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供し、短期間の後にオーストラリアに帰る(主に、顧客と同伴で、一時入国しオーストラリアに帰る)。オーストラリア弁護士が上記のサービス提供モードによってオーストラリア法に関するサービスを提供する場合に、6ヶ月の滞在要件や商業施設の要件は負担となり不必要であると、オーストラリアは考え、法律業務を提供することと同様に、オーストラリアは、能力や経験や高い倫理基準を保障することが日本の顧客を十分に保護することになってい	日本は、次のようなサービス様式で外国法律業務を行おうとする外国法律事務弁護士に最低180日の滞在と商業施設(例、支店の開設)の要件を課している。 (a) 国境を超えるサービスの提供: オーストラリアの弁護士が電気通信を通して、サービス提供者と顧客がそれぞれオーストラリアと日本に居ながら、日本の顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供する場合、 (b) 海外でのサービス提供: 日本の顧客がオーストラリアの弁護士からオーストラリアでオーストラリア法に関するサービスを受ける場合、 (c) 自然人の存在: オーストラリアの弁護士が日本に飛来して、顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供し、短期間の後にオーストラリアに帰る(主に、顧客と同伴で、一時入国しオーストラリアに帰る)。オーストラリア弁護士が上記のサービス提供モードによってオーストラリア法に関するサービスを提供する場合に、6ヶ月の滞在要件や商業施設の要件は負担となり不必要であると、オーストラリアは考え、法律業務を提供することと同様に、オーストラリアは、能力や経験や高い倫理基準を保障することが日本の顧客を十分に保護することになってい		
特定融資契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象であることは、我が国の制度に定着していないため借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。また、「ヤミ金融問題」と信用金庫等の預金取扱金融機関を同列に議論する必要はないように思われる。したがって、コミットメントライン契約(特定融資契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	b		現時点においても、金融機関は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借手の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借手の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等が借手の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及び、		要請者の実務上のニーズを踏まえ、具体的な検討のスケジュール、結論及び実施時期)を示されたい。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借手の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借手の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主側にコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その後変化し、かつ慎重に見極めていく必要があり、現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。 法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借手の範囲拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、今後も引き続き検討を行う。	209067	金融庁・法務省	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	5115	5115010			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	A		コミットメントライン契約(特定融資契約)の適用対象企業の拡大	(特定融資契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	特定融資契約に関する法律第2条	継続	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
特定融資枠に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権譲渡)	b		現時点においても、金融機関は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体についてはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に見極めていく必要があると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及びなくなる。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体についてはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主側にコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その後変化しなかったか慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、今後も引き続き検討を行う。	209068	金融庁・法務省	コミットメントライン契約適用対象の拡大	5116	5116009			社団法人第二地方銀行協会	9	A	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公社等を加える。		コミットメントライン契約は中小企業等にも有益な資金調達手段であり、中小企業の資金調達手段の多様化を図ることが可能となる。	-特定融資枠契約に関する法律第2条	
信託法第1条 信託法全般	信託法第1条が「他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められない。事業信託に関する規定は、現行の信託法には存しない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である信託宣言による事業信託制度の導入については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。			b			209069	法務省	信託宣言による事業信託制度の導入	5117	5117008			森・濱田松本法律事務所	8	A	信託宣言による事業信託制度の導入	信託宣言及び事業信託の制度をともに整備し、事業会社が信託の仕組みを用いて自社の事業の一部を切り出すことができるよう手当てすべきである。		信託法全般		
	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実施の可否を引き続き検討することとしたい。		省庁間での統一した対応を願いたい。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実施の可否を引き続き検討することとしたい。なお、各省庁の統一した対応については、前向きに検討したい。	209070	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急な債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
信託法第1条 信託法全般	信託法第1条が「他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行の信託法上、認められない。事業信託に関する規定は、現行の信託法には存しない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である信託宣言による事業信託制度の導入については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。			b			209071	法務省	信託宣言、事業信託の導入	5118	5118011			社団法人リース事業協会	11	A	信託宣言、事業信託の導入	信託法改正における信託宣言、事業信託の導入を容認すること。		・資産の保有者が自己の資産について信託宣言して受託者となり、資産を流動化する。・債務を含む事業の信託により、共同事業を遂行する。	信託法	



該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	債権管理回収会社は、債権回収業務に関する特別措置法第20条、債権管理回収に関する特別措置法第15条第1項、事務ガイドライン2-4	d	-	債権回収会社は、債権管理回収業務に関する特別措置法第20条により、業務に関する帳簿書類(以下「法定帳簿」という。)を作成・保存しなければならないとされているが、この規定は、同法第22条第1項及び第2項の規定による法務大臣又は警察庁長官による資料の提出命令や法務省職員又は警察庁職員による立入検査において、これら監督官庁が法定帳簿を事後的に検証することによって、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために設けられているものである。 法定帳簿中、意見のあった「録音体」がなじむものとして、同法施行規則第15条第1項第4号の「取扱債権」に、債権者との交渉の経過を記録したものの「いわゆる交渉記録簿」が該当するものと思われるが、これら法定帳簿の作成に当たっては、事務ガイドライン2-4-2(2)において、「法定帳簿は、マイクロフィルム、フロッピーディスクその他電子媒体により、作成・保存することができる」とされており、上記資料提出命令及び立入検査の際には、指定された情報を即座に「録音体」から書面としてアウトプットできる状態であれば、録音体による交渉記録簿の作成・保存については、既に容認しているところである。		要望者からの下記再意見に対して、見解を示されたい。  貴省の回答では「指定された情報を即座に「録音体」からアウトプットできる状態であれば、とあるが、これは「録音体」で保存してあればよいと解してよいか、その通りであれば特に問題はないが、「即座に」と言う点について、「録音体」から書面に直す時間が通常のテープから原稿を起こす程度の時間ではなく、文字通り即座に、ということであれば経済的・技術的に不可能である。この点につき、明確に示していただきたい。			前回の回答のとおり、録音体による交渉記録簿の作成・保存であっても、法務大臣等による資料の提出命令や法務省職員等の立入検査において、指定された記録を文字どおり即座に書面としてアウトプットできる状態にあることを要する。	z09072	法務省	プライマリーサービシングにおける法定帳簿の一部を録音に代替	5118	5118020			社団法人リース事業協会	20	A	プライマリーサービシングにおける法定帳簿の一部を録音に代替	プライマリーサービシングにおける法定帳簿の一部を録音に代替し、正確さの向上、業務効率化を図る	プライマリーサービシングにおいて、各種法定帳簿の作成が非常に負担となっており、高コストの原因となっている。それがオリジネーターがアウトソースしない原因となっている。高コストの大きな要因である電話督促記録の転記作業を録音で代替できれば、価格訴求力が向上し、プライマリーサービシング市場の拡大が見込める。	アセットマネジャーの正常債権管理業務は大半が電話督促業務であり、これを転記する作業は実際の交渉作業の数倍の時間とコストがかかる。しかし、転記された帳簿の正確性などは担保されるものではない。これを録音等で代替することは正確性の向上やコストの低下、業務効率化に大きく寄与する。	債権管理回収に関する特別措置法施行規則第15条第1項第4号	
	外国人は、入管法上の在留資格をもって在留することとされている。	b		看護分野の業務に従事する者については、日比EPAの下での枠組を構築中であり、現段階で看護に係る在留資格の創設等を行うことは困難である。						z09073	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	フィリピン人看護士の受け入れ	5118	5118030			社団法人リース事業協会	30	A	フィリピン人看護士の受け入れ	フィリピン人看護士の受入を拡大していただきたい	フィリピン人看護士は国家的に派遣をされており、一定の評価をうける。日本においては高齢化が進行しており、質の高い看護士の確保は不可欠である。フィリピン人看護士の受入を拡大するため、現行4年の就労制限を撤廃する、または4年以降も延長可能とする、フィリピンの有資格者には一定基準をもって日本の准看護士の資格を付与するなどの規制改革を行い、受入を拡大することを要望する。			
	外国人は、入管法上の在留資格をもって在留することとされている。	b		介護分野の業務に従事する者については、日比EPAの下での枠組を構築中であり、現段階で介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難である。						z09074	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	フィリピン人介護士の受け入れ	5118	5118031			社団法人リース事業協会	31	A	フィリピン人介護士の受け入れ	フィリピン人介護士の受入を拡大していただきたい	フィリピン人介護士は国家的に派遣をされており、一定の評価をうける。日本においては高齢化が進行しており、質の高い看護士の確保は不可欠である。フィリピン人介護士の受入を拡大するため、「介護士」の在留資格を認めるなどの規制改革を要望する。			
	技術実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	c		対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。		以下の4点について貴省のお考えを示し頂きたい。 (1)現在の職種により研修生送出国のニーズが本当に満たされているか、現在の職種は日本国内では少なくとも成長分野ではなく、技術移転による国際交流・国際貢献を考慮すると、国内での成長産業における職種を大幅に拡大すべきである。 (2)「国際研修協力機構(JITCO)」の認定を受ければ対象職種とすることは可能とあるが、JITCOの認定及び職業能力開発促進法に基づき(技能検定制度による現行の方法に限定する必要がある)か、あるいは公的評価制度による現行の方法に限定する必要があるか。 (3)職種拡大の検討から実施に至るまで期間の短縮を図る必要はないか。 (4)公的評価制度の下、研修から技能実習に移行することになっているが、その運用(研修期間に実施する実務研修の内容、研修講師の資格・素養等)は、国際貢献及び技能移転との制度趣旨から乖離していると言わざるを得ず、その改善が必要と思われるが如何か。			(1)日本国内において成長分野かどうかではなく、送出国のニーズに合致するものであることが必要である。 (2)研修・技能実習制度による技術移転は国家間の政策として行っているものであるから、送出国のニーズを受けて我が国の政策として対象職種を調整することが必要である。 (3)期間を定めて決定すべき事項ではない。 (4)研修・技能実習制度の運用の適正化としては、監査担当者に対する積極的な指導の実施を始め、制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に負の研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなど、制度の趣旨にのっとった運用の適正化に努めている。	z09075	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習移行対象職種の拡大)	5119	5119002			テンプスタッフグループ	2	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習移行対象職種の拡大)	現在62職種、114作業のみ対象となっている職種を一定条件に達する職種へ拡大することを求める。	技術移転による送出国への国際貢献という趣旨を徹底するため、日本での成長産業(IT分野、サービス分野等)へ職種を拡大する。	現在の技能実習移行対象職種には、IT分野やサービス産業など、現在の日本の成長産業が含まれていない。当該制度の技術移転による国際貢献という意義を明確にするためにも、成長分野への対象拡大を行うことが必要である。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第四百一十一号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣告示、平成十六年四月十九日改正)	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及難民認定法、同法施行規則、外国人登録法	外国人登録証の申請等は法定代理人に限られている。 就労資格証明書の発行手数料は、実費を勘案し1通680円とされている。	e		提案者が要望理由としているのは、業務請負は具体的な法規制が存在しないため、擬似請負が横行し、そのチェック機能も働かないので、不法労働者の活用、社会保険未加入等を防ぐ手段がないとして、請負業者が雇用する日系人を把握可能とする仕組みについて提案しているが、業務請負について具体的な法規制が存在しない問題や社会保険の未加入の問題は法務省の所管外である。		(1)業務請負は一例として挙げたものであり、一般に外国人の雇用主に対する外国人登録の届出義務を初めとして、外国人の就労状況について正確に把握する法令・制度がないことが問題の根幹であり、それを要因として外国人の不法就労や社会保険未加入等の問題につながっていると考えられる。外国人の在留管理は貴省の所管であり、現状の改善に向けた対応について考えをお示し頂きたい。 (2)就労資格証明書の発行手数料は実費を勘案し680円とされているが、発行手数料を増やして業務効率を向上させることで手数料を引き下げることが可能か、また引き下げることができない場合、実費とは異なるような経費を課しているのか、(手数料引き下げは不法労働者の雇用リスク回避に寄与すると考えている。)	e	(1)外国人の在留管理については、より適正な管理が行われるよう、関係省庁とも連携の上、新たな仕組みの導入も含めて、検討を行っているところである。 (2)就労資格証明書は、外国人の希望等により、専ら同人の利便のために交付されるものであり、当局として発行数を増加させるような性質のものではない。また、同証明書の交付には、人件費、用紙代その他の経費を要することから、出入国管理及び難民認定法関係手数料令の規定に基づき手数料を徴収することとしたものである。 なお、外国人が就労することができるかどうかは、旅券上の証印等によっても確認することは可能である。	209076	警察庁・法務省・外務省	日系人の雇用主に対する外国人登録の届出義務化	5119	5119007			テンプスタッフグループ	7	A	日系人の雇用主に対する外国人登録の届出義務化	日系人を雇用している企業に、在籍労働者すべてについて報告義務を課すことを求める。 在留資格証明書の発行手数料を引き下げることを求める。	日系人を採用した場合、本人に代わって雇用主が外国人登録の手続きを行う。そして、雇用主が地方自治体に届出する際に、雇用する外国人の在留資格証明書を添付させる。また、在留資格証明書の発行手数料を引下げることで、日系人を雇用する毎に当該証明書を発行しやすくなる。それにより不法就労者の雇用リスクが回避でき、日系人を多数雇用する業務請負業者の健全化が図れる。	人材派遣業界は、労働者派遣法に基づき適正に運用・検証していく仕組みが確立されている反面、業務請負業界は具体的な法規制が存在しない。そのため、擬似請負が横行し、そのチェック機能も働かない。そのため、日系人を活用する業務請負会社は多数存在しているが、不法労働者の活用、社会保険未加入等を防ぐ手段がない。また、在留資格証明書については、発行手数料が1通680円と高く、不法労働者の採用を回避しようとする健全経営企業(又は日系人本人)にとっては負担が重い。	入管法 外国人登録法		
出入国管理及難民認定法、出入国管理及難民認定法第七項第一号の規定に基づき「定住者」の在留資格別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件(平成二年法務省告示第百三十二号)	日系人は、告示に基づき「定住者」の在留資格をもって在留することとされている。	c		日系人については、その身分又は地位に基づいて我が国に居住することを認められているものであり、一定の活動内容を行うことができる在留資格とは異なり、上陸許可基準を規定することは、現行法上困難である。 について 入管法に規定する上陸拒否事由に該当する外国人については、現行においても入国を認められていない。	(1)日系人が入国するに当たって付与される「定住者」の在留資格は、身分または地位に基づいており、活動に基づく在留資格と異なり活動制限がないことは承知している。一方で、我が国への入国・在留を許可されたものの、日本語を全く話せず生活になじめない日系人は多く存在し、ブラジルやペルー等には、潜在的な国籍も未だに相当程度いるものと想定される。日本語の能力を要件として課したり、職業訓練を推進することで日本社会へ適応しやすくなるようにするなど、何らかの対策を講じる必要がある。 本年11月に広島県で発生した日系ペルー人による児童虐待事件などは、上陸審査基準を課さないとの許可の在り方とも一致していると考えられる。顕著な減少が見られない犯罪状況を水際で食い止めるためにも、1990年の入管法改正から15年を経て、その影響を検証しつつ、「定住者」に係る在留資格取得要件を再見直し時期がきているのではないか。現行法上困難である、という理由でこの問題に対処しないことは事後的な影響が大きいのではないかと。 (2)上陸拒否事由に当たらないため現行においても入国が認められていないとあるが、広島の少女殺害事件における容疑者のような、送出国にて前科のある者がなぜ入国できたのか、上陸許可に当たって犯罪歴の有無などを正確に審査できる体制・手法の改善など、対策を更に強化しなければならないのではないか。 貴省回答は去る12月9日(金)の法務大臣閣議後、委員における発言内容と異なると思われる。以上の観点を含め、改めてお考えをお示し頂きたい。		外国人の在留管理については、より適正な管理が行われるよう、関係省庁とも連携の上、新たな仕組みの整備も含めて、検討を行っているところである。また、平成17年12月9日に行われた会見における法務大臣の発言を踏まえ、日系人が定住者の在留資格により本邦に入国しようとする場合には、「素行が善良であること」の立証を求められることができるようにするなどの法務省告示の改正を検討している。 なお、外国人の出入国管理については、テロリスト、犯罪者あるいは退去強制措置を有する者等の入国を水際で確実に阻止するため、バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築に向けて法的整備を進めているところである。	209077	法務省・外務省	日系人の在留資格要件の追加	5119	5119009			テンプスタッフグループ	9	A	日系人の在留資格要件の追加	今後受け入れる日系1世、2世、3世について日本語要件の追加を求める。 日本語要件を満たした日系4世について就労ビザを与える等の対応を求める。 軽犯罪履歴のある者の入国停止処置を求める。	日本語教育を実施し、その学費については奨学金制度及び長期就労による奨学金返還免除制度を創設する。 在留資格申請審査時に日本語レベルの認定証等を提出させることで、日本の生活文化に適合させる。 日本の労働力不足を防ぐために、民間企業による健全な受入が可能となる環境を整備する。	現在日本に滞在する日系人及び今後来日する日系人の中には日本語ができず、生活環境全般において不自由である者が多い。これは少年の学校の登校拒否、又は不慮化する温床となっている。 日系4世は日本国内で就労できないことになっているが、一部就労させている企業が存在する。また未成年者にも関わらず就労を黙認している企業がある。日本国内における日系人の犯罪は多く、これは、犯罪の重さに対する認識の甘さが起因している。また一部の犯罪者の存在により多くの日系人が偏見の目で見られてしまう。	入管法			
				第三者機関によるコンプライアンス監査システムの導入について、当省において当該制度の所管省庁等において検討等がなされれば、当省においても必要な協力を行っていくこととした。						209078	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価。コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。 事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
		b		当省においては、手続により電子署名を不要としている手続もあり、今後も、情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮した上で、検討していきたい。 平成17年8月に、年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続について「オンライン利用促進対象手続」として定めた。また、平成17年度末までの限り早期に、各手続ごとに、具体的な利用促進措置とその実施期限、利用率の目標等を定めた行動計画(アクション・プラン)を策定し、公表するため、現在作業中である。						209079	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり利用の飛躍的な伸びにつながるものと考えられる。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
		b		成果重視事業を進めていく上で参考とさせていただきます。						z09080	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に進めて欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					
商業登記規則第33条の6	電子証明書の発行を請求するには、申請書及び磁気ディスクを提出し、印鑑カードを提示する必要がある。	c		電子証明書の発行を請求する際には、申請書及び磁気ディスクを提出し、印鑑カードを提示する必要がある。	電子証明書の発行に当たっては、その性質上、厳格な本人確認を行う必要がある(電子署名及び認証業務に関する法律第6条、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第5条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第6条)。商業登記の電子証明書の発行請求においても、申請書に押印される登記所提出の印鑑及び印鑑カードによる本人確認を行っているところである。このように、認証局において厳格な本人確認を行うのは、電子証明書がいったん発行されると、使用回数に制限がなく、長期間にわたって使用され、相手方は電子証明書のみを信頼して、その記録内容から本人を確認することになること等から、電子証明書の発行に係る責任が重大であることによる。	要望内容は、商業登記において電子的な対応のみの一本化を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	c		そもそも、電子認証制度は電子商取引、電子申請等の場における成りすましを防止するための仕組みであるところ、電子証明書の発行を電子的な対応のみで行うことは、成りすましを防止する観点から十分な本人確認ができないこととなる。すなわち、電子的な申請のみによって電子証明書を発行する場合には、他の機関が発行した電子証明書により電子的に本人等を確認することとなるが、先般回答したとおり、電子証明書を発行する機関(以下「認証局」という)は、電子証明書の発行に当たっては、その性質上、電子的な手段以外の成りすましを困難な方法により、厳格な本人確認を行う必要がある。それは、認証局において厳格な本人確認を行うのは、電子証明書がいったん発行されると、使用回数に制限がなく、長期間にわたって使用され、相手方は電子証明書のみを信頼して、その記録内容から本人を確認することとなること等から、電子証明書の発行に係る責任が重大であることによる。例えば、民間の認証局は、住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本等の提出を求め、かつ、利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等の提出を求めることとなる。電子署名及び認証業務に関する法律第6条、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第5条)。商業登記の電子証明書の発行請求においては、申請書に押印される登記所に提出された印鑑及び印鑑カードによる本人確認を行っていることである。	したがって、商業登記に基づく電子認証制度において電子証明書を発行するに当たり、登記所提出の印鑑による確認を行うことなく、他の機関が発行した電子証明書により電子的に本人等を確認することとなること等から、商業登記所が発行する電子証明書の重要性を高める必要がある。	したがって、商業登記に基づく電子認証制度において電子証明書を発行するに当たり、登記所に提出された印鑑による確認を行うことなく、他の機関が発行した電子証明書により電子的に本人等を確認することとなること等から、商業登記所が発行する電子証明書の重要性を高める必要がある。	z09081	法務省	商業登記の申請手続き	5121	5121005			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	5	A	商業登記の申請手続き	商業登記においては、電子証明書の請求時に会社代表者が管轄登記所に会社代表者の印鑑を押し、登記印鑑を貼付した「電子証明書発行申請書」を提出することになっているが、この手続きは手間がかかり入り口段階でのオンライン登記の普及促進の障壁となっている。電子的な対応のみの一本化を検討したい。国民の利便性向上の観点及び電子政府の利用率向上の観点よりも電子的に本人及び代理人の確認を行える体制を検討いただきたい。		電子署名及び認証業務に関する法律施行第5条	
不動産登記法第23条、不動産登記令第7条第1項第2号、第12条、第14条、不動産登記規則第72条	代理人による登記の申請をする場合には、代理権限を証する情報(委任情報)を提供する必要がある。この場合、オンラインにより登記の申請を行う場合、申請人又は代理人等は、申請情報に電子署名を付す必要がある。また、登記識別情報の提供を要する申請において、申請人が登記識別情報を提供できないにとき正当な理由がある場合、不動産	d		代理人によって不動産登記の申請をする場合において、代理権限を証する情報を提供することとされているのは、当該登記の申請の真正性を確認する一つの方法として、代理権が授与されたことを確認するためであり、この点において書面申請とオンライン申請において異なる点ではない。オンライン申請においては、代理権限を証する情報が申請人の意志に基づいて作成されていることを確認するために、作成者である申請人の電子署名をもつて確認するために不可欠な措置である。					一方、本人確認情報の提供については、申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために、資格者代理人がその職務において確認したことを証明するものであり、本人確認情報の提供により事前通知の省略を認めているものであって、負担を課しているものではない。なお、オンライン申請においては、一般的な本人確認手段として電子署名及び電子証明書が広く用いられており、不動産登記等の申請に限ったものではない。		z09082	法務省	不動産登記の申請手続き	5121	5121006			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	6	A	不動産登記の申請手続き	司法書士が代行登記を行うケースの多い不動産オンライン登記において、利用申込者本人の署名および押印がある委任状の提出を求め、かつ、印鑑登録証明書・旅券等により代理人の真偽を確認するとの現規則には代表的な利用者である司法書士も負担感を感じている。国民一般にとっては、通常ど利用することのない不動産登記に際しての環境の設定や電子証明書の取得は負担感も大きく、今後のオンライン登記の活用促進のためにはより簡便な方法が望まれると思われる。現在の手続きそのものが規制になっているといえるのではないが、国民の利便性向上の観点及び電子政府の利用率向上の観点よりも電子的に本人及び代理人の確認を行える体制を検討いただきたい。		電子署名及び認証業務に関する法律施行第5条		
不動産登記法第18条、不動産登記法附則第6条第1項	平成17年12月1日現在、不動産登記のオンライン申請手続については、61登記所に導入している。	d		平成20年度の出来るだけ早期に、全国の登記所のオンライン化を実現することを目標に計画的に作業を行っている。		回答では「平成20年度の出来るだけ早期に、全国の登記所のオンライン化を実現することを目標に計画的に作業を行っている。」とされているが、スケジュールの前倒しについて改めて検討されたい。	d		オンライン化の計画については、「IT政策パッケージ2005」(平成17年2月24日「IT戦略本部決定」)において、平成20年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現するとの目標を定めていることから、可能な限り前倒ししているところであり、平成18年度はこれまでの導入登記所数を大幅に拡大し、160登記所程度を予定している。	z09083	法務省	不動産登記の申請手続き	5121	5121007			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	7	A	不動産登記の申請手続き	不動産のオンライン登記はH17年3月より開始されたが、現在のオンライン化対応の法務局は20庁であり、前倒しでの早期の全庁のオンライン化を望みたい。					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
不動産登記法第119条、商業登記法第13条第1項、登記手数料令第2条の2	登記手数料について、オンラインにより登記事項証明書の交付を請求する場合は、10枚までにつき1通1,000円となっているが、これには返信用の郵送料が含まれており、郵送により請求する場合に比べて実質的に安価である。なお、登記手数料の額は、物価の状況、証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して定めたものであり、適正な価格であると認識している。									209084	法務省・財務省	商業登記・不動産登記の申請手続き	5121	5121008			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	8	A	商業登記・不動産登記の申請手続き	商業登記・不動産登記のオンライン化普及促進のためには、登記利用者への登録免許税軽減や既に一部実施している手数料へのインセンティブ拡充について検討いただきたい。					
建物の区分所有等に関する法律第1条、不動産登記法第3条	「家の建物は、通常は1個の不動産として1個の所有権の目的とされるが、その各部分が構造上区分され(構造上の独立性)、独立して建物の用途に供することができる場合(利用上の独立性)には、各部分ごとにそれぞれ独立の所有権の目的となり(建物の区分所有等に関する法律第1条)、登記の対象となる(不動産登記法第3条)。			建物の区分所有権の対象となる部分は、独立した物的支配に適合するものでなければならぬため、構造上物理的に区分されていることが要件とされており、隔壁、階層等により独立した物的支配に適する程度に他の部分と遮断されていることが必要となる。今回の要望のように、目地棒やピンにより床に恒久性のある境界標識が埋め込まれ、その区分が明確であっても、それは単に「将来そのように区分される、予定を示しているにすぎず、全く隔壁がない場合にまで区分所有権の対象とすることはできない。仮にこれを認めた場合、家屋の一部屋に区分所有権を認めることと変わらず、取引の対象物を特定することができないこととなり、不動産取引の安全を害することとなる。						209085	法務省	区分建物の無隔壁登記	5123	5123001			株式会社問題経営研究所	1	A	区分建物の無隔壁登記	区分所有権の登記を行う場合、用途によって(具体的な要望としては商業施設)は、申請に基づき、壁やシャッター等の境界壁を設けることなく、固定的、恒久的な境界標識(目地棒やピンによる明示)により登記ができるよう、登記手続き又は運用を全国的に統一する。			一棟の商業施設に複数の区分所有者が存在する場合(既存店舗共同化や複数の土地所有者による等価交換方式により建設された場合等)、現状では、区分登記を行うには、壁やシャッター等何らかの障壁を設けることが原則となっている(構造上の区分)。そのため、登記官との協議によりシャッターを付け、又は障壁を設置し、登記後全く使用しなかったり、撤去した例が多くみられる。申請に基づき、無隔壁区分登記が可能になれば、ワンフロアをオープンフロアとして一体的に運営する選択が可能となり、変化の激しい商業施設のリニューアルに対応しやすくなる。ひいては商業の活性化につながるものである。	建物の区分所有等に関する法律第1条(建物の区分所有)「一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。」 不動産登記事務取扱手続基準第137条(建物の戸数の基準)第2項「一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがある場合には、その各部分は、各別にこれを1個の建物として取り扱うものとする。」	
民法第251条	2人以上の者が所有する1つの物(共有物)については、各共有者それぞれが持分を有し、各共有者は、その持分を自由に譲渡することができるが、他の共有者全員の同意を得なければ、共有物の処分・変更をすることはできない(民法251条)。			共有物の処分は、他の共有者の持分権をも処分するものであり、また、共有物の変更は、共有物についての他の共有者の使用権能を著しく制限するものであるため、他の共有者の同意を要するものである。これを一部を一部の共有者のみで意思で処分することができることは極めて困難である。なお、区分所有法上、一定の場合に、特別多数決の方法で共用部分の変更を認めたり、区分所有建物の建替えを認めたりしているのは、各自が専有部分を有するという区分所有建物の特性にかんがみ、例外的な取扱いをしたものであって、本要望に示されている事例とは全く状況が異なるものである。						209086	法務省	共有物の処分・変更の特例措置	5123	5123002			株式会社問題経営研究所	2	A	共有物の処分・変更の特例措置	現状では全員合意が必要となる共有物の処分・変更(例えば4/5以上の多数の合意による)ができるよう特例措置を講ずべきである。			商業施設等を例えば10人で所有している場合、区分所有であれば区分所有法に基づき、区分所有者数及び議決権の各4/5の多数により建替え決議が可能であるが、共有の場合には、現状では全員の合意が必要となり(民法251条)、一人の反対で建替えができないことになる。また、建替えのような典型例だけでなく、改築や長期の賃貸借契約など「共有物の変更にあたる」とされる行為も同様である。等価交換事業において整備された商業施設には共有となっているものが多く、10人を超える共有者が存在するケースもある。共有物の処分・変更には全員合意が必要であれば、これらの商業施設の建替えや再整備がきわめて困難となる。	民法第251条(共有物の変更)「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。」	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。			研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用懸念などの問題が払拭されない現状が依然としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ滞在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。						209087	警察庁・法務省・外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習期間の延長)	5124	5124002			株式会社フルキャスト	2	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習期間の延長)	現在の制度上最長3年の研修期間、技能実習期間を、数年間期間延長する。			技術移転としての国際貢献の位置付けを明確にするためには、最長3年の研修期間、技能実習期間を経て帰国するのではなく、習得した技能を継承し体得する期間として数年の期間延長が必要である。研修生が一定水準の技能に達した後に熟成期間を置く事で、初めて技術の伝承が可能となる。	技能実習制度推進事業運営基本方針技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管官庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
戸籍法第1条、第4条、外国人登録法第3条、第4条、第3条、第5条、第9条、第15条	戸籍事務及び外国人登録事務については市区町村の長が行うこととされている。	a(c)		戸籍事務のうち、現在「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により郵便局での取扱いが認められている戸籍本等の交付請求の受付及びその引渡し事務については、内閣府が次期通常国会へ提出予定の「公共サービス効率化法(市場化テスト)法」において、今回、特別措置を整備する6つの業務「以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等を踏まえつつ、市場化テストが可能な業務であるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じるとされたことを踏まえ、また、本件が現実の状況を踏まえた地方公共団体からの提案であることを考慮し、本件に関する市場化テスト・民間開放の推進について、さらに検討いただきたい。なお、当方としては、「人の親族的身分関係の形成に関する業務」あるいは「資格に義務を課し、又は権利を制限する処分等を行う業務」であるからといって、市場化テスト・民間開放にしましなはと考えていないことを申し添える。			a(c)		戸籍事務：戸籍事務のうち、現在「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により郵便局での取扱いが認められている戸籍本等の交付請求の受付及びその引渡し事務については、内閣府が次期通常国会へ提出予定の「公共サービス効率化法(市場化テスト)法」において、今回、特別措置を整備する6つの業務「以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等を踏まえつつ、市場化テストが可能な業務であるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じるとされたことを踏まえ、また、本件が現実の状況を踏まえた地方公共団体からの提案であることを考慮し、本件に関する市場化テスト・民間開放の推進について、さらに検討いただきたい。なお、当方としては、「人の親族的身分関係の形成に関する業務」あるいは「資格に義務を課し、又は権利を制限する処分等を行う業務」であるからといって、市場化テスト・民間開放にしましなはと考えていないことを申し添える。	209088	総務省・厚生労働省	区民事務所・区民サービスコーナー窓口業務の委託化	5130	5130001			葛飾区	1	B		「節区においては、住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金等に関する事務(台帳作成・証明発行・各種資格喪失等)を取り扱う機能を有する区民事務所(その他の別機能も有している)と区民事務所取扱業務範囲内で主に諸証明発行を行っている区民サービスコーナーという機能がある。これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳法、戸籍法、地方自治法、国民健康保険法等)の緩和及びこれに必要な法制度の確立を求める。	区内に点在する6箇所の区民事務所、4箇所の区民サービスコーナーの窓口業務を包括的(10箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上、コストの削減が期待できる。	現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のローテーション勤務により対応せざるを得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会の拡大が期待できる。 また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が抱う場合に生じる、3、4、5月という1年の中で最も繁忙期における人事異動による一時的なマンパワーの低下を防ぐことも可能となる。	住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条、地方税法第20条の10	
商法第210条第7項(会社法第60条第2項、第3項)	株式会社の株主は、当該会社が特定自己株式を買い受けること等が議案の要領に記載等された株主総会招集通知を受け取った場合には、その会日の5日前までに書面をもって特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすべきことを請求することができる。	a		会社法第158条第1項の規定による通知特定の株主に対して行う場合において、株主が会社に対し、特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求するための検討期間の長さについては、同法第160条第2項の法務省令で定めると同時に同条第3項の法務省令で定めると同時に、当該判断を極めて短期間に行わなければならない。一定の範囲内で、各会社が定款自治によってその時を定めることができる旨を規定する方針のほか、現在実施中のパブリック・コメントに寄せられた意見を踏まえ、来年1月を目途にその公布を行う予定である。			a	週日パブリック・コメントに付した法務省令第30条は、株主は、会社に対し、売主自らを加えたものを株主の議案とすることを議会の開会日の5日前までに請求することができる旨と規定しているが、同時に、現行法と異なり、定款で定めることにより、その期間を短縮することができるとしている。すなわち、会社法及び法務省令案は、特定の株主から会社が自己株式を取得する場合、他の株主が自らも売主に加える議案を追加を請求するかどうかを検討する期間について、各会社毎に異なる種々の事情があり得ることに照らし、一律に最低限の期間を設けることをもって足りるとせず、各会社が、その実情に応じ、適切にその期間を設定することとしているのである。したがって、各会社において、その期間を長くする必要があるのであれば、定款変更により、適宜当該各会社の実情に即した合理的な定めを設けることが可能である。	209089	法務省	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が買取を請求できる期間の延長	5132	5132016			生命保険協会	16	A		未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が買取を請求できる期間の延長	株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保し、引き伸ばすことにより、議案の通知が活かされたい場面が生じる。	現在の商法規定においては、株主総会の招集通知を総会前の1週間前に短縮できるような定款変更を行った会社が、特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保し、引き伸ばすことにより、議案の通知が活かされたい場面が生じる。	商法第210条第7項、会社法第60条第2項、同第3項		
戸籍法第1条、第4条	戸籍事務は市区町村長が行うこととされている。	a(c)		戸籍事務のうち、現在「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により郵便局での取扱いが認められている戸籍本等の交付請求の受付及びその請求に係る戸籍本等の引渡し事務については、内閣府が次期通常国会へ提出予定の「公共サービス効率化法(市場化テスト)法」において、今回、特別措置を整備する6つの業務「以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等を踏まえつつ、市場化テストが可能な業務であるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じるとされたことを踏まえ、また、本件が現実の状況を踏まえた地方公共団体からの提案であることを考慮し、本件に関する市場化テスト・民間開放の推進について、さらに検討いただきたい。なお、当方としては、「人の親族的身分関係の形成に関する業務」あるいは「資格に義務を課し、又は権利を制限する処分等を行う業務」であるからといって、市場化テスト・民間開放にしましなはと考えていないことを申し添える。			a(c)	戸籍事務のうち、現在「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により郵便局での取扱いが認められている戸籍本等の交付請求の受付及びその請求に係る戸籍本等の引渡し事務については、内閣府が次期通常国会へ提出予定の「公共サービス効率化法(市場化テスト)法」において、今回、特別措置を整備する6つの業務「以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等を踏まえつつ、市場化テストが可能な業務であるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じるとされたことを踏まえ、また、本件が現実の状況を踏まえた地方公共団体からの提案であることを考慮し、本件に関する市場化テスト・民間開放の推進について、さらに検討いただきたい。なお、当方としては、「人の親族的身分関係の形成に関する業務」あるいは「資格に義務を課し、又は権利を制限する処分等を行う業務」であるからといって、市場化テスト・民間開放にしましなはと考えていないことを申し添える。	209090	総務省・厚生労働省	窓口業務の委託契約措置の導入	5142	5142001			地方公共団体	1	B		地方自治法第155条第3項第4項とし、同条第3項として1項を追加する。「3 普通地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、第1項の支庁、地方事務所、支所又は出張所所管する業務の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。」 なお、この改正に伴い、関連する住民基本台帳法、戸籍法、国民健康保険法等の規定を改正された。	本市では、現在2箇所設置している出張所の窓口業務を民間企業に委託する。	現行法制度では、事業の実施主体が公務員に限定されており、例えば、住民票の写しの交付は公権力の行使であり、また、戸籍法に基づく(各種)の届出は行政処分とされているところである。しかし、これらの事務は、いづれも実態としては、戸籍法第86条の規定による死亡届の際には、医師法の規定により、医師が作成した死亡診断書等の添付が義務付けられているが、これは、人の死亡という事実を有資格者による証明書を添付の上、報告されるに過ぎず、業務の性格上は形式審査に基づく「事実確認」に過ぎず、実質的な審査権は有していないことから事業の実施主体を公務員に限定する合理的な理由はないと考えられる。	地方自治法、住民基本台帳法、戸籍法、国民健康法、介護保険法、国民年金法等		
弁護士法第72条、司法書士法第2条、土地家屋調査士法第2条、労働者派遣事業関係取扱要領	弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士法では弁護士法が報酬を得る目的で法律事件に関する法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。司法書士又は土地家屋調査士法においては、労働者派遣の相手とはならない。	C		弁護士又は弁護士法にない労働者派遣業者が労働者派遣を行うことについては、労働者派遣業者が弁護士との間の雇用契約に基づく(指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱うことになるおそれがあること、労働者派遣業者が弁護士に法律事務を周旋し、その対価を得ることになること、といった弁護士法第72条本文に抵触する事象が生じることから、認められない。 (なお、弁護士法が弁護士の労働者派遣をすることを認めることは、構造改革推進本部決定「構造改革特区に関する有識者会議の意見に関する政府の対応方針」において、構造改革特区に関する有識者会議の「弁護士法第3条に規定する業務に關し、弁護士法が他の弁護士又は弁護士法を派遣先とする労働者派遣(外国法事務弁護士を含む)の労働者派遣を行うことについて、弁護士法の立法趣旨との整合性の問題を含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。との意見について、「規制改革の趣旨をそこなないよう、規制所管官庁は進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとする。」とされたところであり、現在、これに基づいて、この改正案が			C	< 弁護士法の派遣について > 通常、派遣元事業者と派遣先事業者との間には、指揮命令関係が存在しないことから、単なる雇用関係の存在を理由に派遣禁止を正当化するには無理があると考えられる。 以上の観点から、改めて弁護士法の派遣について検討し、見解を示されたい。	209091	金融庁・総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省	土業者派遣の解禁	5144	5144001			(社)日本経済団体連合会	1	A		土業者派遣の解禁	全ての土業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。	企業再生やM&A等が頻繁に発生する中で、企業は短期的に弁護士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門業者や補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多くなっており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給しよう、各種土業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。	公認会計士法第47条の2 弁護士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条 行政書士法第19条 弁理士法第75条	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とされない。 弁護士及び公認会計士に関しては全国規模で2005年度に措置がなされたところであるが、対象範囲は非独占業務に限定されている。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託の利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていることである。 要望内容である信託法第58条の見直しについては、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。 現時点では検討の方向性は確定していないが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。						209092	金融庁・法務省	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	5144	5144069			(社)日本経済団体連合会	69	A	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	資産流動化法の特定持分信託に關する法文において、信託法第58条の適用が除外されることを改正信託法において明文化すべきである。	特定持分信託は、その制度趣旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするが求められているが、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるかどうかは明らかでない。そのため実務上は、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度趣旨からすればおよそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	信託法第58条 資産の流動化に関する法律第31条の2	特定持分信託の信託契約に委託者または受益者が、信託期間中に信託契約を解除できない条項を入れたとしても、裁判所による信託の解除命令を規定した信託法第58条の適用があるかどうかは明らかでない。	
貸金業の規制等に関する法律 出資法の受入れ、預り金及び金利等に関する法律	貸金業規制法、出資法は、すべての貸金業者に対し、資金需者等の属性や規模の如何にかかわらず一律に適用される。	b		平成16年1月1日に施行された貸金業規制法及び出資法の一部改正法では、貸金業制度の在り方及び出資法第5条第2項については、この法律の施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。					209093	金融庁・法務省	貸金業規制法、出資法の抜本的な見直し	5144	5144080			(社)日本経済団体連合会	80	A	貸金業規制法、出資法の抜本的な見直し	貸金業は消費者向け、事業者向けに大別され、それぞれにおいて規模別、融資形態別、組織別など多様化が進んでいる。また、関係する情報技術の進展も目覚ましいものがある。現在、貸金業規制法、出資法の見直し作業が進められているが、仮に今回見送られる事項があったとしても、一律規制の是非を含めて、見直しを続けていくことを明らかにすべきである。	貸金業者は、創意工夫を重ね、様々な金融サービスを展開し、個人や企業の多様な資金ニーズの受け皿となっている。しかしながら、現在の貸金業規制法は、消費者、小規模事業者等向けの悪質な事業者の取り締まりを前提とした一律規制の仕組みとなっていることから、近年のIT技術の高度化や融資形態の多様化に柔軟に対応することが困難であり、資金需要者の利便性を損なう結果となつて、より資金需要者の利便性向上、多様な資金ニーズへの対応が可能となるよう、貸金業規制法、出資法を抜本的に見直すことが求められる。	貸金業の規制等に関する法律 出資法の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律	貸金業規制法及び出資法の一部を改正する法律(2003年法律第136号)の附則において、施行後3年を目途として、必要な見直しを行うものとされている。		
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。 技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	c		研修・技能実習制度については、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図りつつ制度自体の見直しを行っていくこととしており、その見直しの中で、関係省庁とも連携して研修・技能実習生に係る在留資格の創設等も含めた検討を行っていく必要があると考える。 について 多能工については、一定レベル以上の複数の能力を身に付ける必要があると思われるが、そのような形態の受入れはそもそも滞在期間の長期化を伴うものと考えられることから困難である。 また、受入れ人数の拡大については、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図りつつ、受入れ企業に係る基準等を含めた制度自体の見直しを行っていくこととしており、現時点において人数枠の緩和を行うことは時期尚早と考える。 について 研修・技能実習制度は、我が国において修得した技術等を本国で生かすという技術移転を目的とした制度であり、研修・技能実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨に反するものと考えられる。					209094	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し	5144	5144086	1		(社)日本経済団体連合会	86	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	外国人研修・技能実習制度は、製造業のみならず農業・水産業等多くの産業分野で活用され、わが国及び発展途上国の経済発展に貢献する不可欠な制度として定着する一方で、同制度を低賃金の労働者供給ビジネスとして悪用している団体やブローカーなどが介在する場面も少なくない。従って、同制度の見直しにおいては、制度の趣旨を一層徹底するとともに、不正行為を行った受け入れ機関の新規受け入れ停止期間を5年に延長するなど規制を強化する一方で、過去数年にわたり研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等な適正な運営を行なっている企業に技能実習生の受け入れを認めることとし、下記の内容を含め、各種の規制緩和策を講ずるべきである。その際には、経済連携協定(EPA)交渉を進めているインドネシアなどからの要望も踏まえ、経済連携協定の枠組みの中で、受け入れ者の要件や受け入れ枠の設定、受け入れ機能の一元化等の適切な仕組みを整備して先行実施することも検討すべきである。 外国人研修・技能実習制度に関する在留資格の創設 同制度における非実務研修、実務研修、技能実習の期間等につき柔軟性を発揮するべきである。製造業のみならず農業・水産業等多くの産業分野で活用され、わが国及び発展途上国の経済発展に貢献する不可欠な制度として定着する一方で、同制度を低賃金の労働者供給ビジネスとして悪用している団体やブローカーなどが介在する場面も少なくない。従って、同制度の見直しにおいては、制度の趣旨を一層徹底するとともに、不正行為を行った受け入れ機関の新規受け入れ停止期間を5年に延長するなど規制を強化する一方で、過去数年にわたり研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等な適正な運営を行なっている企業に技能実習生の受け入れを認めることとし、下記の内容を含め、各種の規制緩和策を講ずるべきである。その際には、経済連携協定(EPA)交渉を進めているインドネシアなどからの要望も踏まえ、経済連携協定の枠組みの中で、受け入れ者の要件や受け入れ枠の設定、受け入れ機能の一元化等の適切な仕組みを整備して先行実施することも検討すべきである。 再技能実習の制度化及び技能実習期間の延長等現地の技能者を多能工として育成するため、また、技術の進展や複雑化に伴いより高度な技術を習得するための外国人研修・技能実習修了後、	研修生から技能実習生への移行者が2万人を超えるなど、本制度がわが国および発展途上国において不可欠な制度となつた今、研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しを行う必要がある。研修・技能実習期間の延長や職種拡充を求める声が多い一方、研修生や技能実習修了後の失業者を解決するため、研修期間中の待遇改善や技能実習終了後のインセンティブ付与を求める声も出ている。また、インドネシア経済連携協定(EPA)交渉において、インドネシア側から、研修期間における待遇の改善、受け入れ職種の拡大、研修・技能実習修了後の就労、等につき要望が寄せられていることから、互恵的なEPAを締結していく観点からも、積極的に対応していくべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	現行の外国人研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修および実務研修)」「生活実習」として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能実習修了後の失業者を解決するための措置を講じつつ、より資金需要者の利便性向上、多様な資金ニーズへの対応が可能となるよう、貸金業規制法、出資法を抜本的に見直すことが求められる。		
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。 技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	c		研修・技能実習制度については、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図りつつ制度自体の見直しを行っていくこととしており、その見直しの中で、関係省庁とも連携して研修・技能実習生に係る在留資格の創設等も含めた検討を行っていく必要があると考える。 について 多能工については、一定レベル以上の複数の能力を身に付ける必要があると思われるが、そのような形態の受入れはそもそも滞在期間の長期化を伴うものと考えられることから困難である。 また、受入れ人数の拡大については、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図りつつ、受入れ企業に係る基準等を含めた制度自体の見直しを行っていくこととしており、現時点において人数枠の緩和を行うことは時期尚早と考える。 について 研修・技能実習制度は、我が国において修得した技術等を本国で生かすという技術移転を目的とした制度であり、研修・技能実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨に反するものと考えられる。					209095	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し	5144	5144086	2		(社)日本経済団体連合会	86	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	外国人研修・技能実習制度は、製造業のみならず農業・水産業等多くの産業分野で活用され、わが国及び発展途上国の経済発展に貢献する不可欠な制度として定着する一方で、同制度を低賃金の労働者供給ビジネスとして悪用している団体やブローカーなどが介在する場面も少なくない。従って、同制度の見直しにおいては、制度の趣旨を一層徹底するとともに、不正行為を行った受け入れ機関の新規受け入れ停止期間を5年に延長するなど規制を強化する一方で、過去数年にわたり研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等な適正な運営を行なっている企業に技能実習生の受け入れを認めることとし、下記の内容を含め、各種の規制緩和策を講ずるべきである。その際には、経済連携協定(EPA)交渉を進めているインドネシアなどからの要望も踏まえ、経済連携協定の枠組みの中で、受け入れ者の要件や受け入れ枠の設定、受け入れ機能の一元化等の適切な仕組みを整備して先行実施することも検討すべきである。 再技能実習の制度化及び技能実習期間の延長等現地の技能者を多能工として育成するため、また、技術の進展や複雑化に伴いより高度な技術を習得するための外国人研修・技能実習修了後、	研修生から技能実習生への移行者が2万人を超えるなど、本制度がわが国および発展途上国において不可欠な制度となつた今、研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しを行う必要がある。研修・技能実習期間の延長や職種拡充を求める声が多い一方、研修生や技能実習修了後の失業者を解決するため、研修期間中の待遇改善や技能実習終了後のインセンティブ付与を求める声も出ている。また、インドネシア経済連携協定(EPA)交渉において、インドネシア側から、研修期間における待遇の改善、受け入れ職種の拡大、研修・技能実習修了後の就労、等につき要望が寄せられていることから、互恵的なEPAを締結していく観点からも、積極的に対応していくべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	現行の外国人研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修および実務研修)」「生活実習」として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能実習修了後の失業者を解決するための措置を講じつつ、より資金需要者の利便性向上、多様な資金ニーズへの対応が可能となるよう、貸金業規制法、出資法を抜本的に見直すことが求められる。		

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法	我が国の公私の機関との契約ではなく、海外企業と我が国企業との契約に基づいて入国しようとする専門的・技術的分野の外国人については、「技術」等の在留資格に該当しない。	b		外国企業との契約に基づき(我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために本邦へ長期出張する、海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づいて、検討を行っている。		現在、我が国企業と、我が国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため、当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人が一定期間我が国に在留する場合、短期滞在、或いはその延長など、必ずしも我が国企業への出向という形態をとっている訳ではない。当会要望は、そのような外国人が我が国企業に出向する契約や我が国企業と外国人本人との労働契約がなくとも長期に在留することが可能となるよう、法令・制度の整備を求めているものであり、このような外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格を早期に整備して頂きたい。	b		・「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」に基づいて引き続き検討を行っている。	209096	警察庁・法務省・厚生労働省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	5144	5144087			(社)日本経済団体連合会	87	A	外国企業と我が国の企業との契約に基づき(我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために本邦へ長期出張する、海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づいて、検討を行っている。	政府は閣議決定に従い、極力早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件を設定し、我が国企業、外国企業ともに過度な負担を課すことのないようすべくあり、在留期間について極力長期なものとするなど等が重要である。特に、労働基準関連法令等の適用に関わる措置が必要とされる場合には、我が国の受け入れ企業は引き続き日本、その者を来日する外国人の管理者とみなすことにより、外国人が1名で来日する場合でも新たな在留資格の取得を可能とすべきである。	近年、我が国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業が我が国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、我が国企業と当該外国人の間には契約が存在しない場合には、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受入れる必要性が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。 2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」では、当会が昨年度の要望を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期に在留できるように、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。」平成17年度に検討(結論)とされた。	
出入国管理及び難民認定法	外国人は、入管法上の在留資格をもって在留している。	b		介護分野の業務に従事する者については、日比EPAの下での枠組を構築中であり、現段階で介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難である。		介護福祉士は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき名称独占の資格であり、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと等を業とする者を言うのは、資格を所管する厚生労働省がそのホームページで広く開示することである。国家資格である介護福祉士が専門的・技術的分野の労働者に該当することは明らかで、「専門的・技術的分野の外国人労働者は積極的に受け入れられる」という政府方針(雇用対策基本計画、出入国管理基本計画)に基づき、人数制限や最長滞在期間制限等のない適切な在留資格を速やかに整備すべきである。「日比EPAの下での枠組を構築中であり」との指針を踏まえれば、速くとも日比経済連携協定の国会承認得られ次第、整備を行うべきである。	b	・日比EPAの下での枠組を構築中であり、かつ、新たな分野において外国人を受け入れることとなるのであるから、その受入れの影響等を評価できない段階において介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難であるが、その評価を踏まえて検討を行っていることとしている。	209097	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人の介護分野での在留資格の整備	5144	5144088			(社)日本経済団体連合会	88	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	当面、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえ新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士としての必要知識及び技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得を可能とすべきである。(右欄へ続く)	介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの確保の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかしながら、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、EPA交渉において合意した場内限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの確保の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかしながら、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、EPA交渉において合意した場内限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める(滞在期間の上限ととも)に、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなった。 しかし、具体的な受け入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされることにも、与えられない在留資格も特定活動と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、例えば介護福祉士の国家資格等を得た入国は認められていない。	
出入国管理及び難民認定法	外国人の在留期間は最長3年とされている。	b		在留期間を延長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みの構築については、現在、内閣官房におけるワーキングチームにおいて検討を行っているところであり、この結果を踏まえて、高度人材に係る在留期間の延長を検討していく必要がある。		本件については「規制改革・民間開放3か年計画(改定)」において「平成18年度結論」として閣議決定されているところ、内閣官房・外国人の在留管理に関するワーキングチームにおける検討を急ぎ速やかに結論を得て、「不法就労等の問題を発生させない仕組み」とともに、特に高度人材に係る在留期間を延長すべく、法制上の措置を含め必要対策を早急に講じて頂きたい。	b	本要望については、内閣官房におけるワーキングチームにおいて、関係省庁とも連携しつつ、引き続き不法就労等の問題を発生させない仕組みにつき検討を行い、その結果を踏まえて検討を行うこととしている。	209098	警察庁・法務省	高度人材に対する在留期間の長期化	5144	5144089			(社)日本経済団体連合会	89	A	高度人材に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば「在留資格」「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く(不法滞在者も少ない)分野の外国人(いわゆる「高度人材」)については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸ばすべきである。(省略あり)	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば「在留資格」「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く(不法滞在者も少ない)分野の外国人(いわゆる「高度人材」)については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸ばすべきである。(省略あり)	専門的・技術的分野の中でも、在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題を発生防止することができ、一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性は大きいと高まると考えられる。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づき在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の延長も含め、引き続き2006年度中に結論を得るための検討が行われることを期待する。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則 別表第2	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れられる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方を構築する必要がある」として、在留期間を延長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の延長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の延長についても検討していく、としている。	
出入国管理及び難民認定法	外国人は、入管法上の在留資格をもって在留している。	c		専門的・技術的分野の外国人については積極的に受け入れられていることとしているところ、新たな分野における外国人労働者の受入れについては、我が国における経済、社会及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ慎重に対応するとの政府方針に則って検討していく必要がある。		当会要望は、産業上、特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を柔軟に解釈し、一定以上の日本語能力や技能を有する外国人を受け入れることによって、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化を目指すものである。いづれにしても、政府においては、現在は専門的・技術的分野に該当する外国人労働者の受け入れについては、政府全体としていたずらに結論を先送りすることなく、検討の主体やスケジュールを明確に定め、可及的速やかに「国民のコンセンサス」を得るための検討を進めるべきである。	c	・新たな分野における外国人労働者の受入れは、一省庁においてではなく、政府全体として検討すべき大きな課題であることから、我が国における経済、社会及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ中・長期的に検討していく必要がある。	209099	警察庁・法務省・厚生労働省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	5144	5144090			(社)日本経済団体連合会	90	A	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて、政府全体として、人管法別表第一にある生産現場に不可欠な「技能」等、総じて専門性が高く(不法滞在者も少ない)分野の外国人(いわゆる「高度人材」)については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸ばすべきである。(省略あり)	(左欄より続く) 一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。 同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに併せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。	今後、労働力人口の減少が不可避的な状況にある中、わが国の国際競争力の維持・強化を図る上では、わが国にとって付加価値の高い外国人労働者を適切に受け入れていくことが重要である。とりわけ、わが国の競争力の源泉である生産現場に不可欠な「技能」等、総じて専門性が高く(不法滞在者も少ない)分野の外国人(いわゆる「高度人材」)については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸ばすべきである。(省略あり)	2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、「専門的・技術的分野における外国人労働者の受け入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的・技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく」と指摘するとともに、「現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて着実に検討していく」としている。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
家事審判規則第5条第2項	弁護士でない者が代理人又は補佐人となるには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。	-	該当なし(最高裁判所規則上の手当てを必要とするもの)	なし	本件要望に係る規制は最高裁判所規則(家事審判規則)の定めるところであるから、本件要望は家事審判法その他の当該所管法令の改正を要するものではない。なお、当該規則については、最高裁判所において、代理人や補佐人としてふさわしくない者が手続に関与するのを防止する取	-	-	-	-	209100	法務省	家事審判規則第5条第1項の改正	5146	5146001	-	-	行政書士山田啓子	1	A	家事審判規則第5条第1項の改正	義務研修もしくは、修習制度を創設することを前提に、外国人に関する家事事件につき、家事審判法第9条第1項甲類に掲げる事件および戸籍法第119条に掲げる事件に関し、行政書士が家庭裁判所の許可を得ることなく代理人、補佐人となることができるよう、家事審判規則第5条を改正すべきである。		外国人の八国(在留手続)に関し、出入国管理難民認定法施行規則(以下入管法施行規則と云う)は、本人出頭主義を採用しつつ、地方入国管理局に対して届け出た行政書士に関し、本人に代わって、申請書の提出・立証資料の提出を認め、外国人本人の出頭を免除している(在留資格認定証明書交付申請に関して入管法施行規則第6条の2第4項、在留資格変更申請に関して同第20条第4項、在留期間更新申請に関して同第21条3項、永住許可申請に関して同第22条第3項、在留資格取得に関して同第24条第6項等)。ところで、入管法に定める在留資格中、「家族滞在」「特定活動」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」については、身分変動によってその地位の得喪が決定づけられる。具体的には、出生、認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚、親権等である。これらの手続に関して、外国人はほとんど了知しておらず、また涉外戸籍事務に該たるので、複雑な問題を発生させる。これらの手続について、外国の家族法の知識を有する行政書士が当事者を援助し、当該官庁との調整に当たっている。これらの業務を行う前提として家事	家事審判規則第5条	添付資料あり。
民事訴訟法第60条 弁護士法第72条	当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人ともに出頭することができる。 弁護士又は弁護士法人でない者は、法律に別段の定めがある場合を除き、報酬を得る目的で訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱うこととすることを業とすることができない。	C	御提案の制度の導入については、弁護士法第72条の例外を認めることとなる。同条の趣旨は、法律事務を行うにふさわしい厳格な資格要件や規律に服することのない者が他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業とすれば、当事者その他の関係人の利益を損ね、ひいては法律秩序を害することにあるが、医師の業務は、本質的に法律に関わるものではなく、その資格取得に際しても法律上の知識・素養を要求されていないことに照らすと、税務訴訟における弁護士と同様に論じることができないと考えている。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 一例として挙げられた弁理士の場合、弁理士試験では「特許法・実用新案法」「医匠法」「商標法」が必修科目として問われますが、その他の法律、特に訴訟関連の法律についての知識は必要とされません。ゆえに、弁理士は「特許法・実用新案法」「商標法」「医匠法」については知識が担保されていると言えませんが、弁理士資格の保有をもって法律上の知識・素養があると論じるのは極端であると考えます。同様の理論を立てば、医師は「医師法」「保健師助産師看護師法」「薬事法」程度の知識があれば法廷代理人までも務めることが可能であるということになってしまいます。本件の論点はそこではなく、補佐人として出頭した場合は代理人たる弁護士が補佐人とは別に存在するということです。法的要請については代理人である弁護士が担当し、弁護士では補うことが困難な専門知識を有する者が補佐人として当事者を補佐するのが補佐人制度の趣旨です。「法的資格の無い者が他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことは法律秩序を害することになる」という指摘ですが、法律事務を業とするのは代理人の弁護士であり、貴省の御指摘は適当とは言えません。医師を補佐人として裁判所へ申請する例が多数存在することからこの点は明かです。なお、一般の医師が補佐人となるのはこれまでどおり裁判所への申請を要することとし、訴訟関連の法律知識及び訴訟実務能力について、弁護士会の認定を受けた研修の修了を要件に裁判所への補佐人申請を不要とする制度を考へており、修了要件が法を司る弁護士会に委ねられている以上、適切な法的能力・資質が担保可能であると考へます。	1. 弁理士試験の試験科目は、特許法、実用新案法、商標法、医匠法、著作権法及び不正競争防止法であること。これらの法律は、いかなる法的効果も、内容、その効力、消滅、執行等に際して定めるほか、これらの権利に関する民事訴訟事件について特許を定めたものであるから、これらの法律の修習については、民法及び民事訴訟法に於ける法律が担保されるものである。弁理士試験の試験科目は、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は所得税法、債権法のいずれであること。これらの法律は、「税法」として一つの法律学の分野を構成するものである。 これらのことなる。弁理士及び税理士については、法律に於ける一定の知識を有する必要がある。これらで従来の裁判官の専門知識の範囲決定においても、弁理士及び税理士は、裁判官の専門知識として位置付けられ、法律専門職の一つとされてきたものである。 地方、医師については、医師が医師法、薬事法等について一定の知識を有しているとして、それを必要とする法律事務を取り扱うにむかひ法律に関する一定の知識・素養を有するということにはできない。これまでも、医師が法律専門職の一つとして位置付けられてきたことはないものである。 2. 補佐人については、その職は、当事者又は訴訟代理人が自ら取り扱う、又は委託し得ることは、当事者又は訴訟代理人が自ら取り扱うものとみなされる(民事訴訟法第10条第3項)のことであり、補佐人の職務は、訴訟事件において、事件付与である。当事者の権利義務を直接行使する事件である。弁護士法第72条本文という法律事件に関する法律事務に典型的に該当するものである。もし、このことは、弁護士である訴訟代理人が担っている場合であっても同様である。 3. もし、かつて、医師について、その職務が本質的に法律に關するものであるならば、その職務執行に際しては法律上の知識・素養を要求されていないと考へ、弁護士法第72条本文の規定の例外として、医師が訴訟において補佐人として法律事務を執行するに際しては、裁判所に於ける税理士、特許等に関する訴訟に於ける弁理士と同様に論じることができ、研修の修了のみを要件としてこれを認めるとは困難であると考えます。 なお、医師としては、現行法下においても、弁護士や法曹事務人に対してその専門的な知識・技能に基づいて報酬、助言することや、業として裁判所の許可を得て補佐人となることができること、業として裁判所に於いて補佐人の事務を行うことを業とする	209101	法務省・厚生労働省	医師補佐人制度の創設	5147	5147001	-	-	民間企業	1	A	医師補佐人制度の創設	一定の訴訟関連知識を有することを条件に、医師が医療訴訟については裁判所の許可なく補佐人として出頭できるように医師法を改正されたい。また、医師補佐人の肩書きを医療広告に使用する事についても同時に検討されたい。	医学知識を有する弁護士の育成が、医療訴訟の増加に追い付いていない。税務訴訟における税理士補佐人と同様に、原告の権利保障を図るため、医師が裁判所の許可なく医療訴訟の補佐人となることを認められたい。 弁護士の負担軽減だけでなく、医療機関の患者権利重視姿勢を示す一手段にもなる。また、医療過誤そのものの減少も期待することができる。また、訴訟実務については弁護士会の認定を受けた研修の修了を要件とすることで担保可能である。	民事訴訟法第60条	添付資料：「医療訴訟における医師補佐人制度」					